



FLEC フォーラム・緊急シンポジウム
社会的養護と家庭支援をつなぐ

～児童福祉法改正を展望して～

報告書

全国家庭養護推進ネットワーク

令和3年（2021）7月

Supported by  **日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION**



一般社団法人
共生社会推進プラットフォーム
Inclusive Society Empowerment Platform

はじめに

FLEC フォーラムは、すべての子どもたちに家庭での生活を(Family Life for Every Child: FLEC)という思いをこめて、社会的養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、全国家庭養護推進ネットワークとして、これまで毎年1月～2月に年1回実施してまいりましたが、今回、はじめての試みとして、緊急シンポジウムを実施することにいたしました。

来年(令和4年)は、児童福祉法改正が予定されており、現在、厚生労働省の社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会では、改正に向けた議論が進められています。

私たち全国家庭養護推進ネットワークとしては、今回の見直しの検討が、地域全体で支えられた家庭での養育を、より多くの子どもたちに保障することにつながることを切に願ってやみません。

そこで今回、児童福祉法改正を展望して、特に社会的養護と子育て家庭支援をつなぐ施策に焦点を当てた緊急シンポジウムを企画しました。現場でそうした活動に先駆的に取り組んでいる民間機関に取組事例の報告をしていただき、課題を明らかにして、すべての子どもたちのための実践的な制度の在り方を検討、議論することを目的として開催したものです。

おかげさまで、登壇者も含めると約300名の参加を得、家庭支援と社会的養護の連携と協働に向けて、どのような課題があり、制度改正においてどのような施策が必要か等につき、活発な議論が行われました。関わってくださったすべての皆様に感謝申し上げます。

今回のフォーラムでの議論を踏まえ、全国家庭養護推進ネットワーク幹事会として、あらためて厚生労働省へ要望書を提出いたします。

また、2022年1月29日・30日には、第4回FLECフォーラムも予定しておりますので、準備をすすめてまいります。

本年は、次の社会的養護に関する制度改正に向けて準備する重要な年になると考えます。私たちは、そうした制度改正への対応などを念頭に置いて活動しつつ、さらなる皆様とのネットワークを構築しながら、皆様とともに、すべての子どもたちの幸せを願いつつ、その役割を果たしてまいりたいと思います。

このネットワークとフォーラムが、わが国のすべての子どもたちの未来を切り拓く一助となることを切に願っております。

令和3年7月28日

全国家庭養護推進ネットワーク



目次

- 開催趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 共同代表・設立発起人・幹事・事務局・・・・・・・・ 3
- 開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 代表挨拶
 - 基調講演
 - 事例発表
 - ディスカッション
 - 閉会挨拶
- アンケート分析・結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

開催趣旨

開催趣旨

厚生労働省では、平成28年の改正児童福祉法に基づき、同改正法施行後5年目の見直しの検討が行われており、この4月より社会保障審議会の社会的養護専門委員会において議論が進められています。

私たち全国家庭養護推進ネットワークとしては、本年1月9～11日に開催したFLECフォーラムでの議論も踏まえ、今回の見直しの検討が、地域全体で支えられた家庭での養育を、より多くの子どもたちに保障することにつながることを切に願ってやみません。

そこで今回、児童福祉法改正を展望して、特に社会的養護と子育て家庭支援をつなぐ施策に焦点を当てた緊急シンポジウムを企画しました。現場でそうした活動に先駆的に取り組んでいる民間機関に取組事例報告をしていただき、課題を明らかにして、すべての子どもたちのための実践的な制度の在り方を検討、議論したいと考えています。

家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでもご参加ください。

FLEC フォーラムとは

すべての子どもたちに家庭での生活を（Family Life for Every Child: FLEC）という思いをこめて、家庭養護とその関連分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について意見を交わすことを目的に、FLEC フォーラムを開催します。

全国家庭養護推進ネットワークとは

家庭養護とその関連分野の関係者相互のネットワークの構築・強化を図るとともに、実効性のある施策について、志ある方々が、それぞれの主体間の垣根や主義主張の相違を超え、横断的に交流、討議するプラットフォームとして設立いたします。

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

共同代表

- 潮谷 義子（社会福祉法人慈愛園理事長、前熊本県知事）
柏女 靈峰（淑徳大学総合福祉学部教授）
相澤 仁（大分大学福祉健康科学部教授）

幹事

- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
新井 淳子（一般社団法人 こどもみらい横浜会長）
柏女 靈峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学部 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）
北川 聡子（むぎのこ児童発達支援センター センター長、日本ファミリーホーム協議会 会長）
潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園理事長、前熊本県知事）
長田 淳子（二葉乳児院 副施設長・フォスタリングチーム統括責任者）
都留 和光（二葉乳児院 施設長）
橋本 達昌（全国児童家庭支援センター協議会 会長）
藤井 康弘（東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長） ※代表幹事
前川 知洋（日本ファミリーホーム協議会 副会長）
宮田 俊男（医療法人社団 DEN 理事長、早稲田大学理工学術院先進理工学研究科教授）
ロング朋子（一般社団法人 ベアホープ 代表理事）

設立発起人 ※設立発起人の肩書は設立当時（2019年2月当時）

- 相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）
猪飼 周平（一橋大学大学院社会学研究科 教授）
市川 亨（共同通信編集局生活報道部 次長）
大谷 泰夫（日本保育協会理事長、元厚生労働審議官）
奥山真紀子（国立成育医療研究センターこころの診療部 統括部長）
大日向雅美（恵泉女学園大学 学長）
影山 秀人（影山法律事務所 弁護士）
柏女 靈峰（淑徳大学総合福祉学部 教授）
上鹿渡和宏（長野大学社会福祉学部 教授）

共同代表・幹事・設立発起人・事務局

- 唐澤 剛（元厚生労働省家庭福祉課長、元内閣官房地方創生総括官）
木下 勝之（日本産婦人科医会 会長）
榊原 智子（読売新聞東京本社 調査研究本部 主任研究員）
笹川 陽平（公益財団法人 日本財団 会長）
潮谷 義子（社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）
澁谷 昌史（関東学院大学社会学部 教授）
土井 香苗（ヒューマン・ライツ・ウォッチ 日本代表）
永松 悟（大分県杵築市長）
西澤 哲（山梨県立大学人間福祉学部 教授）
西島 善久（公益社団法人 日本社会福祉士会 会長）
西田 陽光（一般社団法人 次世代社会研究機構 代表理事）
野澤 和弘（毎日新聞 論説委員）
林 浩康（日本女子大学人間社会学部 教授）
板東久美子（日本司法支援センター 理事長）
福井トシ子（公益社団法人日本看護協会 会長）
藤井 康弘（元厚生労働省障害保健福祉部長）
宮島 清（日本社会事業大学専門職大学院 教授）
宮田 俊男（大阪大学産学共創本部特任 教授、医療法人社団 DEN 理事長）
村木 厚子（元厚生労働事務次官）
村瀬嘉代子（一般財団法人 日本心理研修センター 理事長）
山縣 文治（関西大学人間健康学部 教授）
山本 詩子（公益社団法人 日本助産師会 会長）
横倉 義武（公益社団法人 日本医師会 会長）
横堀 昌子（青山学院女子短期大学子ども学科 教授）
米山 明（心身障害児総合医療療育センター外来療育部長）

事務局

一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

理事長 藤井 康弘

事務局一同

開催概要

- 日 時：2021年7月3日（土） 13:30～17:30
- 方 法：オンライン開催（Zoom ウェビナー）+事後動画配信
- 主 催：全国家庭養護推進ネットワーク
- 助 成：日本財団
- 対 象：家庭養護の推進に興味・関心のある方はどなたでも
- 参加人数：348名（登壇者、招待、事務局等含む） 一般参加者 287名
- 当日のリアルタイム参加者：約300名

プログラム

13:30～	代表挨拶 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）
13:35～	基調講演 柏女 霊峰（共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授）
14:00～	事例発表 ①児童家庭支援センターによる地域の家庭支援 古屋 康博（児童家庭支援センター「和」やわらぎセンター長） ②児童発達支援センターによる家庭支援・里親支援 千葉 麻衣（むぎのこ幼児部門ディレクター）・鈴木 友佳（むぎのこ学童部門ディレクター） ③施設（乳児院）における地域の拠点機能への取組 傘 正治（社会福祉法人熊本社会福祉協会熊本乳児院フォスタリング機関アグリ統括責任者） ④民間機関によるフォスタリング機能 渡邊 守（NPO法人キーアセット代表） ⑤保育所を拠点とした家庭支援 小坂 章乃（石川県白山市こども子育て課主査） ⑥家庭支援としての「子ども第三の居場所事業」（日本財団助成事業） 山田 克芳（社会福祉法人尾道市社会福祉協議会子ども第三の居場所尾道拠点マネジャー） ⑦厚生労働省委託研究「子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究」 佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部教授）
15:45～	休憩
16:00～	ディスカッション シンポジスト： 林 浩康（日本女子大学人間社会学部教授） 相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部 教授） 上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学部 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長） 事例発表の皆様 助言者： 山縣 文治（関西大学人間健康学部 教授） 中野 孝浩（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長） コーディネーター： 藤井 康弘（代表幹事／東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）
17:25～	閉会挨拶 潮谷 義子（共同代表／社会福祉法人 慈愛園 理事長、前熊本県知事）

潮谷 義子

(共同代表／社会福祉法人慈愛
園理事長、前熊本県知事)



皆様こんにちは、本日の緊急シンポを開催するにあたりまして、基調講演、そして事例発表、ディスカッション、それぞれお役割を担ってくださいます皆様方に感謝を申し上げます。

更には日本財団の支援を頂戴いたしまして、この会を開催することができましたことにも御礼を申し上げたいと思います。

今回のこの緊急シンポジウムの意味、それはもう既にチラシのほうでも皆様方にお知らせしておりますのでご存知のはずですから、改めて触れる必要はないかもしれません。

ご承知の通り、2016年に子どもの権利条約を受けて改正児童福祉法が制定され、5年後に見直しをするということが付帯事項としてあり、既に国におきましてはこの検討会に入っているところでございます。

この児童福祉法改正の中で、ただいま子どもの権利条約を受けてと申しましたが、第3条の2項の原則の中に、家族の維持、それから家庭優先の原則、これが法律上に明記をされたところでございます。

現場を預かっておりますと、確かに法律には明記をされましたが、法と法との間の隙間から零れ落ちている方々の

支援になかなか着手することの難しさや、或いは今子どもたちが育っている基盤そのものが大変脆弱化しているという姿があり、心を悩ますことが多くございます。

そういったことを考えて参りました時に、どうしても今回の改正児童福祉法の中では、子どもが育つ家庭基盤のバックアップ体制、支援体制をしっかりとしたものにしていくということは、欠いてはならない課題だろうと考えているところでございます。

しかし、全国的に見て参りますと、大変先進的な形で、子ども、家庭に対しての処遇事例がありますので、私たちは今回それを共有する中で学んでいきたい、またそのことを国に対しても、改正の中に意を汲んでいただきたい、そういう思いがございまして、緊急シンポを開催させていただいたところでございます。

冒頭のご挨拶で、皆様には是非そうした事例を共有していただきたい、そして聞きっぱなしではなくて、それぞれのところの中で先進性を学ぶ、そういうような姿が出てくることを心から願っているところでございます。

以上で、開会にあたりましての私のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

柏女 靈峰

(共同代表／淑徳大学総合福祉学部教授)



皆さんこんにちは。

このフォーラムにご参加をいただき、本当にありがとうございました。

今ほど潮谷のほうからご挨拶がありましたように、この緊急シンポについては、今第4回目のFLECフォーラムを私たちは検討中ですが、その前段階として法改正を睨みながら、このテーマを緊急に議論しておく必要があるという判断でこのシンポジウムを持たせていただくことにいたしました。

私がこれから務めさせていただく基調講演では、「社会的養護と家庭支援をつなぐ」というテーマについて、政策全体、或いは実践を含めて俯瞰し、その動向と課題、その克服のための論点について、私の個人的な考えも含めて提示していきたいと考えております。

まず、テーマです。

「社会的養護と家庭支援をつなぐ」ということですが、社会的養護という用語がいつ頃から使われるようになったのか、そこからまず考えておきたいと思います。

言うまでもなく社会的養護とは、家庭環境に恵まれない子どもたちに用意された公的代替養育のシステムで、昔は児童養護と呼ばれていたものですが、60年代ぐらいから、社会との繋がりを大切にする必要があるということで、研究者を中心に社会的養護という言葉が使われはじめ、1990年代、平成期になって普及して、政策的には2003年、平成15年の社会的養護専門委員会の立ち上げで、社会的養護という言葉が政策的に取り上げられているという経緯になっております。

一方家庭支援という言葉ですが、これは厚労省で使われるのが平成期に入ってからになります。

平成元年、1989年、家庭支援相談体制を確立するというようなことが政策テーマになっていまして、いわば子育ての孤立化に伴って、子どもが生まれ育つ基盤としての家庭を支援することが大事なのではないかということで、構成された政策概念ということになります。

この家庭支援という概念、現在はいわばハイリスク家庭を支援する仕組みの意味で使われることになっておりまして、社会的養護と家庭支援を合わせて、社会的養育という概念で今括っていつている状況ではないかと思えます。

従って、ここでは家庭支援についてはハイリスク家庭の意味で使わせていただきたいと思います。

先ほど潮谷のほうからお話がありましたが、2016年改正児童福祉法によって、子ども家庭福祉における、親、公、社会の関係は、そこにある図のように示されるように整理が為されるかと思えます。

ここでは3つの子ども子育て支援の様相が提示されます。

ひとつはこの点線の中の、いわば狭義の子育て支援であって、地域子育て家庭支援です。

公的責任と社会連帯の理念による私的養育の支援がこの点線の中ということになるかと思えます。

2つ目は、この右側から左側に繋ぐ子ども虐待防止、そして左側の世界で展開される公的代替養育、これは社会的養護ですが、この中で行われる支援が2つ目になるかと思えます。

基調講演

そして 3 つ目の支援は、この左側の世界から右側の世界に再び戻っていく、つまり家族再統合であったり、特別養子縁組の成立だったり、そうした 3 つの視点が考えられると思います。

この 3 つについての近年の制度ですけれども、(2)をご覧くださいますと、まず 1 番目では 2015 年子ども子育て支援制度が創設され、第 2 期が計画進行中ということになります。

また左側の社会的養護の世界では、2021 年社会的養育推進計画による社会的養育ビジョンが全国展開されるということになります。

3 つ目は家族再統合の法定化、これは 2016 年の改正児童福祉法で法定化されております。

また、特別養子縁組制度の改革や、縁組支援事業の創設などが展開されています。

一方で、地域子育て家庭支援と社会的養護、これを繋ぐシステムの弱さも指摘されてきております。

それぞれの制度の進展を簡単にまとめてみようと思います。

地域子育て家庭支援の進展については、まず 2015 年度から子ども子育て支援制度が創設され、2 つ目のポツですけれども、それらの中核機関として分野ごとに 4 種の拠点整備され、全国展開されつつあるということです。

そして要対協の強化が為され、市町村、地域子育て家庭支援から児童相談所への繋ぎのツール、189 ですとか、送致・援助依頼といった制度が創設され、強化されてきています。

次に児童虐待対応、公的代替養育の進展です。

これは最初のポツにありますように、児童相談所を中心とする体制の強化が行われ、且つ法的介入や司法介入の強化も進められ、児童相談所への弁護士の配置も進められています。

また、2011 年に家庭養護優先の原則が規定され、そして 2016 年にそれが法定化されるなど、公的代替養育に関する家庭養護、家庭的養護の推進が企図され、そのための計画的進展やフォスタリング体制整備が進められています。

さらに、施設の地域化、多機能化、高機能化についても進められつつあります。

続いて家族再統合、特別養子縁組関係ですけれども、特別養子縁組関係はかなり今制度が強化されていて、特別養子縁組も進んでおりますけれども、2 つ目のポツで、公的代替養育のもとにいる子どもたちの家族再統合や、在宅指導措置が法定化されているものの、その方法が限定されている状況が続いています。

またこれにより、手続き不十分のまま家庭に返され、死亡する事例も相次いでおります。

なお、これらの今挙げてきた施策の進展については、その評価について、JaSPCAN では Google フォームによる質問調査を現在実施中でございます。

会員の方々には是非ご協力を、回答をよろしく願います。

次にこの本緊急シンポの問題認識について、これまでの話の中から整理をしてまとめてみたいと思います。

まず 4 つのポツがありますが、一番上のポツです。

社会的養護は、これまで述べたように公的責任に基づく子どもの権利擁護施策として、家庭養護、家庭的養護の推進に向けて歩みを始めている、一方地域子育て家庭支援は、子ども子育て支援制度の創設により、利用者の尊厳と個人の選択を重視した、社会連帯に基づく施策が進められています。

しかし、この 2 つのシステムは都道府県と市町村に分かれており、且つ両者を繋ぐツールに限られ、ソーシャルワーク体制も貧弱なままになっています。

このため、先ほど述べた通り、2 つのシステムの間で落ちる子どもや家族が後を絶たない状況になっています。

従って、この社会的養護、家庭養護と、特にハイリスク家庭支援とを繋ぐ制度、ツールの開発と充実、特に児童相談所から市町村、民間社会資源に繋ぐリスクアセスメントに基づく在宅措置の強化が必要であると考えられます。

このことについて、マクロ、メゾ、ミクロレベルの課題を考えてみたいと思います。

まずは制度レベル、マクロレベルの課題です。

ここでは子ども家庭福祉分野が他の分野と比べて異なる基礎構造にあるということが大きな影響を与えております。

(1)で、まず実施主体が都道府県と市町村に分かれてお

基調講演

り、かつ、教育委員会といった別システムがかぶさっているということです。

高齢者、障害者は全て市町村、首長部局で担当することになっておりますので、そこが大きく違うところになります。

2つ目は、行政がサービスを決定する部分が非常に多いということです。

高齢者施策は専門職である介護支援専門員と当事者の協議で限度総額の枠内でサービスの決定と調整が為されていきます。

3番目は、社会的養護の費用が行政処分に伴う措置費、補助金を中心になっているということです。

障害者、高齢者、更には子ども子育て支援制度、障害児支援制度については、義務的経費である給付が中心になっています。

2つ目です、運営レベルの論点、検討の視点です。

ここでは大きく3つ挙げております。

ひとつは、社会的養護と子ども子育て支援制度を繋ぐツールが十分ではない。

また、行政機関間のやり取りが中心で通路が細く、相互の連携が不十分。

後ほど述べていきますが、在宅指導措置という児童相談所からの民間も含めた在宅指導のための社会資源に措置をする仕組みがありますが、そのほとんどが行政庁にその指導措置が為されていて、民間機関に指導措置が為されるのはほんの僅かになっています。

続いて都道府県レベルですが、児相は数が少なく体制も不十分です。

そのため、現在は虐待の初期対応に忙殺される状況が続いています。

それにも関わらず、市町村における子ども家庭福祉分野の支援拠点が整備されていないということです。

地域の中に、拠点は先ほど言いました4種類あるわけですが、それが子ども家庭福祉分野横断的なワンストップに繋がる、核としての拠点になっていないということがあります。

こうしたことを整理していかなければならないと思います。

3つ目です、ミクロレベル、援助レベルの課題として大

きく3つ論点を挙げておきました。

いくつもの舞台に分かれている子ども家庭福祉各領域における援助理念や援助方法の共有化が大きな課題です。

それぞれの舞台では支援者が優れた支援を行っておりますが、舞台が違うため交流も乏しく、それぞれのノウハウを共有することもできていない状況にあります。

障害児支援で研修会が行われると、そこに障害児支援のところで働いている援助者、特に保育士が来ます。

また、社会的養護の分野では、社会的養護の研修では、そこでも同じ保育士や児童指導員が来ています。

更には保育の分野では保育士が来ています。

それぞれ、保育士という専門職としては資格は同じなのですが、それぞれの舞台で研修が行われていて、共通研修が行われていないために、用語がそれぞれ違ってきたり、支援の背景が違ってきたり、援助観が微妙に異なってくるということがあります。

今後は援助者同士の相互交流や協働、援助観の擦り合わせも欠かせないものになります。

次に、もう一方で考慮すべきこととして、いくつかの政策の束の整合性を図ることが重要になります。

子ども家庭福祉、社会的養護分野では現在2つの政策ビジョンが中心になっています。

ひとつは社会的養護の政策である、社会的養育ビジョン、2つ目は、分野横断的な包括的で切れ目のない支援、地域共生社会の実現を図る新福祉ビジョン、この異なるビジョンの整合化が必要とされています。

子ども家庭福祉における、地域包括的で切れ目のない支援を実現し、そこに社会的養護というサブシステムを乗せるなど、整合性を高めていく必要があるように思います。

この検討はもちろん今後の課題ですが、今回は近未来の議論、つまり3つ目にあります社会的養護と家庭支援を繋ぐ部分について、主としてメゾ、ミクロ上の方途を議論して提言を行うことを目的にしています。

ではそのためのどんな論点があるのでしょうか、思いつくものを羅列してみました。

(1)~(8)まで8つ挙げてあります。

まず支援を必要とする家庭に対するケアマネジメントを保証することができないか。

2つ目、行政機関間の通知、送致といった行政処分のみ

基調講演

ならず、民間機関間の柔軟なやり取りができないだろうか。

3つ目、子ども・子育て支援制度と社会的養護制度の間に属するショートステイや、養育支援訪問事業等の、子ども・子育て支援事業の充実が図れないか、特にこの部分については社会的養育専門委員会の中での議論でも、厚生労働省の資料として提示されておりましたが、特にショートステイや養育支援訪問の整備率が非常に低いということがあります。

私は内閣府子ども・子育て会議の委員もしておりますので、社会的養育専門委員会からショートステイや養育支援訪問の整備が少ないというふうに指摘されているので、そこをなんとかしてほしいという発言をいたしました。この部分が、社会的養育専門委員会と、それから子ども・子育て会議が上手く繋がっていくことが、国レベルでは大事なことになるかと思えます。

4つ目ですが、在宅指導措置による支援を義務的経費にできないか、補助金だとどうしても限度がありますので、義務的経費にできないかという論点があるかと思えます。

5つ目は、支援を求められない、或いは求めない要支援家庭に対して、支援のきっかけ作り、コーディネートができないか、つまりそれが行政処分としての在宅指導措置の充実ということになるかと思えます。

6番が、里親、家庭養護をフォスタリング機関だけではなく、子ども・子育て支援制度の中でサポートできないかということです。

7点目は、要支援家庭を社会的養護、家庭養護が支援できないか。

更に8番目が、里親とファミサポの統合など、制度を超えた連携ができないか、こういう点であります。

昨日私は東京都内のファミサポのアドバイザー研修に行ってきました。要対協に加盟し、要対協係属の重篤事例の家庭支援を担当しているセンターもありました。

そこでグループ討議などをすると、やはりファミサポは夜中の0時を超えられないということがネックになっているというようなことが出されていました。

里親は1泊できる、でもファミサポは12時までといったような、こうしたところを改善することによって、ファミサポと里親がかなり近くなっていくのではないかと思います。

こうした様々な論点を議論していくことが大事だと思います。

さて、これからですが、以降のこの論点の検討のため、私が経験したり学んだりした事例などを例示すると以下の通りになります。

また、これから続く事例報告は、こうした論点にヒントを与えてくれるものがたくさん込められていると思っております。

事例報告に期待し、更にそのあとのディスカッションに期待していきたく思います。

これは石川県の県単事業であるマイ保育園で作成している子育て支援プランです。

双子の乳児を抱えて、夫等の手助けもなく孤立をして煮詰まってしまっている、虐待のちょっと前のギリギリの状態の方です。

子育て支援コーディネーター、保育士や保健師の方が研修を受けて子育て支援コーディネーターになりますが、その方がお声がけをし、親と一緒にこうしたプランを作っています。これがハイリスク家庭への、これが月間プランということになります。

一時保護を月曜日に利用し、月1回火曜日には多胎児サークルを紹介し、水曜日には育児教室を使い、育児相談が金曜日に入るというようなケアプランを作成しながら、毎月面接を続けていくということが行われております。

また、児童家庭支援センターでも、今日報告がありますけれども、様々な活動が行われております。児童家庭支援センターでは、児童相談所の指導措置としての支援も行っています。

この児童福祉法の第26条、27条の1項2号措置と言われるものがありますが、これが現在の在宅指導措置ですが、児童家庭支援センターや、障害者等相談支援事業を行うもの、これは児童発達センターが多いので、児童発達センター等に指導委託をすることができる制度はあるのですが、この制度によると年間1万件ぐらいの指導措置が使われておりますが、内部の職員である児童福祉社に対するものが約8,000件、8割を占めています。

また、残りの2割のうちのほとんどを市町村、福祉事務所という行政機関が占めております。

児童家庭支援センターに指導措置が為されているもの

基調講演

は、全国でわずか 200 件に過ぎないということになります。

そういう意味では、こうした仕組みをもう少し民間に開いていくということが、在宅措置を充実させていくことに繋がるのではないかと思います。

3つ目は、検討のためのヒントとしてサービス調整会議とケアマネジメントを挙げることができます。

私に関わっている市、専門委員をさせていただいている市では、これに利用者支援専門員も入れますが、こうした中核拠点の人たちが集まって、そして事例検討を行っています。

こうしたことを定期的に行うことによって、支援に繋がられるのではないだろうかと思っています。

また、社会的養護関係では、里親応援ミーティングなども千葉県では盛んに行われています。

里親委託時に、里親支援機関や里親支援専門相談員の他、子どもが乳幼児であれば保健センター、入所する可能性のある保育所、幼稚園、各種手続きに対応する市町村窓口等の関係者が一堂に会して、里親子と対面して情報共有を行って、今後の支援体制、チーム養育の体制を作っていくというものです。

その中で、里親さん自身も市町村の様々な社会資源にサポートされていくことが必要なのだろうと思います。

下から 2 番目ですが、里親は子どもの心理的親、キーパーソンではありますが、だからと言って全てを抱え込む必要はない、サービスを上手に使うことで子育てできることが重要だと思います。

次に分野横断、多職種連携の研修についても述べておきたいと思います。

これも石川県で行われているものですが、様々な専門職が集まって、包括的に支援をするための事例検討を行ったり、チームアプローチの方法等について学びを深めるものです。

援助観の擦り合わせや、お互いの手法の尊重のためにとっても大切なことになると思います。

最後になりますが、今日は実践から学ぶことを中心にしたシンポになります。

私自身は、そこにありますように、理念、政策と実践は、

制度を接点として対峙と協調を繰り返しつつ、円環的に前進するというふうに考えています。

制度については小さく生んで大きく育てるというようなことも言われますが、対峙と協調の結果の一つが「小さく生んで大きく育てる」結果をもたらしていると考えられます。制度を接点として、ビジョンと実践というものがそこで対峙したり協調したりしながら、両方とも進んでいくということが言えるかと思います。

今回は現場の実践から、制度をどう変えていったらいいのか、そしてそれは社会的養育ビジョン、或いは新福祉ビジョンといった政策・理念から作られる制度、それから実践から企図される制度、これを上手く組み合わせながら、どんな制度を作ったらいいのか、それらを検討しながら国のほうにも提言をしていければと考えております。

文献はこちらにある通りです、もしよろしければ見ていただけたらありがたいと思います。

このあとですが、今後の進行については以下の通りになります。

①～⑥までは現場の具体的な実践の報告になります。

⑦はそれらについて厚生労働省の委託研究で行われた成果についてのご報告があります。

それを受けて、少し休憩を入れて、次にディスカッションになるかと思います。

ディスカッションでは、助言者には社会的養育専門委員会の委員長や厚生労働省の担当課長もお招きして議論に加わっていただきながら進めていきたいと思っています。

この緊急シンポが皆様のご協力で盛り多いものになりますようお願い、基調講演とさせていただきます。

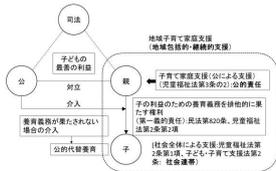
ありがとうございました。

社会的養護と家庭支援をつなぐ

全国家庭養護推進ネットワーク
共同代表 柏女 霊峰

子ども家庭福祉における3つの子ども・子育て支援

- (1) 地域子育て家庭支援(公的責任、社会連帯による私的養育の支援): 右側
- (2) 子ども虐待防止と社会的養護(公的代替養育): 右から左。左側
- (3) 家族再統合、特別養子縁組: 左から右



子ども・子育て支援と社会的養護の進展

- (1) 2016年改正児童福祉法による3つの子ども・子育て支援
 - ・地域子育て家庭支援(公的責任、社会連帯による私的養育の支援)
 - ・社会的養護(公的代替養育)
 - ・家族再統合、特別養子縁組
- (2) 3つの支援についての近年の制度
 - ・2015年子ども・子育て支援制度創設。第2期計画進行中
 - ・2021年社会的養育推進計画による社会的養育ビジョンの全国展開
 - ・家族再統合の法定化、特別養子縁組制度改革、縁組支援事業
- (3) 一方で、地域子育て家庭支援と社会的養護をつなぐシステムの弱さ

地域子育て家庭支援の進展

- ・2015年度から子ども・子育て支援制度が創設され、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づいて、保育認定に基づく特定教育・保育施設等の給付のほか、地域子育て支援拠点事業や子育て短期支援事業などの13種の子育て支援事業が実施されている。
- ・それらの中核機関として、分野ごとに市区町村子ども・子育て総合支援拠点、母子健康包括支援センター、利用者支援事業、障害児者相談支援事業所などが整備されてきている。
- ・要保護児童対策地域協議会の強化が進められてきている。
- ・市町村、地域子育て家庭支援から、児童相談所へのつなぎのツール⁽¹⁸⁹⁾、送致・援助依頼等⁽¹⁸⁹⁾が創設、強化されてきている。

児童虐待対応、公的代替養育の進展

- ・児童相談所を中心とする体制の強化、専門性の強化が進められている。親権の一時停止制度の創設など法的介入、司法介入の強化も進められ、そのための児童相談所への弁護士⁽¹⁸⁹⁾の配置も進められている。
- ・2011年に家庭養護優先の原則が規定、2016年に法定化されるなど、公的代替養育に関する家庭養護、家庭的養護の推進が企図され、そのための計画的進展やフォスティング体制整備が進められている。
- ・施設における家庭的養護推進や家庭養護を下支えする施設の地域化、多機能化、高機能化が進められつつある。

家族再統合、特別養子縁組

- ・特別養子縁組に関する民間あわせん機関の振興と対象児童の年齢引き上げ、実親の同意撤回に対する制限などの法改正等により、特別養子縁組の活性化が進められている。
- ・公的代替養育のもとにいる子どもたちの家族再統合や在宅指導措置が法定化されているものの、その方法が限定されている状況が続いている。

本緊急シンポの問題認識

- ・社会的養護は、公的責任に基づく子どもの権利擁護施策として、家庭養護、家庭的養護の推進に向けて歩みを始めている。
- ・一方、地域子育て家庭支援は、子ども・子育て支援制度の創設により、利用者の尊厳と個人の選択を重視した社会連帯に基づく施策が進められている。
- ・しかし、この2つのシステムは都道府県と市町村に分かれており、かつ、両者をつなぐツールが限られ、ソーシャルワーク体制も貧弱である。このため、システムの間に落ちる子どもや家族が後を絶たない。
- ・したがって、社会的養護・家庭養護とハイリスク家庭支援をつなぐ制度、ツールの開発と充実、特に、児童相談所から市町村、民間社会資源につながるリスクアセスメントに基づく在宅指導の強化が必要である。

社会的養護と家庭支援をつなぐ 検討の視点(1)制度レベル

子ども家庭福祉分野・社会的養護が他の分野と異なる基礎構造の特色

- (1) 実施主体が都道府県と市町村に分かれている。保育・子育て支援・母子保健は市町村、母子福祉は市・福祉事務所、虐待・社会的養護は都道府県、障害児支援は通所は市町村・入所は都道府県に。さらに、首長部局と教育委員会部局との切れ目
 - ⇒ 高齢者、障害者はすべて市町村首長部局
- (2) 行政がサービスを決定。サービスメニューの多様さを考慮すると裁量決定、調整能力は専門性を問われる。
 - ⇒ 高齢者は専門職である介護支援専門員の裁量でサービス決定・調整
- (3) 社会的養護費用が行政処分に伴う措置費、補助金中心
 - ⇒ 障害者、高齢者、子ども・子育て支援制度、障害児支援制度は給付中心

基調講演

検討の視点(2) 運営レベル

- 社会的養護と子ども・子育て支援制度をつなぐツールが十分でない。また、行政機関間のやり取りが中心で通路が細く、相互の連携が不十分。
- 都道府県レベルの児相は数が少なく、体制も不十分。そのため、現在は虐待の初期対応に忙殺。
- 市町村における子ども家庭福祉分野の支援拠点が整備されていない。地域のなかに、子ども家庭福祉分野横断的なワンストップにつながる核となる拠点を整備しなければならない。それは、市区町村子ども家庭総合支援拠点実施要綱によれば、「コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担う」ものであり、支援に当たっては、「包括的・継続的な支援に努める」とことされている。

検討のためのヒント ケアマネジメント、子育て支援プラン作成の実践(1)

作成年月日	0000年06月15日	
児童	性別	年齢
氏名	男	1歳
住所	〒0000000 市A区B町C丁目D番E号	
保護者	父 氏名 氏名 氏名	
母 氏名 氏名 氏名	養育者 氏名 氏名	
支援機関	児童相談所 児童福祉センター 児童発達支援センター	
支援内容	子育て支援プラン作成 子育て支援センター利用 児童発達支援センター利用	
作成者	氏名 氏名	
承認者	氏名 氏名	
作成日	0000年06月15日	
更新日	0000年06月15日	

図4-1-1-1 子育て支援プラン(長期用)

検討の視点(3) 援助レベル

- いくつもの舞台に分かれている子ども家庭福祉各領域における、援助理念や援助方法の共有化が大きな課題。
- それぞれの舞台では支援者が優れた支援を行っているが、舞台が違うため交流も乏しく、それぞれのノウハウを共有することもできていない。
- 今後は、援助者同士の相互交流や協働、援助者のすり合わせも欠かせない。なお、ソーシャルワークの手法も、個別分野ごとの手法ではなく地域を基盤としたソーシャルワークやケアマネジメントなどがその基礎として機能していくことが必要。

検討のためのヒント 子育て支援プラン作成の実践(2)

作成年月日	0000年07月	
児童	性別	年齢
氏名	男	1歳
住所	〒0000000 市A区B町C丁目D番E号	
保護者	父 氏名 氏名 氏名	
母 氏名 氏名 氏名	養育者 氏名 氏名	
支援機関	児童相談所 児童福祉センター 児童発達支援センター	
支援内容	子育て支援プラン作成 子育て支援センター利用 児童発達支援センター利用	
作成者	氏名 氏名	
承認者	氏名 氏名	
作成日	0000年07月	
更新日	0000年07月	

図4-1-1-2 子育て支援プラン(月間用)

政策間の整合性を図ることも課題

- 社会的養護の政策である「社会的養育ビジョン」と、もう一つの政策ビジョンである分野横断的な包括的で切れ目のない支援、地域共生社会の実現(「新福祉ビジョン」²⁰¹⁵)という、異なる2つのビジョンの整合化が必要とされる。
- 子ども家庭福祉における地域包括的で切れ目のない支援を実現し、そこに社会的養護というサブシステムを乗せるなど、整合性を高める必要がある。
- 今回は社会的養護と家庭支援をつなぐ部分について、主としてメゾ、ミクロ上の方途を議論して提言を行うことを目的とする。

検討のためのヒント 児童家庭支援センター措置等民間社会資源への在宅措置の拡充

- 児童福祉司指導がほとんどの、現在の2号措置をどう考えるか
児童福祉法第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に運任せ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

社会的養護と家庭支援をつなぐためのメゾ、ミクロ上の論点(例示)

- 支援を必要とする家庭に対するケアマネジメントを保障することができないか
- 行政機関間の通知、送致といった行政処分のみならず、民間機関の柔軟なやり取りができないか
- 子ども・子育て支援制度と社会的養護制度の間に属するショートステイや養育支援訪問等の子ども・子育て支援事業の充実が図れないか
- 在宅指導措置による支援を義務的経費にできないか
- 支援を求められない・求めない要支援家庭に対して、支援のきっかけづくり、コーディネートができないか ⇒在宅指導措置の充実
- 里親、家庭養護を、フォスティング機関だけでなく子ども・子育て支援制度のなかでサポートできないか
- 要支援家庭を社会的養護、家庭養護が支援できないか
- 里親とファミサポの統合など、制度を超えた連携ができないか

検討のためのヒント サービス調整会議とケアマネジメント

- 子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点、児童発達支援センターの合同カンファレンスによる包括的支援の可能性
- 事例1 脳性麻痺の障害がある子の療育に奮闘する親の育児疲れについて
- 事例2 早産、未熟児で生まれた次男と、視覚障害が盲い盲学校に通園する長男の両者の養育をしなければならない親子が、利用できる社会資源について

基調講演

検討のためのヒント
里親応援ミーディングなど

- 里親委託等に、里親支援機関や里親支援専門相談員のほか、子どもが幼児であれば保健センター、入所する可能性のある保育所・幼稚園、各種手続きに対応する市町村窓口等の関係者が一堂に会し、里親と対面して情報共有を行うもの。
- 里親子や市町村の実情によりさまざまなバリエーションがあるが、こうした機会はその後の困難に対応できる素地を作るうえで、大きな意義を持つ。
- 里親も、市町村の子育て支援サービス、たとえばファミリー・サポート・センターやつどいの広場、地域子育て支援センターなどを利用しやすくなる。
- 里親は子どもの心理的親、キーパーソンではあるが、だからと言ってすべてを抱え込む必要はない。サービスを上手に使う、子育てができることが重要である。
- 里親にとって地域とのつながりは特に重要であり、里親自身も地域のなかに入り、子育てネットワークの一翼を担っていく必要がある。

社会的養護と家庭支援をつなぐ(1)事例報告

14:00-15:45 事例発表(15分×7)

- ①児童家庭支援センターによる地域の家庭支援 古屋康博
- ②児童発達支援センターによる家庭支援・里親支援 千葉麻衣・鈴木友佳
- ③施設(乳児院)における地域の拠点機能への取組 傘 正治
- ④民間機関によるフォスターリング機能 渡邊 守
- ⑤保育所を拠点とした家庭支援 小坂章乃
- ⑥家庭支援としての「第3の居場所事業」(日本財団助成事業) 山田克芳
- ⑦厚生労働省委託研究「子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究」について 佐藤まゆみ

15:45-16:00 休憩

検討のためのヒント
分野横断、多職種連携研修

表 4-1-4 対人援助技術研修の内容

内容・日時・場所・講師				
第1日目【同時開催】	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目
【講演会】 子ども家庭福祉に おける地域包括支 援とは	【講義、演習】 当事者・家族の理 解 等	【講義、演習】 多職種連携、チー ムアプローチ 等	【演習】 包括的支援に効果 的な事例検討の進 め方①	【演習】 包括的支援に効果 的な事例検討の進 め方②
大学教授・社会福 祉士	社会福祉士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、保育士、利用者支援事業 コーディネーター、NPO法人代表等(所属：地域包括支援センター、障害福 祉サービス事業所、子育て世代包括支援センター等)			
会場 1会場		3会場×4回		

出所：いしかわ結婚・子育て支援財団(2019)「対人援助技術演習」実施要項」を筆者が一部修正

社会的養護と家庭支援をつなぐ(2)ディスカッション

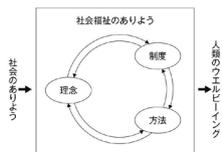
16:00-17:25 ディスカッション

シンポジスト

- 日本女子大学人間社会学部教授 林 浩康
- 大分大学福祉健康科学部教授、共同代表 相澤 仁
- 早稲田大学人間科学学術院教授 上鹿渡和宏
- 事例発表者
- 助言者
- 関西大学人間健康学部教授 山縣文治
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 中野孝浩
- コーディネーター
- 代表幹事 藤井康弘
- 閉会挨拶 共同代表 潮谷義子

実践から学ぶ

「理念・政策と実践は、制度を接点として対峙と協調を繰り返しつつ、円環的に前進する」(柏女霊峰『子ども家庭福祉学序説』誠信書房2019a)



図序-2 子ども家庭福祉における理念、制度、方法の円環的前進 (柏女、2002, p.84など)

文献

- 柏女霊峰.(2009).子ども家庭福祉論 誠信書房
- 柏女霊峰.(2017).これからの子ども・子育て支援を考える—共生社会の創出をめざしてミネルヴァ書房
- 柏女霊峰.(2019a).子ども家庭福祉学序説—実践論からのアプローチ. 誠信書房
- 柏女霊峰.(2019b).平成期の子ども家庭福祉—政策立案の内側からの提言.生活書院
- 柏女霊峰編.(2020).子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性.福村出版

事例発表

- ① 児童家庭支援センターによる地域の家庭支援
古屋 康博（児童家庭支援センター「和」やわらぎセンター長）

- ② 児童発達支援センターによる家庭支援・里親支援
千葉 麻衣（むぎのこ幼児部門ディレクター）
鈴木 友佳（むぎのこ学童部門ディレクター）

- ③ 施設（乳児院）における地域の拠点機能への取組
傘 正治（社会福祉法人熊本社会福祉協会熊本乳児院フォスタリング機関
アグリ統括責任者）

- ④ 民間機関によるフォスタリング機能
渡邊 守（NPO 法人キーアセット代表）

- ⑤ 保育園を拠点とした家庭支援
小坂 章乃（石川県白山市こども子育て課主査）
酒井 幸子（社会福祉法人 いしかわ福社会 いしかわこども園 にここ広場）

- ⑥ 家庭支援としての「子ども第三の居場所事業」（日本財団助成事業）
山田 克芳（社会福祉法人尾道市社会福祉協議会子ども第三の居場所尾道拠点
マネジャー）

- ⑦ 厚生労働省委託研究「子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究」
佐藤 まゆみ（淑徳大学短期大学部教授）

事例発表

事例発表①

児童家庭支援センターによる地域の家庭支援

古屋 康博（児童家庭支援センター「和」やわらぎセンター長）



和の古屋と申します、どうぞよろしくお願いいたします。
量がなくて早口になりますが、よろしくお願いいたします
ます。

まず、うちの概要ですが、和は児童養護施設清浄園に布
置された児家センで、宿泊機能を持つことが特徴となりま
す、職員は3.5名です。

本日お伝えしたいことはこの4点で、まず改正児童福
祉法と在宅支援サービスの乖離の問題、次に当センターの
実践の紹介、そして子ども家庭に対しての包括的支援サー
ビスの必要性、最後に豊かなサービスへの転換の4点に
なります。

最初に、児童福祉法とその現実乖離の問題ですが、最初
に潮谷先生のお話にありましたが、平成28年度の児童福
祉法改正で3条の2に、国及び地方公共団体は児童の保
護者を支援することとすると明記されましたが、本当に支
援が必要な家庭に必要な支援が届いているのでしょうか？というところ
です。

法改正後に子ども世代包括支援センターや、子ども家庭
総合支援拠点などが整備されて、児相のワーカーも大幅増
員されましたが、在宅支援の現場においてはあまり変化が
なくて、課題が多く残されたままのように見えます。

その課題というのは支援メニューの種類や量、親子関係
への直接支援、措置から地域に戻る際への支援の問題で、
私たちの児家センでは以前よりこうした地域の課題やニ
ーズに着目して行政と連携をしながら在宅支援を行って

参りましたので、そのいくつかをご紹介したいと思います。

まず、子どもや親子を預かる機能についてですが、市町
村からのショートステイや児相からの一時保護委託、里親
レスパイトを受託していて、年間約300日間児家センで
お預かりしています。

なるべく家庭での生活状況と大きな変化が生じないよ
うに、ご家庭や所属校との送迎等も行っております。

例えばお母さんが鬱によって子どもがネグレクトの状
態で、ショートステイの必要性はあるのだけれども保護者
が分離を拒むというケースに対しては、親子一緒での受け
入れも行っております。

ショートステイ中にスタッフが子どものケアを行って、
お母さんにゆっくりと休息してもらって回復したという
ケースもありました。

また、特定妊婦が病院で出産したあとに、すぐに自宅に
戻ることが心配なケースに関して、在宅での育児が可能か
どうかということのアセスメントするために親子でショ
ートステイを実施したケースもありました。

次に家族再統合を支援する機能についてですが、地元の
中津児相とのコラボで、かるがもステイというものを実施
しております。

これは家族再統合を検討する親子に対して、親子関係改
善のアセスメントを宿泊を行いながら和で行うもので、そ
の内容を簡単に説明すると、親子関係やその移行期を支援
するためのパッケージソフトで、そのパッケージの内容と

事例発表

して、親子遊びや面接、或いは保健指導など、ケースの内容に応じて随時プログラムを変えながら行っていますが、たこ焼き作りと家族応援会議は毎回実施しております。

家族応援会議については、安全パートナーリングの考えに基づいた3ハウスを使って、家族と一緒に状況を整理していきながら、外泊や家庭引き取りに向けてアセスメントやプランニングを行っています。

次にアウトリーチ機能です。

和は養育支援訪問支援の家事支援を中津氏から受託しており、現在1ケースのみ稼働しています。

子どもに施設入所歴があって、お母さんが発達障害のゴミ屋敷の家庭に対して、家の中の整理整頓や家計の金銭管理等のアドバイスを行っております。

それから別のアウトリーチ事業として、今年度中津市から支援対象児童等見守り強化事業を受託して実施しております。

要対協の支援対象家庭に対して、お弁当やミルクなどの食料やオムツ等の日用品の提供を行っています。

これまで行政の職員が訪問しても玄関のドアを開けてくれなかった家庭が、センター職員がお弁当を持って訪問することで初めて家の中に入れてくれて、子どもと会話ができるというケースもありました。

こちらは見守り強化事業でのやり取りになります。

職員がお弁当を作って持っていくと、ご家庭からレスポンスがあるという形になっていますが、この他にもスクールソーシャルワーカーから、生理用品が準備できない家庭があるという情報があって、この事業の予算を用いて各学校に生理用品を届けたりもしています。

しかしながら、既存の制度やサービスで対応できないケースも当然出てきます。

幼児の兄弟と、お母さんと、ひいおじいちゃんの世帯で、お母さんは夜のお仕事に従事して自宅に不在がち、実際の養育はひいおじいちゃんが行っているという家庭で、ひいおじいちゃんは仕事をしながら兄弟の保育園送迎を行うなど子どもたちへの愛情もあるし、兄弟たちもなついている。

しかしお仕事で月に何回か夜勤があって、ショートステイの年間の限度日数もすぐに消化してしまう、このほかに衣類の問題や検診未受診、予防接種未接種というケースで、

こうした支援が必要な家庭に対してどう支援をしていくのか、ニーズに対して使える制度の選択肢がショートステイしかないという現状で、そのショートステイも年間7日間しか使えない。

目の前には支援を必要としている子どもがいるが、さてどうしようかというところですが、こうしたケースに対して、これまで児相の児家セン指導委託という制度を拡大解釈して使っていました。

家庭のニーズに対して必要な支援やプランを、うちと児相、市役所で作成して、保護者の承諾のもと家庭に対しての包括的な支援というものを実施していました。

ただし今年度、児相の考え方の変化もあって、こうした形での指導委託はできなくなりました。

こちらは指導委託の流れになりますので、ご参考までというところです。

先ほどの事例に関してですが、ショートステイの限度日数を使い果たした時点で、三者でケース会議を行って、方針をひいおじいちゃんの養育を支えることとして、うちで可能なこととしてひいおじいちゃんの夜勤の時の養育や検診や予防接種時の受診を提案して、現在支援をしているところです。

こちらは和が昨年度児童相談所から受けた指導委託の内容になります。

16ケース31人のお子さんの指導委託を受けておりましたが、委託の内容としてはご覧の通りになります。

ちなみに包括的家庭支援の指導委託の代替策として、本年度は日本財団さんから助成をいただいて、家族維持強化事業と銘打って継続ができています。

こちらの表はうちのセンターの事業内容を表したのになります。

表の赤字が市役所と連携して実施している事業で、青字が児相と連携している事業になります。

うちは少数職員での運営になりますので、関係各機関とコラボをしながら、こちらの表にあるように通所や入所、或いはアウトリーチをかけながら、地域の子どもや家庭を支援している状況です。

そこで、私たち児童福祉施設の強みとしては、宿泊機能があること、衣食住を中心にした生活支援に実績があること、またソーシャルワークの考えに基づいた支援ができる

事例発表

こと、そして何よりも、地域から受けた相談やニーズに対して速やかに且つ柔軟に対応ができることと想着いて、今後はこうした活動を横展開したいと想着ておりまして、大分県のご尽力によって、こちら日本財団さんの支援を受けて、県内の児相空白地域 2 か所に宿泊型の児家センを新設して、そのうちの 1 か所を当法人が運営するということになりました。

以上のように、在宅支援サービスの提供によって、家族維持に繋がるケースもありますが、課題はサービスメニューの乏しさで、今後はサービスメニューの強化が望まれません。

ドイツではこういったサービスが展開されていて、うちでもこういうことをやりたいなと想着ていますが、やはりこれだけのことをしようと思えばかなりのスタッフ数が要求されます。

ここで問題提起を行いたいのですが、本来国の基準なら 1 ケース 64 万 8 千円で請け負うべきものを、うちは 10 万 8 千円、つまり 6 分の 1 の経費で請け負っています。

児家センにおいてはこういったことはまさに氷山の一角であって、これは裁量的経費であることが問題の根幹と聞いております。

これは国のシステムの問題であって、自治体の問題ではないと思います。

このように、必要な予算が社会的養育に回ってこなくて、制度の貧困がもたらされています。

そのしわ寄せは、支援を必要としている子どもや、そこで働く我々職員に及んでいます。

うちのセンターは地域に密着して、地域住民や関係機関のニーズに対して最大限応えていこうと、少ないマンパワーで多くの事業を実施してはいますが、こういったことを美談にしてはならないと想着ています。

こちらはうちのセンターの勤務表ですが、ショートステイとかかるがもステイが入ると職員は宿直勤務を行います。

そうすると、どうしても労基法に抵触するような状況が生じます。

これが現実であって、仕事をすればするほど自らの首を絞める状況では、こういった取り組みを全国に標準してい

くことは非常に難しいと思います。

現在裁量的経費である児家センの関連経費、指導委託経費等を義務的経費に改めていく必要があると思います。

最後にまとめになります。

まずは法改正に向けて、家族維持を最優先に考えたパーマネンシープランニングができるような法的な環境整備をお願いしたいです。

具体的には、子ども、家庭に対しての直接的且つ包括的な在宅支援制度の創設であって、或いは子どもやスタッフを守るための予算の義務的経費化であるかなと思います。

ただし私たち現場は、お上が作ってくれるのをただ口を開いて眺めて待っているのではなく、既存の制度の枠を超えて、制度の改善や新しいサービス開発を意識した実践が求められてくると思います。

事例発表

FLECフォーラム緊急シンポジウム

「社会的養護と家庭支援をつなぐ

～児童福祉法改正を展望して」



社会福祉法人 清浄園
児童家庭支援センター和
センター長 古屋 康博

子どもとその保護者、家庭への支援の課題

- 家庭への支援メニューの種類、量が不足している
- 親子関係への直接支援がない
- 就学期以降の児童自身が利用できる支援が少ない
- 保護や措置から地域へ戻る際の支援が手薄 などなど

児童家庭支援センター「和（やわらぎ）」概要

所在地	中津市（人口約84,000人）
管轄児相	中津児相（管内人口約222,000人）
設置年	平成19年
所在	児童養護施設 清浄園に隣接
構造	木造平屋(5LDK：150㎡)：相談室2・プレイルーム 居室2、母子室（一時保護/宿泊機能あり）
職員数	4名（常勤兼務1名、常勤2名、非常勤1名）
運営予算	15,800千円（R元年度～） 10,146千円（～H30年度）

2. 当センターにおける在宅支援(家族維持)実践紹介

課題解決のために：当センターの実践

- (1) 一時的に子ども（親を含む）を預かる機能
委託一時保護、（親子）ショートステイ
特定妊産後ステイ
 - (2) 家族再統合を支援する機能
親子関係再構築「かるがもステイ」
 - (3) アウトリーチ機能
養育支援訪問事業（ホームヘルプサービス）
支援対象児童等見守り強化事業
- ※ 指導委託

本日お伝えしたいこと

1. 児童福祉法第3条2と現在の在宅支援サービスとの齟齬
2. 当センターにおける在宅支援（家族維持）実践紹介
 - (1)一時的に子ども（親を含む）を預かる機能
 - (2)親子関係再構築・家族再統合機能
 - (3)アウトリーチ機能
3. 子ども家庭への包括的支援サービスの必要性
4. 豊かな子ども家庭福祉サービスへの転換(義務的経費へ)

(1) 一時的に子ども（親を含む）を預かる機能

- ① ショート/トワイライトステイ
- ② 児相一時保護委託、婦相一時保護委託
- ③ 里親レスパイト

児相管内の4市から受託

	26年	27年	28年	29年	30年	R1年	R2年
利用実人数	43	46	66	38	63	54	51
利用延日数	137	153	210	157	231	360	202

1. 児福法第3条2と在宅支援サービスとの齟齬

- 児童福祉法改正（平成28年）
 - 第3条の2
- 国及び地方公共団体は、児童が「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することとする**
- 第2項
- ただし、児童を家庭において養育するに不適当でない場合は、児童が「家庭」において継続的に養育されることにより、児童が「良好な家庭的環境」において養育されるよう必要な措置を講ずることとする。
- 親子分離を行う前に、支援が必要な家庭に、必要な支援が届いているのか!?**

ショートステイ、委託一時保護

- 児家セン対応。本体施設と別建物、出入口別
- 年間延200～300日（約50ケース）利用
- 家庭生活と大きな変化がないように
- 子どもが安心感を持てるよう各種持ち込み可
- センター職員が子どものケア及び行動観察
- 児相職権保護以外は所属校への送迎
- 親子入所可、特定妊婦の出産後支援としても活用
- 入所期間は上限2週間

事例発表

(2) 家族再統合を支援する機能

親子再統合プログラム「かるがもステイ」

対象	家族再統合を検討する離れて暮らす親子
目的	親子関係の観察/改善、宿泊等をしながらの生活訓練
内容	親子活動（料理等）、日常生活援助、 家族応援会議 ※宿泊コースと日帰りコースあり
家族応援会議	「3つの家」を使い、「心配なこと」「安心なこと」「これからの希望」の3つの項目について整理し、「外泊」「家庭引取り」に向けて保護者も含めた関係機関と一緒に今後について話しあう問題の当事者である子どもや家族を中心に 家族と援助者が一緒に状況のアセスメントやプランニングを行う手法

子ども・家庭への包括的な支援サービス

- 「指導委託」
- 家庭のニーズに応じ、必要な支援のサービスメニュー（支援計画）を当センターと児相、(市)で作成する。
- 保護者承諾のもと、包括的な支援を実施する。

※ただし本年度は「包括家庭支援」の児相指導委託不可

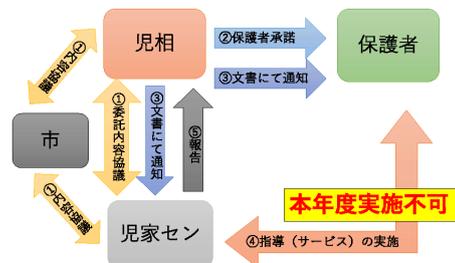
かるがもステイを簡単に説明すると

親子関係や移行期を支援するための
パッケージソフト

パッケージの内容

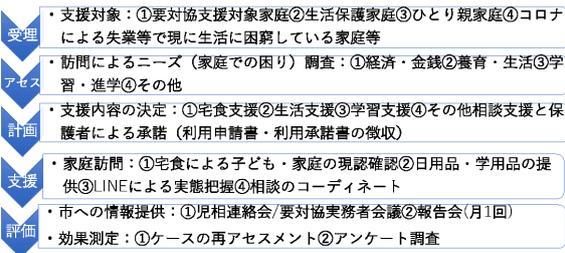
- 親子遊び ・ 保護者/児童面接 ・ ペアトレ ・ 保健師指導
- 親子での生活 ・ **たこ焼き作り**
- 家事育児(調理、掃除、入浴、排便処理等)
- **家族応援会議**
- プラス支援者の観察

指導委託の流れ



(3) アウトリーチ機能

支援対象児童等見守り強化事業 実施フロー



代替策

日本財団助成事業
里親レスパイト・家族維持強化事業

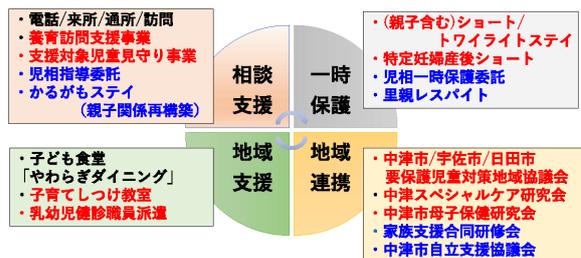
- 里親による家庭養育継続のため、レスパイト事業の受入体制を強化し受入施設が里親を支えることを目指す。身近な地域の中で委託児童を預けられる場所、或いは気軽に相談できる場所として受入施設が機能し、安心して委託児童を養育できることを目的とする。
- もう一つの目的は**家族維持**にある。
- 各自治体にショートステイ制度があるがこれには年間の利用日数制限があり、慢性疾患を持つ家庭はそれを超えるニーズがある。
- その結果、限界を超えて家庭養育を行っているケースや家庭養育を諦め施設入所に至る事例もある。これに対し制度を超えるニーズについては本事業で対応し、よって児童の家庭養育の継続を目的とする。

3. 子ども家庭への包括的支援サービスの必要性

支援が必要な家庭への支援について

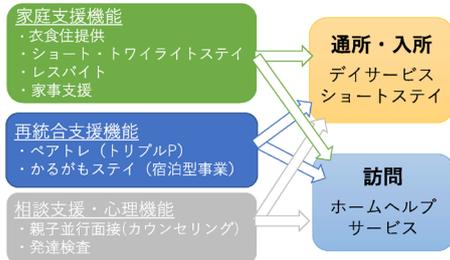
- ビジョン「子ども・家庭への直接的な支援サービス」とは何か
- 実際の運用できる制度は「ショートステイ」一択
- 実効性ある「サービス」の選択肢がない
- 目の前には支援が必要な子どもがいる
- さてどうするか

児童家庭支援センター「やわらぎ」の事業内容



事例発表

やわらぎの機能と事業イメージ



これを横展開するために

- 日本財団の支援により、今年度県内2箇所（日田市・佐伯市）に児童家庭支援センターを新規開設。日田市は当法人運営（12月開設予定）
- 宿泊型児童家庭支援センターの挑戦
- その効果をエビデンスとして実績を積み社会に発信し、「在宅措置制度」の創設を目指す



日田市児童家庭支援センターの開設式典（12月）

17

児童福祉施設の強み

- 行政にできないことで、児童福祉施設にできることは何か
- ↓
- 宿泊機能や「生活(衣食住)」を活用した包括的支援が可能（ソーシャルワークをベース）
- ↓
- 地域からの相談を受け付けサービスをコーディネート
- ただし現在は社会的なサービスが乏しいので当センターが自前でサービスを創造し提供している

地域の子どもたちの「笑顔」「暮らし」を守ること

18

問題提起：ディスカウント

- 「648,000円」を、なんと!「108,000円!!」(83%off)
- 裁量的経費の弊害
- 制度の貧困：社会的養育にお金がまわってこない
- しわ寄せは、支援を必要としている子どもや働く職員に
- 当センターの実践（少ないマンパワーで多くの事業を実施していること）を美談にはしていない
- 裁量的経費 → 義務的経費へ

4. 豊かな子ども家庭福祉サービスへの転換

当センター在宅支援の効果と社会的課題

- 各種在宅支援サービス提供により
- 養育者とのパートナーシップ形成、子どもとの関係形成
- 発達保障、虐待予防
- 家族維持（パーマネンシー保障）が可能になりうる
- 課題は、サービスの質の担保・量の整備と
- 市町村の在宅支援サービスメニュー（コンテンツ）の強化

19

結語

- 「児童福祉法第3条の2」の遵守を。家族維持を最優先に
- そのためには、子ども家庭に対しての包括的在宅支援サービスが必要（在宅支援措置制度の創設を）
- 現場は、既存の制度の枠を超え、制度を改善することや新しいサービスを開発することを意識した実践が求められる
- 人を守るために指導委託費等を裁量的経費から義務的経費へ

この国で生まれたすべての子どもたちに
公平な育ちを

23

参考：ドイツの子どもを家族から分離しない通所型援助

- 「デイグループ教育」
 - 日中の一定時間を施設に滞在し、家庭で充足できない世話の提供や学校教育の補習、社会的行動の育成、相談やセラピーなどを行う。
 - 朝食・夕食の提供やシャワーなどの援助もある。
 - 日本でいう居場所作り。在宅での生活を維持できる重要な資源を公的に保障
 - 「社会教育的家族援助」
 - 家族全体を対象としてヘルパー等派遣を行う
 - 父母の教育能力を向上させ、家族間のコミュニケーションを促進し、家族全体の生活改善をすることで、子どもの家庭外措置を防ぐことを目的としている。
 - 対象家庭は、貧困、低学歴、劣悪な生活環境、ひとり親、多子世帯、親の依存症などが挙げられ、日本の養育支援訪問事業等による支援に該当するが、より広い対象に実施されている。
- 出典：「2017年度養育児童福祉海外研修報告書」子どもの虹情報研修センター 川松 亮、「ルーマニア・ドイツの児童福祉は今どうなっているか」より

20

事例発表

事例発表②

児童発達支援センターによる家庭支援・里親支援

千葉 麻衣 (むぎのこ幼児部門ディレクター)

鈴木 友佳 (むぎのこ学童部門ディレクター)



児童発達支援センターにおける家族支援、そして里親支援について発表させていただきます。

社会福祉法人むぎのこ会の千葉です。

鈴木です、よろしくお願いいたします。

はじめにむぎのこ会の概要です。

子ども発達支援部門は福祉型と医療型の2つの児童発達支援センターを中心に、児童発達支援事業所が8事業所、放課後等デイサービスは18事業所、その他にも夕方までお子さんをお預かりして夕食を食べたりする日中一時支援事業、むぎのこ保育園、居宅介護事業所、ショートステイ、地域支援事業、地域のソーシャルワーク機関としての大人と子どもの相談室、発達に心配のある子どもだけではなく、地域の子どものための診療を行っているクリニックがあります。

成人部門は生活介護事業所が3つ、就労移行支援事業が1つ、グループホームが10か所、その他にも里親ファミリーホームが4か所あります。

これは、5月現在のむぎのこに登録している子どもの人数です。

幼児が236名、学童が390名の登録があり、現在通ってきております。

次に、むぎのこで行っている発達支援です。

幼児期は養育者との愛着関係が大切です。

それは、障害のある子どもや、愛着形成に課題のある子どもも同じです。

大人は良いことをやってくれる人ということ、子どもが生理的にも感情的にも一致して感じてもらうと、安心感、安全感を持ち、一生の人生の信頼を形成する土台となります。

児童発達支援センターの役割は、児童福祉法の理念に基づき、障害のある子どもの最善の利益を考慮して発達支援、家族支援、地域支援を行っています。

現在では発達が心配という気づきの段階からサポートすることができています。

児童発達支援センターの役割は、子どもへの発達支援、家族への支援、保育所等訪問支援事業を通して、幼稚園や保育所等などへの支援などの地域支援があります。

むぎのこには2つの児童発達支援センターと8つの児童発達支援事業があり、困り感のある子どもや家族が通ってきています。

これは普段の療育の様子です。

1人1人の発達や心の状態に配慮しつつ、友達やお母さんとの楽しい日々の積み重ねを行っています。

次に放課後等デイサービスでの支援です。

事例発表

乳幼児期から大人への継続支援の場になります。

大人や仲間との関りを通して、孤立を防ぎ、自己肯定感を育むことを大切にしています。

思春期になると困り感が強くなってくる子どももいます。

発達障害で周りとうまくいかなかったり、児童相談所から紹介されてくる子どもも増えてきます。

思春期になると、朝起きられない、鬱、脅迫的な行動、暴言や暴力、不登校、学力不振、過剰適応、自殺企図など、様々な困り感が出てきやすい時期になります。

学力不振になる子どももいますので、放課後等デイサービスでは学習支援も大切にしています。

自立のためのスキルの獲得、家族だけではできない体験を仲間と一緒に経験したり、そして学校との連携も大切な支援です。

次は家族支援です。

どうして家族支援が大切なのでしょう？子どもを救うためには家族が救われなければならない、これは私がフィンランドに行った時ネウボラの保健師さんが言っていた言葉です。

お母さんを支援することで、子どもも育つのです。

また、最近では子どもの障害とお母さん自身のケアニーズが重なり、虐待のリスクが高まることがあります。

そのため、心理支援、具体的な生活支援が子育てには必要になってきます。

これは幼児のクラスで行っている親子発達支援の様子です。

母子通園と言っても、里親さんがいたり、おばあちゃんが育てている家庭があったりと、家族の形は様々です。

親子関係を支援できるのが、私たち児童発達支援センターの強みです。

親子の様子を見たあと、心理士などからお母さんたちへのアドバイスをしています。

その他にもグループカウンセリング、個別カウンセリング、自助グループを行っています。

気持ちを共有し合う中で、お母さん同士の繋がりも生まれてきます。

子育てには実際の生活での支援も大切です。

生活支援の場として、ショートステイやホームヘルパー

の支援も行っています。

ショートステイは、毎日 20 人の定員で泊られますが、毎日満員になっています。

普通の家で単独型でショートステイを行うことができるのが、障害施策の良いところです。

また、むぎのこでは 24 時間対応の緊急携帯があります。

子どもとお母さんを孤立させないことが虐待を防ぐことに繋がると思います。

そしてそれが私たちの役割であり、責任だと思っています。

また、ペアレントトレーニングは、担任の先生たちがお母さんやお父さんに、子どもと肯定的に関わる子育てやアングーマネジメント、DV の学習会などを行っています。

この学習会で DV に気が付いて離婚したり、お父さんがアングーマネジメントを受けることもありました。

全ての子どもと家族は、社会が暖かく包むことが大切だと思います。

しかし、社会的養護の必要な家族には更に手厚い子育て支援、家族支援が必要だと思います。

むぎのこは里親ファミリーホームが 4 件、里親が 21 名、里子が 48 名います。

ほとんどが発達や愛着形成に心配のある子どもたちです。

しかし、里親家庭やファミリーホームだけで子どもを育てていくことは大変です。

在宅の家庭と同じように、たくさんの方が子どもたちのためにチームで関わっています。

この子は乳児院、児童養護施設、児童心理、児童自立などたくさん施設を経て、今むぎのこの里親家庭にいます。

ですが、里親家庭だけでは少し大変なので、地域に住む卒園児のお母さんたちが毎日応援に入ってくれています。

この日は、この子のお誕生日で、いつも支援に入っている皆がお祝いをしていています。

次に、ある母子家庭への支援についてお話しします。

ある母子家庭のお母さんが保健師さんに連れられてむぎのこにやってきました。

お母さん自身、乳児院、児童養護施設で育ち、身寄りもない、助けを求める人もいない中、1 人で 2 人の子どもを育てていました。

事例発表

そこから一緒に区役所でサービスの手続きをしたり、夜間に子どもが熱を出したら病院に連れて行ったり、まだ赤ちゃんだった下の子を預かったりと、おせっかい支援がスタートしました。

最初はあまり自分のことを話さなかったお母さんですが、少しずつこちらを信頼して頼ってくれるようになりました。

本児が卒園する頃には、母子支援施設での生活が始まり、お母さんも一般就労が決まり、妹も保育園に入園しました。

母子支援施設がむぎのこから遠かったこともあり、一旦むぎのこから卒園しましたが、約 1 年後、母子支援施設での不適用から職場の無断欠勤が続き、家族はまた孤立してしまいます。

そして、子どもたちは一時保護になっていました。

児童相談所との話し合いでは、正しいお母さんではないとチェックされている気がして、誰にも預けたくない、誰も信用しないと頑なでした。

しかし、むぎのこのファミリーホームなら子どもたちにも会えるし、甘えられる先生もいる、預けてもいいかなという気持ちになれたと話していました。

子どもたちは現在ファミリーホームで生活しています。

ファミリーホームで措置されてもお母さんが傍にいて、先生も傍にいて、環境が変わらず、地域の中で皆で子どもを育てていくことで、子どもたちの安心感につながっています。

むぎのこの里親さんが育てている子どもの実親さんへの支援も行っています。

むぎのこに来ればいつでも子どもに会えるということがありますが、先ほどの親子発達支援などでも実親さんに来てもらって、子どもとの良い関係を築けるように先生も一緒に支援をしています。

こういう場合、お母さんにも 1 対 1 で先生がついて、手をかけて色々と支援をする必要があります。

先ほどのお母さんは、ずっと独りぼっちだったけど、今はお母さんがたくさんいる感じというふうに話していました。

支援を受ける側から、支援をする側へ、今まで支援を受けながら子育てをしてきたお母さんたちが、今度は自分たちが次の世代のお母さんたちのためにと、里親さんになったり、他の子育ての部署で働いています。

このように、子育ての循環がむぎのこでは行われています。

むぎのこでは、このアフリカのことわざにあるように、1 人の子どもを育てるには村中の大人の知恵と力と愛が必要、これをモットーに、皆で力を合わせて子育てをしています。

全ての子どもは社会の宝物です、そして子どもを育てるためには地域皆や行政、児童相談所、保健センターなど様々な関係者の力が必要です。

色んな人たちが子どもと家族のために手を繋いでいくことが大切だと思います。

これで発表を終わらせていただきます、ご清聴ありがとうございました。

事例発表

児童発達支援センターにおける取り組み



社会福祉法人麦の子会
FLECフォーラム 2021.7.3

-乳幼児期の発達支援-
すべての子どもに
必要な事

- ・乳幼児期は、養育者との愛着関係の形成が大切
- ・障がいのある子どもも同じ
—安心感信頼感の基礎 一生の土台—
- ・愛着形成に課題のある子どもも
- ・基本的な信頼感
—大人はいいことやってくれる人—
—生理的・感情的に一致—
- ・医療との連携は必要であるが、子育ての支援

社会福祉法人麦の子会概要

1983(S57)年 設立
1996(H8)年 法人認可

わびのこ(北35東8)
ジャンプアップ(北35東28)

★成人部門(1日利用者80名)
・障害者生活介護事業2003(H15)年開設
ジャンプアップ(多機能) 生活介護事業(34名)
・就労移行支援事業(5名)
・グループホーム(1カ所) 49名
・障害者生活介護事業
・スワン ハーベスト・ガーデン(20名)
・トビニチ 生活介護事業(20名)
★その他
・ファミリーホーム カブリエル(6名)・ミモザ(8名)
・ペーテルホーム(6名)・グレーブ(8名)

☆子ども発達支援部門(定員) 2021年4月現在

- ・わびのこ児童発達支援センター47名(84名)
- ・わびのこ保育所等訪問支援事業・居宅訪問型児童発達支援わびのこ
- ・みかほ豊後園(医療型児童発達支援センター) 40名
- ・保育所等支援事業・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス
- ・児童発達支援事業(標準施設)
- ・放課後等デイサービス(18箇所)
- ・わびのこ(10)、セーゴネス(10)、スタディ(10)、プレイ(10)、シーラック(10)、ライオン(10、童心5)、ヨシア(10)、ライラック(10)
- ・日中一時支援 わびのこ、ヨシア、スタディ、セーゴネス
- ・わびのこ保育園
- ・居宅介護事業所わびのこ
- ・ショートステイホーム・ピース(12名) わびのこ(8名)
- ・地域支援事業(障がい児等地域密着支援、当別町専門支援)
- ・相談室セーゴネス(地域福祉実践事業所)
- ・わびのこ子ども相談室(特定相談、障害児相談支援)
- ・わびのこ発達クリニック

児童発達支援センターとは

・児童発達支援センターは、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。また児童福祉法等の理念に基づき、障害のある子どもの最善の利益を考慮して、児童発達支援を提供しなければならない。



全国の児童発達支援の数…6,846カ所
全国の放課後等デイサービスの数…14,046カ所

令和1年

児童発達支援センター

2021年5月1日現在
児童発達支援に通園している人数(幼児) 合計:650名

1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	みかほ・童心クラス	計
4	18	52	39	74	52	236

放課後等デイサービスに通園している人数(学童)

小1	小2	小3	小4	小5	小6	重心クラス
45	55	49	49	48	35	10
中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
25	15	15	15	10	10	390



発達支援
適切に配慮された子育て
Developmental Support

困り感の高い
子どもと家族の集う
子育て支援センター

2つの
児童発達支援センター
8つの
児童発達支援事業

医療型児童発達支援センター



福祉型児童発達支援センター



事例発表

友達やお母さんとの楽しい日々の積み重ね



朝の会「絵本(大きなかぶ)」

毎日のリズム運動



お母さん、
家族を支える。



思春期の支援－放課後等デイサービスの活動 大人への移行期-不安・葛藤

成し遂げるよこび
友達・大人に褒めて
もらうよこび

親離れへの挑戦
大人になるにあたっての
大切なことは、友達、
仲間、第3の大人

孤立をふせぐ
仲間の存在
自尊心、
自己肯定感を育む

なぜ
家族支援が
大切なのか

子どもを救うためには、家族が救われなければならない
(ネウボラ保健師の言葉)

お母さんをサポートする事で、
子どもも育つ

思春期の主な困り感

Problems and Difficulties Associated with Adolescence

朝起きれない・うつ・強迫

Unable to get up in the morning/Trouncy

暴言・暴力・不登校

Violent language/Physical
Violence

学力不振・過剰適応・自殺企図

Decline in academic
performance

子どもの障害とお母さん自身のケアニーズと
重なり、虐待のリスクが高まることもあるー
心理・生活支援が必要

自立のためのスキル 「料理」



いろいろな経験



学校との連携



親子を支える母子通園と親子発達支援



母子通園での親子発達支援



親子発達支援の後行、お母さんと発達心理士、臨床心理士とのカンファレンス

事例発表

ある母子家庭への支援



支援をうける側から支援する側へ

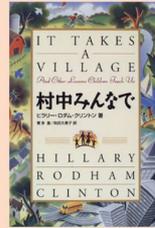
—子育ての循環—

子どもが大きくなって、里親や他の子を育てる部署で働く



社会から孤立したお母さんとの出会い

- ・母子家庭のお母さんが保健師さんに連れられてむぎのこにきた。お母さん自身が乳児院、児童養護施設で育ち、身寄りもない、助けを求める人もいない中、一人で子育てをしていた。
- ・おせっかい支援のはじまり〜少しずつ信頼できる関係へ。
- ・支援の切れ目が孤立を生む。母子支援施設での不適応
- ・一時保護〜誰にも預けたくない。誰も信用しない。
- ・でも、むぎのこになら… いっか。 →ファミリーホームへ



一人の子どもを育てるには、村中の大人の知恵と力と愛が必要

—アフリカのことわざ—

ファミリーホームでの生活

- ・子どもたちは自分の育ちを理解してくれる里親さんの元で、温かい愛情と正しい家庭環境の中で暮らしている
 - ・ファミリーホーム措置になっても、お母さんもそばにいる。先生もそばにいる。
 - ・環境が変わらず、地域の中でみんな子どもを育てていく。
- ↓
- それが子ども達の安心感につながる。



ご清聴ありがとうございます ございました



お母さんへの支援

- ・就労移行支援から一般就職を目指して。
 - ・むぎのこにいればいつでも子ども達に会える。
 - ・苦手な金銭管理は相談支援事業に手伝ってもらいながら。
 - ・子育てする仲間や働く仲間に支えられて。
- ⇒ 「独りぼっちだったけど、今はお母さんがたくさんいる感じ」 (お母さん)

事例発表

事例発表③

施設（乳児院）における地域の拠点機能への取組

傘 正治

（社会福祉法人熊本社会福祉協会熊本乳児院フォスタリング機関アグリ統括責任者）



皆さんこんにちは、熊本乳児院フォスタリング機関アグリのカサでございます、よろしくお願いいたします。

私ども熊本乳児院は、フォスタリング機関アグリスタッフを含めて職員総数 61 名おりその内 53 名が常勤職員です。資料のとおり地域の拠点機能化の取り組み事業ということで、フォスタリング機関職員 7 名、児童家庭支援センター職員 3 名、産前産後母子支援事業 2 名、病児病後児 2 名、そして生計困難者レスキュー事業については法人内の他の事業所職員と連携して取り組んでおります。これら機能強化、多機能化事業には正規職員を基本として取り組んでいるところです。

最初に、産前産後母子支援事業について少し言及させていただきたいのですが、私どもの熊本乳児院は平成 29 年 10 月からこの産前産後母子支援事業の取り組みをさせていただいています。

この 3 年半の中で、年平均で 487 件ほど相談等取組ませていただきました。

私どもが多機能化・機能強化を進めるにあたりまして、この産前産後が非常に大きな試金石となっています。

事業の取り組みにあたり私どもは、24 時間 365 日体制というものを全ての事業について語らせていただいております。

ここで特に申し上げたいのが、児童家庭支援センターの運営体制です。私どもは今年の 4 月 1 日から熊本市様の

ほうから受託し、取り組んでおりますが、これにつきましても 24 時間 365 日という体制の中でさせていただいています。

ただ、皆さんこの 3 名という数字を見られてどのように感じますでしょうか。

先ほど古屋先生のほうから、3.5 名の児家センということでおっしゃっておられました。

私ども 3 名の職員なのですが、到底 3 名で 24 時間相談、それから実際の対応をするということは不可能でございます。

私どもは児童家庭支援センター職員は勿論のことフォスタリング機関、産前産後、生計困難レスキュー等全てのソーシャルワーカー、そして心理職の 15 名の職員をもって 24 時間 365 日という対応を取らせていただいております。

次の写真を出していただいて、この左側に建っておりますベージュとグリーン色の 3 階建ての建物が熊本乳児院になります（1 階は保育園）。本年 5 月に竣工したばかりでございます。

乳児院、アグリという名称を使っておりますが、フォスタリング機関、児童家庭支援センターもこの建物の中に入っております。

2 階に乳児院本体と病児病後児保育、3 階にアグリ（フォスタリング機関、児家セン、産前産後）が所在し活動し

事例発表

ております。

アグリという名前についても少し言及したいと思います。連想されるものはアグリカルチャー、農業のほうに取られる方もおられるかと思いますが、私どもはアグリゲーション、集合体という意味合いの中でアグリという名称を使わせていただいております。

先ほど申し上げましたところの、各事業体がひとつにまとまってしっかりした支援、実効性のある支援をするということを念頭に、このアグリという名称を使わせていただいております。

こちらに、協創・協働で築く多機能化と機能強化ということサブテーマとして記載させていただきました。

新しい社会的養育ビジョン、或いは都道府県社会的養育推進計画というものが策定、発信されまして、様々な機関等がこの機能強化、或いは多機能化に取り組んでいらっしゃるのではないかと考えております。

その中で、私どもが事業開始にあたり特に重要だと思いましたが、様々な機関と一緒に考えて、一緒に動くというところ です。

平成 29 年の 10 月からこの産前産後母子支援事業に私どもは取り組みましたが、熊本県内には 3 つの乳児院がございます。他の 2 つの乳児院に対しまして、熊本乳児院として新しい事業（その当時モデル事業）に是非取り組んでみたいということを 2 つのそれぞれの施設長のほうに相談申し上げ、そしてその上で、実施が決まった際には協力するよという、あたたかい応援の言葉をいただいたところでございます。

しかしながら、この産前産後母子支援事業はモデル事業ということもございまして、そもそもどの様な機関との連携が必要か、或いはどういうニーズが発生するかということ、私ども乳児院のほうで関係者が集まり色々協議をいたしました。

その協議の結果、児童相談所は当然ながら、私どもの主管課である熊本市のこども政策課、それから熊本市内には 5 つの区がございますが、母子、児童福祉の担当課であります保健子ども課、それから生活保護課、さらに熊本市の事業ではございましたが他市町村。恐らく他市町村からの相談等もあり得るだろうということで様々な機関への連携というものをお願いしたところでございます。

加えて民間という部分では、どのようなところとの協力関係が必要かということで、事業開始当初から、それぞれの機関に対してお願いをいたしました。

特にこの産前産後母子支援事業につきましては、参加医療機関との連携というものが必須となっておりますので、資料では F としておりますが、私どもと同様に産前産後母子支援事業に取り組んでおられる福田病院様と連携を取らせて頂いております。

そういったこともございまして、非常に手厚い、強い協力関係、或いは支援というものを、現在においても相互にさせていただいております。

次に、なぜこの拠点機能というものを私どもが目指したのかということについて話したいと思います。

まず私どもが一番強調したい事が、資料丸ポチの一番上のアンダーライン表示の部分です。事業取り組みにあたり単独法人或いは単独事業所に対応できること、それは社会的ニーズのほんの一部でしかないということを感じました。

そのために、私どものほうから強力をお願いしたいところに直接出向き、私どもの思いというものを語らせていただきました。

そこで、お互いにどういったことが連携或いは協働して新しいサービスが作り出せるのか、そういったことをお話しさせていただきました。

それが基本にあった上で、確かな連携というものを作らせていただけているのではないかと考えております。

多機能化、機能強化はなんのためにやるのか、実際に社会的養護等を必要とするご家庭やその渦中にある皆さんは、誰かに相談をする、相談して良いのだ（受援力とも最近では表現されます）というスキル自体を持ち合わせていらっしゃる人が多いです。

この受援力については産前産後母子支援事業を開始して 2 ヶ月経過した際に厚労省のヒアリングがございましたが、その際に参加された方からの質問がございました。

いやいや傘さん、そもそも相談をしてくる人はなんとかなるんだよと、相談してこない人が問題なんだという、そういう質問をいただきました。

ただでさえ相談する力が非常に乏しい皆さんですので、相談をするということ自体、相当の勇気をもって相談され

事例発表

てきているのではないかと思います。

そういったことを考えた時に、ひとつのところに相談をすることで様々な支援、或いは様々な機関に私どものほうでしっかりと繋ぎ、繋いだ上で、その支援が有効で実行性のあるものになりたい、そういう強い思いの中でワンストップで出来ればということを考え拠点機能への取り組みを始めたところでした。それが、養護養育機能をもつ本体の熊本乳児院、対地域への相談支援機能を持つ・児童家庭支援センター、・フォスタリング機関、・産前産後母子支援事業、・生計困難者レスキュー事業ということになります。

令和3年4月1日から、児童家庭支援センター、それからフォスタリング機関事業に取り組ませていただいておりますが、先ほど申し上げた、産前産後母子支援事業を先んじて実施していましたので、既に連携協力いただける機関があったというのは非常な強みとなったことはご承知いただけるのではないかと思います。

多機能化、機能強化への取り組み事業とは少し異なることかもしれませんが、敢えて熊本でのひとつの他機関の連携の取り組みということで申し上げたいと思います。

昨年熊本乳児院では、濃厚接触の乳幼児さんをお預かりする機会（一時保護）がありました。

実際お預かりしてちょうど4日目にその子どもさんたちが陽性に転じるということが発生しました。

その為、一時保護解除後も私どもの職員は、そのあと3週間4週間通常業務に入ることができませんでした。

実際に濃厚接触に携わった職員には非常に疲弊がございましたし、乳児院本体の子どもたちを守る職員にも相当の疲れというものが見えたところでございます。その為、単独施設で連続しての預かりは困難と言わざるを得ないとの結論を持ちました。

そのような事から県内3乳児院の施設長にお集まりいただきまして、今後濃厚接触児の一時保護打診が各乳児院にあった時にどうするかということ協議し、具体的な取り組みの方法についても、3乳児院がしっかり協力して受け入れをやっていこうじゃないかということをお願いしております。

それから熊本県内3つのフォスタリング機関が今年ス

タートしております。

私どもアグリは4月1日からですが、他の2つのフォスタリング機関は昨年同期から受託を受けられスタートしております。

3機関、これは私ども同じ乳児院の仲間でございますが、慈愛園乳児ホームさんが運営される養育家庭支援センター「きらきら」というフォスタリング機関がございます。

そちらからの声かけで、熊本県内フォスタリング機関協議会を立ち上げよう。しっかりしたサービスの質の担保をしていこうということで集まり、今後確かな連携の中で里親さんに対する支援をやっていこうということ協議させていただきました。

最後に、地域拠点機能を有するに最も必要なこととして、事業所内におきましても、それから他機関との連携という関係におきましても、常に相互に、そしていつでも協働或いは協議できる日頃からの関係性が最も重要で、そこに信頼が生まれ、そしてその中にご協創と協働の意識を持つことができるというふうに考えております。

ご清聴ありがとうございました、以上でございます。

事例発表

施設における地域拠点機能への取り組み

～「協創・協働」で築く多機能化と機能強化～

熊本乳児院 園長 倉 正治
フォスタリング機関アグリ統括責任者

地域の拠点機能で目指すものは何か

- 事業を実施する段階で気付いたこと
単独法人、単独事業所では対応出来ることは、社会的ニーズのほんの一部
- 協力連携が必要な機関事業所に向き、その事業に取り組む事について互いに「思い」を語り「協創、協働」の意識を持ちながら「連携」関係を構築する。
- 多機能化・機能強化は何のためか。
⇒ 社会のニーズに向き合い取り組むことで、施設は社会から信頼され存在価値が確たるものになる。⇒様々な相談を**ワンストップで行えればより支障が起きない。**
- 令和3年4月1日から「フォスタリング機関事業」「児童家庭支援センター事業」開始。何れの事業にも必要な関係機関との連携構築が既に出来ていたことは企画提案時における絶対的な強みとなった。⇒ **アグリ** の誕生
- 他機関との連携の中で、地域の「子ども家庭」への支援をより有効なものとする事

熊本乳児院について

運営母体 社会福祉法人熊本社会福祉協会 会長 甲斐 國英（熊本乳児院 院長）
乳児院（定員 30名）以外の施設 3つの保育園 2つの障がい者施設
職員配置状況 乳児院本体（全47名） 直接処遇職員 1. 3:1⇒23名
家庭支援専門相談員 2、児童支援専門相談員 1、個別対応職員 1
小規模グループケア加算 3カ所申請 6 子育て短期支援事業（本体で）
＜地域の拠点機能化のための取り組み事業＞
熊本市フォスタリング機関 アグリ 7名 熊本市児童家庭支援センターアグリ 3名
産前・産後母子支援事業 アグリ 2名 病児・病後児保育事業 2名（+α）
生計困難者レスキュー事業 法人職員と協力
※全ての事業は職員の理解と協力なしにはなし得ない
事業の予算化はされていないが施設設備により対応が可能となった事業
・親子通所事業、・親子宿泊支援事業、・親子の一時保護 ⇒地域子ども家庭支援

（熊本での）他機関連携の最近の取り組み

- コロナウイルス感染症対策
昨年、熊本乳児院で「濃厚接触の乳幼児を預かり」その期間中に児が陽性に転じる。
⇒**職員の仕事から当該施設での受け入れは困難**であることを県内3乳児院で確認。
※今後、児童相談所から受け入れの打診があった際は3乳児院で協働することを確認
⇒責任ある施設として措置児童だけでなく、可能な限り「地域の子ども」を保護。
場所、職員派遣、業務の指揮権等協議（受入1か月後に集まり協議）
- 熊本県フォスタリング機関協議会の設置
令和3年4月15日、養育家庭支援センターさらさら発信（鼓護園乳児ホーム）により、熊本県内3児童相談所各管轄フォスタリング機関3事業所統括責任者等が集まり協議会設置を決定
・サービスの質の担保（協議によって提供される支援の質に差があることは望ましくなく）、継続的支援の担保（契約事業であることから機関の変更もあり得る）、各機関職員のスキルアップ（支援の質に直結）、共同で実施可能な事業等についての協議を今後可能にした。



～拠点としての機能発揮の為に必要なものは何でしょうか～

- 施設の整備、人員確保、各種事業の予算化、それに伴う事業所指定・・・
- =最も必要なことは=
- 事業所内においても他機関との関係においても「相互」に「何時」でも「連携」を協議できる**互換からの互換性**が最も重要でそこに「信頼」は生まれます。
信頼があって初めて「協創と協働」の意識を持つことができるのではないかと考えています。

ご清聴ありがとうございました。

～「協創・協働」で築く多機能化と機能強化～

=拠点機能を持つための機能強化と多機能化への本格的な取組=
平成29年10月～ 産前・産後母子支援事業 モデル事業人取り組み
新しい養育ビジョン発出前行政と協議
⇒ビジョンに示されたから取り組みことを決めたわけではありません
その後の事業展開への試金石熊本県内他の2カ所の乳児院に対し取り組みたい意向を打診し協力の了解を得る
＜産科医療機関以外の事業所が実施する場合は、産科医療機関からの協力連携は必須＞
熊本市「F病院」から快諾を頂く（以前から連携あり）
さて、これで十分か？ ⇒「協創・協働」の考えを意図。
必要となるニーズを想定（想像）⇒様々な機関との連携や必要なものを模索
行政＝県内児童相談所、熊本市子ども政策課、各区保健子ども課、生活保護課、他市町村
民間＝県養育協議会、母子生活支援施設、民間シェルター、助産師会、法テラス
不動産会社（居所の提供）、里親協議会、助産院、生協

事例発表④

民間機関によるフォスタリング機能

渡邊 守 (NPO 法人キアセット代表)



このような機会をいただきまして本当にありがとうございます。

キアセットの活動内容につきましては、或いはどんな法人かということも含めまして、FLEC フォーラムの 1 回目 2 回目でも分科会も含めて発表させていただいておりますので、私どもの法人がどんなことをしてきたのかということに関してはこの場では割愛させていただきます。

もしご興味のある方は、スライドのほうに書いてありますが、www.kiasetto.or.jp の Web サイトを見ていただければ、またその Web サイトが十分でない場合は是非メールのほうにいただければと思います、よろしく願いいたします。

それでは早速今日の私のほうからの発表ですが、この 4 つのポイントで皆さんにキアセットとして現状感じている課題や、或いはこれから大切にしていきたいと思うことについてお話をさせていただきます。

最初に、実感する里親制度の課題というところですが、私個人も以前養育里親として登録をして 5 年ほど養育をさせていただいた経験もございます。

それから私の両親も長いこと、以前養育里親として子どもの養育を担った時期がございます。

その頃からも比較して、もちろん支援体制は充実が図られているわけですが、やはり課題として、今も感じているのは、地域社会の中で里親家庭の孤立というものに対して改善はみられるようになったのかと、里親さんに対する支

援者と名の付く組織や役割は増えましたが、里親さんご自身の孤立感に改善が見られるようになったのか、ここがちょっとよく分からない、もしかしたら引き続き孤立を感じておられる方々も少なくないのではないかと考えています。

そして、過去を共有していない関係、大人と子どもの間で、家庭の中で、それが如何に難しいのかということが地域社会の中で理解されているのかということ です。

それから、委託される子どもと里親家庭間の文化の衝突についてしっかり理解されているのかどうか。

地域社会が里親家庭という少数派である家庭にとって、更には委託される子どもにとって居心地の良いものになっているのかどうかというところ です。

多くの方が里親になってみたいと思える環境が整ったのかどうかというところ です。

この少数派、或いは地域社会から理解が得られない、或いは家庭の中の大人と子どもの間に養育上の不明瞭な、よく分からない、どうしていいか分からない、孤立してしまうという部分は、もしかすると柏女先生が冒頭におっしゃったハイリスク家庭というものと共通するような課題も、実際のところ里親家庭には残されたままなのではないかと感じることもあります。

少数派である里親家庭にとって、地域社会の様々なサービス、フォーマル、インフォーマルはどちらも決して使いやすいとは言えないなというところも正直なところあり

事例発表

ます。

例えば、里親家庭で保育所を活用するご家庭も養育上ありますが、その場合保育所に子どもが入所できたらゴールかという、もちろんそういうわけではないわけです。

2 か月ぐらいして、委託された子どもが保育所の中でお友達の持ち物を壊してしまった、その 2 か月間その子どもはどれも乱暴だという理解が保護者間で広がっていて、仮にですが、そういう中で、なんでこの子どもはこういうことをするんだと。

里親さんが僅か 2 か月間の関係の中で、その子どものために、もちろん他の保護者の方に頭を下げ、そして理解いただけないような環境の中で肩身の狭い思いをするなんていうことは、恐らく全国で 1 件 2 件ではないはずで

す。多数派の枠にはまらない家庭をネガティブな存在とされてしまっている状況があるのではないかと、少数派の家庭である里親家庭での養育の難しさというのは他の少数派な家庭にとっても同じようにあるのではないかと感じるところもございます。

血縁がなく、過去の共有がなく、文化の衝突が起きる里親家庭の特性、個性というのは、地域社会で本当に受け入れられているのかどうかということなのです。

多様性の理解の欠如、つまり多数派ではない家庭が実際に地域の中にある、その方々が育ちにくさ、或いはその家庭で子どもたちが育ちにくさということを感じているということを、どれだけ地域社会が理解しているのかということが実際に難しさとしてあるのではないかと感じるところです。

それに対して、フォスタリング業務のモデル事業を 2015 年に大阪の豊中市というところで私ども始めさせていただきましたが、その頃から今 2021 年、フォスタリング業務で何をするのか、先ほどの課題というところに直面しながらも私どもは活動させていただいておりますが、多様な子どものニーズに応えるために里親家庭のニーズを把握し、そのニーズに応えられるよう地域社会の様々な支援を、里親家庭に繋げたり、カスタマイズをしたりする。

カスタマイズという言葉が格好良く聞こえるかもしれませんが、この次のポイントにも関係してきます、里親になって良かったという経験を増やすために、子どもの育

ちに対するポジティブな経験を里親とソーシャルワーカーが共有できるように努めるということなのです。

先ほどの保育所の話もそうかもしれませんが、そこで里親任せにしない、里親が孤立するような環境を作らない、そこに対して関係機関、或いは場合によっては、お友達の保護者の方々にも、もちろん子どもの個人情報には配慮しつつ、里親制度についての理解を促すような働きかけをする、もちろん特に保育士の先生方とか、学校の先生方、或いはその地域の様々な、社会福祉協議会もそうですが、子どもの育ちに関連する様々な機関の方々への働きかけをする。それでも、近くのクリニックに 38 度 5 分の高熱のある子どもを連れて行ったら、受診券こんなものは使えませんかって突き返されるなんていう経験をしたことのある里親さんは 1 人や 2 人ではないわけです。

そういった場合に、里親さんががっかりしないように、やはりそういうところをしっかりと地域で、その子どもが使うようなクリニックにしっかりと説明していくというような働きもフォスタリング機関としては非常に重要だと考えています。

里親が、協働関係を深めるために一緒に考えてくれて良かった、協働して良かったと思えるような成功体験を私どもが作っていきようにしています。

一緒に考えて協働する関係を、リクルートの最初の問い合わせのところから築くように心がけております。

具体的に言うところといった流れです。

相談というところから始まりませけれども、この相談の第 1 歩のところから私どもとしてはしっかり成功体験、つまりキアセットに相談して良かった、キアセットに相談して色々なものが分かることができた、里親という生き方を選ぶプロセスと一緒に歩んでくれたという経験が、その後の支援、協働関係に繋がると私たちは思っています。

もちろんこのプロセスの中で、例えば 100 件の方が問い合わせをくださったら、100 件皆さんが里親になるわけではないですよ。

本当に僅か数件ということも当然あります。

100 件のうち 90 家庭の方々が里親になられなかった場合、里親制度についてネガティブな思いを持たれるのか、そこをポジティブに、こういう多様な家庭が地域で子どもの育ちを担っているんだということをご理解いただく

事例発表

方々を、リクルートで里親になるという生き方を選ばなくても、理解を深めていくということが、言ってみれば先ほどお話ししたように、地域の様々な社会資源に変化をもたらしていくというところに繋がると私たちは考えています。

少数派な家庭である里親家庭でも、子どもの健やかな育ちの養育環境整備を図る中で、多様な家庭であっても地域社会の子どもが健やかに育まれるような変化を地域に作っていきたいと考えています。

実際のリアルなケースから脚色してご説明させていただきますが、例えば乳児で委託された、その里親の方は非常にその実親が子どもにとって如何に大事なのか、実親と子どもの関係が如何に大事なのかよく理解のある里親の方です。

なるべく子ども、乳児の元いた家庭の文化というものを、それに近い養育をしたいと願ってくださる、本当に柔軟で理解の深い里親の方がいらっしました。

そこでひとつ課題となったのが、日本ではなかなかメジャーではないある宗教の、そしてその宗教には色々な宗派がありまして、その中でも決して私たち大多数の日本人の方にとっては馴染みのない宗教の宗派の方だったわけです。

その乳児が生まれてから、そして育っていくまでにどんな儀式があり、そしてどんな形のことをその子どもにしてあげることが、その元いた実親の方にとって大事なのかということを里親さんは配慮しようと思ひまして、でも里親さんには当然そのネットワークがないものですから、キーマセットで、ある国際文化センターみたいなところに連絡をさせていただいて、その宗派の乳児の養育にどんな手立てが必要なのか、どんな文化をお持ちなのかと言ったら、残念ながらあまり良い返事ではなかったというか、そんなこと気にしないでいいんじゃないですか？みたいな返事だったこともありました。

それはひとつ残念だなと今でも思いますが、そこで色んなところのネットワークを駆使して、その宗派の方々がどういうコミュニティを持っているのかということキーマセットでは調べて、その里親さんと一緒にシェアをして、そういったものに対する理解を深めていこうということをやったりもしました。

そういった地域の多様な家庭が養育できる環境を作っ

ていく、里親家庭ですね、そういったものを作っていくということが私たちの働きのひとつだと思っています。

それは一例にすぎませんが、フォスタリング機関キーマセットが大切にしたいと思っているものをここに挙げさせていただきます。

里親家庭がリスペクトされていると実感できること、リスペクトしていますと私たちフォスタリング機関がいくら言ってもダメなんです。

里親家庭がそう感じられることがすごく大事だと思います。

委託される子どもや若者も同じだと思っています。

子どもの実親の存在を尊重し、可能な限り協働関係を築いていくこと、里親家庭と子ども、若者がその思いを聞いてもらえていると実感できること、里親さんが友人や家族に里親になることを勧められるような充実感を得られること、そして里親の実施の思いやニーズが配慮されていること、日々協働しているソーシャルワーカーと里親が信頼関係を築けていること、里親がソーシャルワーカーから熱意を明確に感じることができ、状況に応じて効果的で必要なトレーニングの選択肢があること、信頼できるケアサポートグループが用意されていること、養育の必要に応じて専門職からサービスが受けられること。

ここに色々挙げていますが、こういったものを里親さんが受けたいと思える状況を私たちはリクルートの時点から、共に成長できる関係として作っていこうと努めています。

大切にしたいことと書いてありますので、これはできていることとはまた少し違います。

これを日々目指して活動しているということです。

こういったところに、今日のひとつのテーマである、地域の多様な家庭、柏女先生のお言葉を借りればハイリスクというような、支援が必要である家庭に対して、どんな地域社会の変化を作ることができるのかということに、こういったところが関係してくるのではないかと私たちは思っています。

里親家庭だけが地域で子育てしやすいということは、あまり現実的ではないと思います。

多様である里親家庭が、その地域で養育しやすいと感じられる地域の養育力、地域力というもの、間違いなくそ



事例発表

これは高品質なものであろうと私たちは思っています。

そこに貢献できるような働きをフォスタリング機関として目指しているところでございます。

以上でございます、ありがとうございました。

事例発表

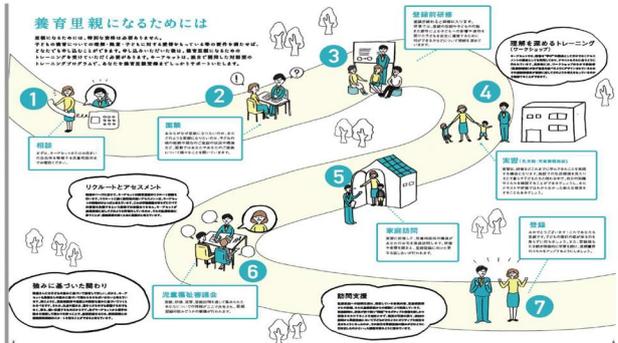


フォスタリング業務でなにをする

- ✓ 多様な子どものニーズに応えるため、里親家庭のニーズを把握し、そのニーズに応えられるよう地域社会の様々な資源を里親家庭につなげたりカスタマイズしたりする
- ✓ 「里親になってよかった」を増やすために、子どもの育ちについてのポジティブな経験を、里親とソーシャルワーカーが共有できるような努める
- ✓ 協働関係を深めるために、「一緒に考えてくれてよかった」「協働してよかった」を共に経験できる小さな成功体験を積み重ねる
- ✓ 一緒に考え協働する関係を、リクルートの最初の問い合わせから築くよう心がける
- ✓ “少数派”な家庭である里親家庭での子どもの健やかな育ちの環境整備をはかるなかで、多様な家庭であっても地域社会で子どもが健やかに育まれるような変化をつくる

outline

- 実感する里親制度の課題
- 多様性の欠如と養育の難しさ
- フォスタリング業務でなにをする？
- キーアセットが大切にしたいこと



実感する里親制度の課題

- ✓ 地域社会のなかでの里親家庭の孤立に改善はみられるようになった？
- ✓ 過去を共有していない関係(大人と子ども間)の難しさは理解されている？
- ✓ 委託される子どもと里親家庭間の文化の衝突について理解されている？
- ✓ 地域社会が、里親家庭という“少数派”な家庭にとって、更には委託される子どもにとって居心地のよいものになっている？
- ✓ 多くの方が「里親になってみたい」と思える環境は整った？

フォスタリング機関キーアセットが大切にしたいこと

- ・里親家庭がリスペクトされていると実感できること
- ・子どもと若者がリスペクトされていると実感できること
- ・子どもの実親の存在を尊重し、可能な限り協働関係を築くこと
- ・里親家庭と子ども・若者がその想いを聞いてもらえていると実感できること
- ・友人や家族に里親になることを勧められるような充実感を里親が得られること
- ・里親の妻の想いやニーズが配慮されていること
- ・日々協働しているソーシャルワーカーと里親が信頼関係を築けていること
- ・里親がそのソーシャルワーカーから熱意を明確に感じることができていること
- ・状況に応じて効果的で必要なトレーニングの選択肢があること
- ・信頼できるピアサポートグループが準備されていること
- ・養育の必要に応じて専門職からサービスが受けられること
- ・受託している児童が参加したいと思えるようなアクティビティが準備されていること
- ・不調となった後の十分なサポートが用意されていること
- ・里親家庭の強みと課題を熟知し、支援も含めその家庭をプロモートする機能があること

多様性の欠如と養育の難しさ

- ✓ “少数派”な家庭である里親家庭にとって、地域社会の様々なサービス(フォーマル・インフォーマルどちらも)は使いやすいとは言えない
- ✓ “多数派”の枠にはまらない家庭をネガティブな存在としていないだろうか？
- ✓ 少数派の家庭である里親家庭での養育の難しさは、他の少数派な家庭にとっても同じようにあるのでは？
- ✓ 血縁がなく、過去の共有がなく、文化の衝突が起きる里親家庭の“特性・個性”は、地域社会で受け入れられているのか？
- ✓ “多様性”への理解の欠如が、“育てにくさ”“育ちにくさ”に繋がっていないか？



事例発表

事例発表⑤

保育園を拠点とした家庭支援

小坂 章乃（石川県白山市こども子育て課主査）

酒井 幸子（社会福祉法人 いしかわ福祉会 いしかわこども園 にここ広場）



石川県白山市の小坂です。

保育園を拠点とした家庭支援、石川県白山市は県都金沢市の南西部に位置しています。

面積は県内で最も広く、山、川、海の豊かな自然に恵まれた地域です。

生活にも便利であるため、住宅地としての人気も高く、2019年の住みよさランキングでは日本一となりました。

子育て世代の家庭も多く、安心して子育てができるような環境を目指して様々な支援に取り組んでいるところです。

本日は、白山市におけるマイ保育園、マイ幼稚園登録事業についての取り組みをお話させていただきます。

かかりつけの病院があると安心するように、保護者が身近な保育園や子ども園、幼稚園に登録をすることで、登録したマイ保育園が妊娠期から出産、そして子育てへと安心して過ごせるように継続的に支援をする制度です。

対象は、母子手帳が交付された方と、3歳児未満のお子さんを持ち、家庭で保育を行っている保護者の方です。

登録をすると3つのサービスを受けることができます。

私からは育児相談について説明させていただきます。

マイ保育園における育児相談は、子育て支援プランを作成します。

子育て支援プランとは、介護保険におけるケアプランの

育児版のようなものであり、家庭で子育てをしている親子が必要な保育サービスを計画的且つ継続的に利用できるようにするものです。

プランの作成には、石川県の養成研修を受講した子育て支援コーディネーターが当たります。

まず家庭生活調査票を作ります、家庭状況、不安に感じている点などを保護者自身に書いていただいたり、丁寧に聞き取ったりします。

次にアセスメントシートを作成します、情報をもとに支援の方向性を考えていきます。

そして支援プランを作成します。

長期用は、アセスメントをもとに支援の長期的な方向性、内容を示すものです。

月間用は、長期用をもとに向こう1か月の利用計画を示すものです。

作成したプランを保護者にお渡しし、その後の様子を観察したり、お話を聞いたりして記録をとります。

こうした振り返りを行い、プランを見直したり、必要があれば市専門機関へ繋いだりしていきます。

通常の子育て支援プランの他に、個別ニーズに対応した問題解決型支援プランがあります。

こちらは、強い育児不安を抱えており、継続的な支援が必要な家庭に対して作成します。

事例発表

問題解決型プランは、子育て支援チームを作り支援にあたります。

子育て支援チームは、登録園であるマイ保育園の子育て支援コーディネーター、保健師などで構成します。

それぞれの専門性を生かした支援を行います。

平成30年度にA子ども園で作成された問題解決型プランの例を簡単に説明します。

Bさんは結婚前から精神疾患を抱え、些細なことで不安になりパニックになってしまうことがありました。

そのため出産前から保健師や相談員が見守りを続けていました。

Bさんは、第1子であるC子が2歳9カ月の時に、4月からの入園を申し込むためにA園を訪れました。

Bさんは自らの疾患のことや、午睡をさせるのが大変、ちゃんと育てているか心配などとたくさんの悩みを話しました。

A子ども園のコーディネーターは、他機関との連携を取りながらの支援が必要であると判断し、Bさんと一緒にプランを作成しました。

子育て支援チームは、マイ保育園の子育て支援コーディネーター、園長などの職員、そして子育て世代包括支援センターの保健師と利用者支援事業職員で構成しました。

これは、実際のプランをもとに作ったものです。

週2回の育児相談でゆっくりと話を聞き、園開放や育児教室へ誘い、少しずつ信頼関係が築けるようにしました。

また、週5日の在宅育児家庭通園保育モデル事業の利用を進め、定期的にC子を預かることでBさんの負担が軽くなるようにしました。

子育て支援チームによる連絡会議では、保健師からBさんの疾患や接し方について聞くことができ、Bさんの思いを受容し、大丈夫ですよと安心できるように接することを確認しました。

また、C子の思いや行動が分からず不安な様子のBさんに、C子との関わり方、遊び方を具体的に知らせていくこと、夫であるC子の父親についてBさんの話からは存在が感じられなかったため、会って話を聞くことなどの方針を話し合いました。

その後、父親にも会うことができ、話を聞くと、父親自身も妻と子について不安を抱えており、どうしたら良いか

悩んでいました。

父親は、相談できたこと、園で子どもの育ちを支えてもらえること、C子とのかかわり方を教えてもらったことをとても喜んでいました。

父親にも子育ての力をつけてもらうことで、Bさんの不安も和らげることができるのではないかと考え、父親も含めて支えていくようにしました。

C子が3歳になった時点でA園に入園し、現在までA園で過ごしています。

Bさんの不安感はまだまだ強くありますが、担任だけでなく、園全体で必要に応じて専門機関とも連携を取りながら支援を続けています。

マイ保育園制度は、全ての子育て家庭が利用できる制度であり、専門機関とは違い、近くの保育園という気軽さがあります。

登録し、相談を始めると、はじめは悩みがないと話していた方が、実は悩みを抱えていることもあります。

とりあえず登録してみようという気軽さも大事にしながら、今後も取り組んでいきたいと思えます。

酒井：

事例を発表します。

マイ保育園登録を活用した子育て支援、いしかわこども園にここにご広場の酒井です、よろしくお願いたします。

いしかわこども園は、石川県白山市源兵島にあり、自然豊かな場所です。

にここご笑顔があふれるにここご広場は、子育て中の保護者や地域の皆さんが気軽に集まり、自由に過ごすことができる、子育てに関する悩みを相談したり、情報交換を行う場所です。

広場でたくさんのお会いや交流が生まれることを願っています。

今回紹介するD男親子のジェノグラムです。

令和2年3月に石川地区に引っ越してきました。

生後6カ月で初めてにここご広場に遊びにきました。

その日のうちにマイ保育園登録を紹介しましたが、すぐに必要がなかったためか登録はしませんでした。

月曜日から金曜日、9時から1時頃までほぼ毎日遊びに来ていました。

事例発表

積極的に他の保護者と交流を持ち、広場の行事にも参加していました。

D男の成長とともに、離乳食を食べない、なんでもいやいやと言うなど様々な悩みが出てきて、相談も増えてきました。

初めての育児で、戸惑い、悩み、発達を喜びつつも、家で2人でいるとイライラして手を出したことがある、理不尽に怒ってしまうなど、どうしたらいいかコントロールできなくなっていました。

来年度も家庭保育をしようと思っていましたが、入園を考えるようになり、このタイミングでマイ保育園を登録しました。

1人で抱え込んでいる様子だったので、支援プランを作成して一緒に子どもの発達を見守ることにしました。

育児相談を随時行い、広場行事や地域の親子主催の子育てサークルを紹介、一時保育ではリフレッシュしてもらうように計画しました。

月間用のプランでは、毎月ここにご広場だよりを発行しているため、おたよりを渡し、育児教室の参加の呼びかけや、一時保育の具体的な日を決めていきました。

地域の子育てサークルぱおぱおに参加することにより、地域に育児の悩みなどを話せる仲間ができ、D男が母親以外の大人や子どもと関われる機会が増えていきました。

また、育児教室の中で児童相談所職員との座談会を設けて、参加してもらいました。

終わってからの感想で、自分のモヤモヤを分かりやすい言葉で話してくれてスッキリした、子どもを産んでからキレやすくなり、私のコップは溢れているんだと、自分で振り返ることができていました。

D男親子が石川地区に引っ越してきてから、周りに頼れる人、場所がなかったのが、ここにご広場に遊びにきたことにより、かかりつけのこども園ができ、一時保育をしてリフレッシュして、定期的に預ける在宅育児家庭通園モデル事業へ移行して、入園までスムーズに行くことができました。

広場へ通うことでママ友ができ、支え合う関係が生まれました。

更に、子育てサークルへ入ることで、より地域の保護者

との距離が縮まりました。

様々な関係機関を知ること、皆で支え合って子育てをしていると心強くなりました。

ここにご広場に遊びに来る親子はいしかわこども園に入園する子がほとんどであるため、かかりつけのこども園と説明すると登録しやすい印象があります。

中には、いしかわこども園には入園しないが、広場へよく遊びに来ていて、育児相談や育児教室によく参加しているから登録するという人もいます。

子どもを預けることに抵抗があり、罪悪感を感じる方もたくさんいます。

マイ保の一時保育は3回無料で、理由を問わないため、リフレッシュなどに使うことを伝えると、私1人で見なくていいんだ、頼っていいんだと預けやすくなっています。

登録しているだけで、いざとなった時に頼れるところがあると安心してもらえます。

保護者に疾患があったり、子どもに障害があったり、児童相談所と関係があったりという親子は、もちろん支援が必要ですが、今回のD男親子のように初めての子育てで悩んでいる方はたくさんいます。

新しい地域に引っ越してきて、地域と少しずつ関係ができていき、マイ保登録や一時保育、在宅育児家庭通園モデル事業などのサービスを利用して、保護者自身が力をつけていく、形は違っても、在宅育児をしている全ての親子に平等に支援は必要です。

子どもの発達、保護者も楽しんで子育てしている、何も相談してこない、だから大丈夫と勝手に判断するのではなく、ちょっとした表情、言葉、動作を見逃さず、全ての親子と接することを心掛けたいです。

D男の発達も順調で、母親は物静かで優しく、一見何も問題ないようだが、一瞬見せる表情やため息を見逃さなかったため支援をすることができたと思います。

かかりつけのこども園があることで、気軽に遊びに来ることができ、相談できる保育教諭がいつもいる、子育ては1人でしなくていいんだと思ってもらえる子育て環境をこれからも意識して支援していきたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

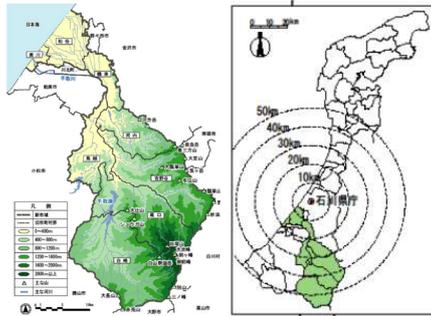
事例発表

保育園を拠点とした家庭支援

石川県白山市 健康福祉部 こども子育て課
小坂 章乃
社会福祉法人 いしかわ福祉会 いしかわこども園 にこにこ広場
酒井 幸子

マイ保育園・マイ幼稚園登録事業

- 対象 ・母子手帳を交付された方
・3歳児未満(未就園)のお子さんのいる方
登録方法 希望する園に申請書を提出する
実施施設 保育所(園)・こども園・幼稚園・子育て広場 計42か所
内容 ①登録園の見学、育児体験等
②一時保育体験(3回無料)
③育児相談・育児教室への参加



子育て支援プランを活用した育児相談

マイ保育園に登録した親子が、必要な保育サービスを
計画的かつ継続的に利用できるようにする
介護保険におけるケアプランの育児版

子育て支援コーディネーター が作成
(白山市) 86名

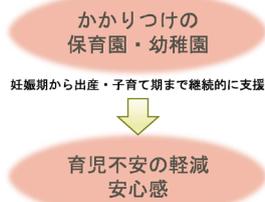
住みよさランキング2019 第1位!



子育て支援プラン作成の流れ



マイ保育園・マイ幼稚園登録事業



子育て支援プランの種類

- 子育て支援プラン
作成の希望があった家庭や、育児不安を抱え込まないよう
予防的な関わりが必要と思われる家庭
個別ニーズに対応した問題解決型子育て支援プラン
育児不安を抱えており、継続的な見守りが必要と思われる家庭
子育て支援チーム マイ保育園の子育て支援コーディネーター
母子保健担当者(保健師)
児童福祉関係担当者等

事例発表

問題解決型子育て支援プラン（Aこども園の例）

対象 Bさん（些細な事でとても不安になってしまう）
C子（2歳9か月、第1子）

問題解決型プランの作成

子育て支援チーム

<p>マイ保育園 子育て支援コーディネーター 園長 等</p>	<p>子育て世代包括支援センター 母子保健担当 保健師 利用者支援事業 職員</p>
---	--

マイ保育園登録を活用した
子育て支援

社会福祉法人 いしかわ福祉会
いしかわこども園
にこにこ広場 酒井幸子

支援プラン【月 別 用】

実施日	実施内容	実施場所	実施者
11月1日	育児相談	マイ保育園	支援コーディネーター
11月10日	園開放（育児体験等）への参加	いしかわこども園	園長
11月15日	在宅育児家庭通園保育モデル事業の利用	在宅育児家庭	支援コーディネーター

にこにこ笑顔があふれるひろば

子育て中の保護者や地域の皆さんが気軽に集まり自由に過ごすことのできる場所。
子育てに関する悩みを相談したり、情報交換を行う場所。
ひろばでたくさんの出会いや交流が生まれることを願っている。

石川県白山市湊兵衛町288番地
社会福祉法人 いしかわ福祉会 いしかわこども園
にこにこ広場
開所時間：月～金曜日 9時～14時

- 育児相談
- 育児講座（栄養士、看護師、歯科医師、小児科医などのお話）
- 育児教室（ヨガ、手作りおもちゃ、手形足型アートなど）
- 季節の行事
- マイ保育園登録
- 一時保育
- サークル支援 ・Nikoカフェ

問題解決型子育て支援プラン（Aこども園の例）

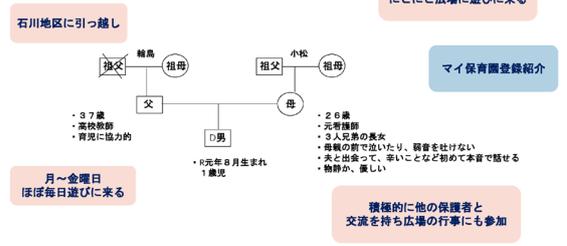
子育て支援チームによる連絡会議

- ① Bさんの思いを受容し「大丈夫」と伝え、安心できるようにする。
- ② 子どもとの関わり方、遊び方を知らせる。
- ③ 父親（夫）に会い、思いを聴く

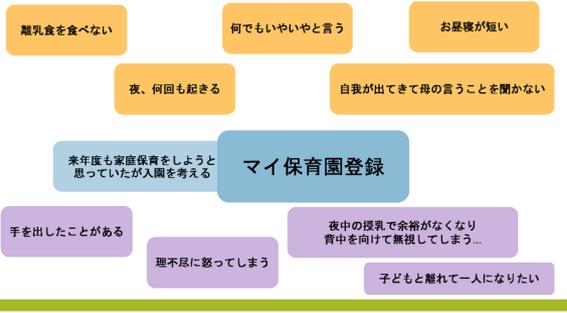
父親の不安に気づく

父親も支えることで、Bさんの不安も和らげることができるのではないかと

家族の状況 ジェノグラム



マイ保育園登録者を対象にした育児教室の様子



事例発表

(子育て支援コーディネーター記載シート)

子育て支援プラン【長期用】

作成年月日 令和2年11月2日

初回・継続 変更 回目

*初回プラン作成日 令和2年11月2日

保護者名	マイ保育園名		
生年月日 年 月 日 歳	いしかわこども園		
子の名前 D男	子育て支援コーディネーター		
生年月日 年 月 日 1歳2ヶ月	酒井 幸子		
子育てに関する保護者の意向 子どもが楽しんでいる姿、一緒に遊ぶ時間も大切だが子どもと離れる時間を作ることでリフレッシュしたい			
総合的な援助の方針(子育て支援、子どもの発達支援) 親子の時間も大切にしつつ、母親を一人の人として認め一時保育などのサービスを利用する			
※サービス提供上の留意事項 母親と一緒に相談していく			
目 標	長期目標 子育ては一人じゃない、地域で助け合える環境を作る		
	短期目標 地域の親子と交流の場を提供		
サービス内容	サービス種別	サービス担当機関	頻 度
育児相談	育児相談	広場	月 回 随時
広場行事参加	育児教室	広場	月 2~4 回
母のリフレッシュ	一時保育	広場	月 4~5 回
地域の親子の交流	子育てサークル紹介	子育てサークルばおばお	月 2 回
園児との交流	こども園への橋渡し	いしかわこども園	月 回
			月 回
			月 回
次回プラン見直しの時期 令和3年 月 日 ころ(6ヶ月以内)			
備考			

※子育て支援プランについて説明を受け、内容に同意しました。 令和2年 月 日

保護者氏名(署名)

事例発表

(子育て支援コーディネーター記載シート)

子育て支援プラン【月間用】

令和2年11月2日

作成年月日 令和2年11月2日

保護者氏名

プラン作成者名 酒井 幸子

区分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
第一週	【 1 日 】 時間 内容 (場所)	【 2 日 】 : ~ : □	【 3 日 】 : ~ : □	【 4 日 】 : ~ : □	【 5 日 】 : ~ : □	【 6 日 】 : ~ : □	【 7 日 】 : ~ : □
第二週	【 8 日 】 時間 内容 (場所)	【 9 日 】 : ~ : □	【 10 日 】 : ~ : □	【 11 日 】 : ~ : □	【 12 日 】 : ~ : ■	【 13 日 】 : ~ : □	【 14 日 】 : ~ : □
第三週	【 15 日 】 時間 内容 (場所)	【 16 日 】 : ~ : □	【 17 日 】 : ~ : □	【 18 日 】 : ~ : □	【 19 日 】 : ~ : □	【 20 日 】 : ~ : □	【 21 日 】 : ~ : □
第四週	【 22 日 】 時間 内容 (場所)	【 23 日 】 : ~ : □	【 24 日 】 : ~ : □	【 25 日 】 : ~ : □	【 26 日 】 : ~ : □	【 27 日 】 : ~ : ■	【 28 日 】 : ~ : □
第五週	【 29 日 】 時間 内容 (場所)	【 30 日 】 : ~ : □	【 1 日 】 : ~ : □	【 2 日 】 : ~ : □	【 3 日 】 : ~ : □	【 4 日 】 : ~ : □	【 5 日 】 : ~ : □

注) 利用実績があった場合は、□を■のように塗りつぶすこと。
 ※子育て支援プランについて説明を受け、内容に同意しました。
 ※子育て支援プランにかかる利用実績確認

保護者氏名 (署名)

年 月 日

保護者氏名 (署名)

年 月 日

事例発表



令和2年10月20日発行（第83号）

色づいた木々の葉も落ちはじめ、時折吹く風が涼しさから寒さへと変わりはじめてきました。朝晩、気温が低いのもあり風邪をひくお友だちも増えてきました。衣服で体温を調節したり、しっかり食べてたくさん寝て体調管理に気を付けていきましょう。



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 文化の日	4	5	6	7
8	9 身体計測	10	11 ☆手づくりおもちゃ 10:00~12:00	12	13	14
15	16 ヨガ体験してみませんか? ヨガマットあります!	17	18	19	20 ☆児童相談所 ってどんな所? 10:30~11:30	21
22	23 勤労感謝の日	24 ☆ママ&ベビーヨガ 10:30~11:30	25	26 ☆子育て講演会 10:00~12:00	27	28
29	30	12/1 多賀小児科医による講演会です。 主催:ばおばおサークル	12/2	12/3	12/4	12/5

ちょっと近寄りたいたいイメージ...
何している所なんだろう...
この機会に兎相のことを知ろう!

ヨガ体験してみませんか?
ヨガマットあります!

予定が変更又は中止になることがありますので
その都度お問い合わせ下さい。
にこにこ広場 277-8225(酒井)



親子どん!!

親子で太鼓体験をしました。
リズムに合わせて上手にたたけたよ!



白山市源兵島町289-5 にこにこ広場
問い合わせ先 277-1011 (いしかわこども園)
277-8225 (直通)



事例発表⑥

家庭支援としての「子ども第三の居場所事業」（日本財団助成事業）

山田 克芳

（社会福祉法人尾道市社会福祉協議会子ども第三の居場所尾道拠点マネジャー）



皆様こんにちは、広島県尾道市にございます、尾道市社会福祉協議会の山田克芳と申します。

ご案内の通り、本会では日本財団の助成で、子ども第三の居場所を 2017 年に全国で 2 番目に開設しました。

日本財団からは昨年度まで助成を受け、今年度からは尾道市が事業主体となっています。

今年 3 月に日本財団が、経済格差から生じる児童の教育格差の解決に向け、同様の施設を全国で 500 か所作ると報道発表されました。

大規模な展開が注目されがちな事業ですが、発表の前提としてまずこの事業について説明させていただきたいと思えます。

ごく簡単に言えば、この事業は様々な課題を抱えた児童を対象として、日々放課後から夜までの時間帯に開設している通所型の支援サービスとすることができます。

そしてその枠組みの中で、学習支援や体験活動を行い、保護者の相談にも応じる、非常に大まかな定義ですが、今までこうした事業はあまりなかったのではないかと思います。

よく放課後児童クラブと何が違うのかと言われますが、児童クラブは第一義的に親の就労保証が目的の保育事業です。

一方本事業では、就労要件、保育要件を問いません。

そういった制約を設けず、支援が必要な子どもや家庭に必要な支援を届けるという考え方がベースになっています。

また、訪問型や窓口型の支援と異なり、親子と毎日顔を合わせるのも特徴です。

一般に相談援助機関に相談の要請がある時は、既に事態が深刻化していたり、本人が冷静さを欠き、必ずしも主訴が事実と一致しなかったりすることがよくあると思います。

この点、本事業では長期的な日々の付き合いを前提としています。

同様の施設は現在全国で 39 拠点があります。

この事業では、日本財団が最初の 3 か年の運営費を助成する間、自治体と運営団体が地域に適した施設の在り方を定め、助成終了後は自治体が事業を行うという取り決めになっています。

冒頭お話しした通り、尾道拠点は本年度から尾道市が事業主体となり、本会が事業を受託しています。

本市では社協が運用していますが、他では学習支援や不登校支援に実績のある NPO や、児童養護施設を運営する社会福祉法人など多様な団体が持ち味を生かして運営しています。

このように、地域で異なる福祉ニーズに応えられる幅の

事例発表

広さが事業の特色のひとつですが、中でもこの度は弊会の家庭支援の取り組みを紹介させていただきます。

尾道市の子ども第三の居場所は市内に 2 拠点があります。

定員は各 20 名、主に小学校低学年を対象に、平日の放課後から夜まで学習支援や様々な体験活動を行っています。

利用料は原則無料、尾道拠点は現場に社会福祉士である山田と保育士を常勤で配置し、アセスメントやリスク管理の点から市の保健福祉部局で勤務経験のある管理職、学校と連携を構築するコーディネーターとして元小学校長が勤務しています。

この他、学習支援で大学生が有償で手伝いに来てくれます。

利用者は公募せず、経済的な困りごとを感じている方を中心に、主に市役所の子育て支援担当課から利用案内をします。

このように募集しているのは、よく言われますように、申請主義では自ら支援の必要を表明できない方に支援が届きにくいからです。

この際ポイントと思われるのは、福祉というのは利用者目線からすると、必ずしも利用のインセンティブにならないことがあるのではないかとということです。

施設ではケア的な受け止めや家庭支援も行いますが、このような福祉サービスとしての側面を全面に押し出すと、困り感のない家庭には届きにくいのではないかと、反対に、夜まで無料で預かることだけが利用の動機になると、預かりっぱなしになるなど子どもの利益に必ずしも繋がらないこともあります。

そこで、私どもは子どもに学びの機会を提供する教育という視点を大切にしています。

未就学期ならともかく、学童期を迎える子どもたちですので、様々な背景を持ってはいるのですが、1人1人がレベルに合った困難を乗り越え、成長していくことを目指しています。

実際利用者の方々には、せっかくお子さんをお預かりするわけですから、その時間にしっかりと子どもの力を引き出すお手伝いをさせていただきますということを、いつもお伝えしています。

皆様の中には、教育がインセンティブになり得ない家庭もあるのでは？とお思いの方もいらっしゃるのではないかと思います。

そうした中で私たちが大切にしているのは、子どもが頑張って終わりということではなく、その成長を保護者に感じ取ってもらう機会を多く作っていることです。

例えば漢字と算数の検定試験です。

施設に来る前は宿題を出さないばかりか、決まった時間に学校に行けなかった児童もいます。

しかし施設に通ううち、最初は暴れて机に向かえなかった子が自発的に宿題をするようになります、習慣の力はものすごいと思っています。

ただ、ひとつひとつの精度が高いというわけではありません。

学校の成績表を見ただけではあまり成長を感じられないような、そういう成績です。

しかし宿題の態度は非常に良いものですから、子どもを通して親や家庭を変えていきたいという思いを込め、是非皆で検定を皆で受けましょう、お金はかかりますが、お子さんたちには必ず合格する力があると思います、そのため私どもも全力で教えますと保護者に呼びかけました。

高学年になっても鏡文字で平仮名を書くような子もあり、受験勉強で泣き出す子が続出しましたが、受けたほぼ全員が合格、1人が合格点に僅か1点足りず不合格でしたが、親子で来年も受けると誓ってくれました。

事後に保護者に感想を聞くと、こんなに勉強ができるなんて知らなかった、受験なんて初めて、親子で一緒にドキドキして結果発表を待った、などの声があがりました。

教えるほうも非常に大変でしたが、子どもの力を感じてくださったようで、本当に嬉しかった取り組みのひとつです。

児童福祉では時々、教育と福祉は水が合わないと言われるのを耳にすることがありますが、私どもはそのようなことは必ずしもないのではないかと考えています。

多くの場合、何かが障壁となって、親も子の成長を期待できなかったり、喜べなかったりします。

決して簡単なことではありませんが、その障壁にひとつひとつ向き合うことが家庭支援に繋がると考えています。

また、この事業には夕食提供の機能もあり、私どもの施

事例発表

設も夕食の時間がありますが、提供はしておりません。

週 1 回から 3 回、クッキングスクールと称して子どもが夕食を作っています。

十分な食事が摂れていないから与えるのではなく、自分で考え、作る能力を養ってほしい、魚を与えるのではなく、魚の釣り方を教えていきたいと思っています。

更には、やがて家庭でできるようになってほしいという思いを込めています。

この結果、朝は菓子パンが多かったけど、お母さんと一緒に朝ご飯を作ったなどの声が聞かれるようになりました。

また、休日には親子で参加できる催しをします。

週末は多くの親子が終日家にいたり、もっぱら大型スパーなどの娯楽施設に出かけたりすることが多いため、休日の過ごし方を再考してほしいという目的もあります。

加えて多くの子どもたちが、親と一緒に様々な体験することを切望しています。

親と一緒に過ごしたい思いがありながら、お母さんには言えない、どうせダメと言われると、そういう子が実に多い印象です。

印象的だったのが、以前行った親子キャンプでした。

2 日間親子でひとつのテントに寝泊まりし、炊事や山登りなど困難も共にしました。

参加者の中には、事情があって普段親子がほとんど顔を合わせず、親のパジャマを抱いて眠るような児童がいましたが、この時親子で記念撮影をした時ほど安らかなこの子の笑顔を他の場面では見たことがありません。

感想文の中で、あんなに楽しそうなお母さんを見たのは初めてと書いていたのも、強烈に印象に残っています。

また参加者の中には、その後の事情で家庭から離れて生活することになった児童もいます。

その子にとって、満天の星空のもと親子一緒にテントで泊まった経験は、人生においてもしかすると一度きりのものになるかもしれません。

大きい話になりますが、人の人生は現在と未来、そして過去によって作られると思います。

こうした親子の経験があるのとないのとでは、人生は全く違うものになるのではないのでしょうか。

後年振り返った時、こうした思い出が何らかの糧となり、

人生を前向きに生きてくれることを祈っています。

これらは児童を中心とした家庭支援ですが、もちろん親自身が直接的な支援を必要とされる場合もあります。

この中には、市役所から施設の利用案内をする際に就労支援を受け、正職員採用が決まった方もいます。

また、弊会で行っている生活困窮者自立支援事業の家計支援を受け、精神的な落ち着きを手にされた方もいます。

職員が家庭の清掃を行ったこともあります。

状況に応じた支援に取り組んでいます。

この事業は居場所事業と呼ばれています。

人によっては、家庭に居場所がない子に居心地の良い場所を用意してあげる、そういうニュアンスで受け取る人もいるかもしれませんが、私どもは家庭支援ということを考えて時、もし家庭に居場所がないのであれば、それが居場所だと感じられるように家庭が変わり、当事者も変わっていく、成長していく、そのためにサポートすることが家庭のエンパワメントに繋がるのではないかと、そういうふうに思っています。

私ごとで恐縮ですが、以前自治体の家庭児童相談員を務めていた時、養育環境が不安定な家庭や、保護解除後の家庭支援において、子どもが日常的に繋がる場所が極めて少ないのではないかと感じていました。

こうした地域に不足する社会資源に対し、この事業の柔軟性を生かして補うこともできるかと思えます。

また、本事業が福祉的な性質と教育的な性質を持ち合わせている点は大変ユニークだと私自身思っています。

私も施設にいますが、しんどいと聞いていた子どもたちが目の前でどんどん成長するのを見て、彼らの可能性が本当に無限であることを切に感じています。

よく児童福祉と言いますと、下のほうからボーダーラインまで引き上げるといった印象を抱きがちで、支援者自身、悪い意味で大きなことは求めなくなってしまうということが往々にしてあるように思います。

支援は決して簡単ではなく、悩みは本当に尽きませんが、環境さえあればどんな子も成長することを子どもたち自身がしばしば思い出させてくれます。

ここに通う子には、自己の人生を楽しむことはもちろんですが、他人や社会を支える人間になってほしいと思えずし、その力があると信じています。



事例発表

そしてその力は、他の誰でもなく親や家庭が生み出したのだということに、それぞれのご家庭が誇りをもってもらいたいと考えています。

以上で発表を終わります、ありがとうございました。

事例発表

家庭支援としての「子ども第三の居場所事業」

社会福祉法人尾道市社会福祉協議会 山田 克芳

尾道市の「子ども第三の居場所」

- 主に小学校低学年を対象に、市内2拠点が開設（定員各20名）
- 平日の放課後から午後7時まで、学習支援・各種体験・芸術活動などを実施
- 利用料無料（行事参加費などで一部利用者負担）
- 社会福祉士、保育士、管理職（市保健福祉部局で勤務経験）、元小学校長（コーディネーター）、大学生などが在勤

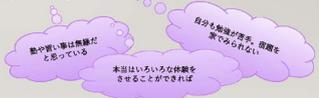


「子ども第三の居場所」とはなにか？

- 簡単にいえば、
 - さまざまな課題を抱えた児童を対象に、
 - 日々、放課後から夜までの時間帯に開設している、
 - 通所型の支援サービス（学習支援や体験活動、保護者への相談援助など）

利用者の募集方法

- 公募や「申請主義」によらず、アウトリーチによって募集
 - ご自分から困り感を表明できない方にも支援を
- 「福祉」が利用のインセンティブになりにくいこともある
- 「教育」のニーズに沿って支援をスタートする



「子ども第三の居場所」事業の特色

- 放課後児童クラブと異なり、「保育」が主たる目的ではない
- 訪問型や窓口型の支援と異なり、原則、長期間にわたり、親子と毎日顔を合わせる

壁でもなく、学童保育でもなく、相談所でもない。意外とこれまでになかった事業では？

子どもの成長を家庭に実感してもらう

- 教育や学びは利用のインセンティブになるか？
- 家庭支援という観点から見たとき、子どもががんばるだけでは十分でない

成果を家族にみてもらい、感じ取ってもらうために取り組みを工夫する

地域に根差した運営を目指す

- 最初の数年の準備費や運営費を日本財団が助成
- 助成期間に、地域に適した運営のあり方を定める
- 数年後に自治体の運営（尾道拠点は令和3年度から市が運営し、社協が事業受託）
- 他市町の「居場所」＝学習支援や不登校支援のNPO法人なども運営

→各地の多様な福祉ニーズに対応しうる「輪の広さ」も特色の一つ

学習を通じた家庭支援

例) 漢字/算数検定試験への挑戦

- 宿題をしなかったり、決まった時間に学校にいけなかったりする児童も
- 毎日のかかわりの中で、基本的な学習習慣は身につく
- ただ、相対評価では成績アップに繋がらず
- このままでは、親に成長を感じてもらえていないのでは？と考えた

「みなさんのお子さんには必ず合格できる力があります。私も全力で教えます！」



事例発表

大変な勉強の末、合格を手に

- ・子どもには自分の力を、保護者にはわが子の力を知ってほしい

「自分の子どもがこんなに勉強ができるなんて知らなかった」

「受験なんて初めて。親子で一緒にドキドキして結果発表を待った」

「来年もかならず受験します」



保護者への支援

例) 保護者への直接的な支援が必要であるときは、個別に応じる

- ・就労支援で正職員採用が決定
- ・社協の家計支援（生活困窮者自立支援事業）を案内
- ・家庭の清掃のお手伝い

「教育」と「福祉」



- ・時々耳にする言葉「教育と福祉は水が合わない」
- ・しかし、**学習支援も、十分に家庭支援になり得る**と考える
- ・親自身、なにかが障壁となり、成長を期待できなかつたり、喜ばなかつたりする場合も
- ・本事業では長期的なかわりを前提とする。障壁の一つ一つに一緒に向き合う

家庭支援としての「子ども第三の居場所」

- ・「居場所」という言葉にあるニュアンス
- ・もし家庭に居場所がないのであれば、**家庭が居場所と感じられるような支援を**



体験活動を通じた家庭支援

- ・「クッキングスクール」=夕食提供ではない
 - ・教育の一環として「魚の釣り方」を覚える
 - ・家庭生活向上の一助に
- ・休日や夏休みなどの**親子行事**=子どもの希望
 - ・過ごし方の提案も



事業展望

- ・保護者がつながる場は多いが、子どもがつながる場は、意外と少ない？
 - ・本事業の「幅の広さ」を生かし、**地域の社会資源の補充に**
- ・福祉であり、教育であるという特色
 - ・児童福祉に関わる支援者自身、大きなことを求めなくなりがち？
 - ・子どもの可能性は無量大
 - ・その認められた力は、他ならずそれぞれの家庭で育まれたものである

ご清聴いただき、どうもありがとうございました

事例「親子キャンプ」

- ・二日間、親子でテントに寝泊まりし、炊事や山登りも
- ・「あんなに楽しそうなお母さんを見たのははじめて」
- ・ひとの人生は**過去**・現在・未来からつくられる
 - ・「過去づくり」の支援
 - ・親子の思い出がある人生



事例発表⑦

厚生労働省委託研究「子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究」

佐藤まゆみ（淑徳大学短期大学部教授）



淑徳大学短期大学部の佐藤と申します。

子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究ということで、昨年度こちらの委託研究事業に関わらせていただきました。

全てをご紹介することは難しいと思いますが、大事なところをかいつまんでお話をさせていただきたいと考えております。

まずこの委託調査研究について、背景をお話していきたいと思います。

ひとつの調査研究の背景については、平成 28 年の児童福祉法改正に伴う子ども家庭福祉の理念の具現化がどのように果たされているかということについて検討をしようということがありました。

児童の権利に関する条約の理念を生かす形で明文化されているわけですが、特に児童福祉法の改正の中では、この第 3 条の 2 に規定されている子ども家庭支援の根拠にあたるもの、それから市町村を中心とする子ども家庭福祉について、平成 16 年の児童福祉法改正以降脈々と基盤整備を続けてきましたけれども、それを一層推進していくような内容になっていることを確認しました。

またこの調査研究の中で、子ども家庭支援という言葉を使う時に、一体どういう概念で用いていくかということについても改めて確認をいたしました。

この子ども家庭支援については、市区町村の子ども家庭支援指針の中に位置づけられています。

青枠で囲まれているところですが、こうした理念、考え方を踏まえて、市町村が中心となって家庭支援を担っていくということをまずは考えていきます。

研究チームの中で、家庭支援がどこまでを射程に含めるかということについても確認していましたが、市町村に関しては、児童福祉法の理念に則り、短期的には要支援児童や要保護児童、ここまでの議論でも、ハイリスクのという話題が出てきているわけですが、そうした子どものニーズに対して、子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援を提供する体制を構築することを模索する、まずはハイリスクのところを丁寧にサポートできることが主眼におかれる、ただし中長期的には社会的養育の考え方に基づいて、全ての子どもと家庭が生活圏域で社会資源と共にある状態、そして必要に応じて支援に自然と繋がれるようなシステムを段階的に市町村に構築していくということ、家庭支援の考え方として研究チームとしては想定しました。

この研究の構造については、今お話しした家庭支援を実現していくために、まずは子育て家庭を取り巻く現状や体制の状況について確認をして、課題のある世帯がどれくらい存在しているかということについて検討をしていきました。

相談機関における相談対応件数と、そのあと支援にどの程度繋がっていて、支援が届いているか、または届いていないのかということについても検討を行いました。

事例発表

そして、その現状を踏まえて、家庭支援を行う上で解決すべき 8 つの課題を整理しまして、その内容を検討しました。

これらの課題に基づきまして、実際に家庭支援を行う上で解決すべき課題に取り組んでいる先駆的な取り組み事例にインタビュー調査を実施して、特徴をまとめていったということです。

まずは子育て家庭や制度を取り巻く現状について見て参りたいと思います。

子育て家庭の把握、そこから、子ども・家庭支援施策を取り巻く現状ということですが、身近に子育ての手助けが得られない家庭が多く存在する中で、多様な子育て支援メニューが子ども・子育て支援制度の中で創設されてきています。

一方で、本当に支援が必要な子どもや家庭に対してその支援が届いているのかどうかということが、ひとつ課題になっていると思います。

第 15 回出生動向基本調査などでは、ファミリーサポート事業の利用率が、例えば 3.6%しかなかったり、一時預かり事業も 10%程度しか利用されていないということで、身近なところに資源がありながら、制度として整備はされているけれども利用率が低いということが先行研究でも分かっております。

これは子育て支援センターですとかつどいの広場の、交流や相談の場などにおいても半数ぐらいしか利用したことがなく、どれも利用したことがないというご家庭も 2 割ぐらいいるということも調査で示されておりました。

こうしたところから、情報の不足や、交通の便の悪さや、利用手続きの煩雑さ、ニーズと利用状況や時間帯などの不一致、それから経済的な困窮や、サービス利用に対する抵抗感、親子の心身の疾病や障害等があるのではないかとこのことを推察いたしました。

実際に子育て支援事業や、保育所、幼稚園、学校を利用しているも、支援の目から取りこぼされていたり、相談機関に複数回相談していても支援に結びつかないという事例があることも示されております。

支援メニューを整備するというだけでなく、確実に子どもや家庭が支援を得られるように、あらゆる環境による障壁を取り払っていくということと、子育て支援事業

が身近に感じられるようにすることで、保護者や子どもにとっての便益を高めていくということで、サービスがあるだけでなく、子どもや保護者のニーズに合わせて活用し得る十分な量と質が必要ではないかということを考えてきました。

制度の現状につきましては、柏女先生のお話にもありましたが、基本的に実施体制が都道府県と市町村に大きく分かれているということで、ハイリスクアプローチは主に都道府県が担っており、介入型の援助をしています。

ポピュレーションアプローチについては広く市町村が担っており、生活圏域での対応が主ですが、保護者から見ますと伴走型支援をしているというふうに整理ができるかと思えます。

施策の中心も、要保護児童施策を中心とする都道府県と、子育て支援施策を中心として対応する市町村ということで特徴づけられているかと思えます。

実際の相談体制を見ていきましたが、様々な拠点がありますが、専門分野ですとか、領域や機能によっていくつもの拠点が存在している、整理が十分されていないという課題があります。

それから、地域子ども子育て支援事業について見ていきましたが、多様な資源があるわけですが、先ほど申し上げました通り、十分に利用に結びついていない実態がありますので、とにかく多様な背景のある家庭や子どもが利用するということが想定されることもあって、子育て家庭の生活圏域で、敷居の低い資源として子ども子育て支援事業が機能するということが期待されます。

また、要保護家庭や要支援家庭を対象とした連携機能と異なる点として、個別的な支援事例が発見されるよりも前から、子育て家庭の生活圏域で地域の子育て家庭を取り巻く人々や活動を繋ぐ働きというのをしているということも特徴として見られております。

子どものいる世帯が令和元年度時点で約 1,122 万世帯ありますが、母子健康包括支援センターですとか、子ども家庭総合支援拠点や、児家セン、それから見相に相談、来所した人数で、どのくらいの方が相談していて支援が必要なのかということ推定しましたら、大体 87.5 万人ぐらいの方が何らかの支援を要する状態であるだろうということが分かってきました。

事例発表

この中でも一時保護に至るのは、52,916件で非常に少ないです。

そうしますと、大体82万人ぐらいは在宅支援となりまして、生活圏域の中でかなり手厚い支援を要する状態で生活が継続されることになります。

一方で要対協の登録ケース数などもここに示した通りですが、相談に繋がった子どもや家庭の支援が継続的に行われていくためには、児童相談所と市町村の協働や連携ももちろんですが、子ども・子育て支援施策との十分な接続ということがひとつ課題になっているかと推察されます。

こうした状況から、かなりの子育て世代が困難な環境の中で子育てをしているという前提に立って、こうした課題に対応していくことが必要ではないかということで整理をいたしました。

ニーズに応じて、量的にも質的にも十分な支援を家庭支援として届け、子どもの育つ環境を整えることで、結果として虐待リスクが軽減されてバランスが保たれる子育てや子育てを実現していくということが必要だと考えました。

こうした実態を受けて先の8つの課題を整理しましたが、そもそもその課題の把握が十分なのかということや、母子保健と子ども家庭支援の連携が進んでいるかということ、体系立てた支援ができていくのかということ、それから保護者への支援、子どもへの支援、親子関係の支援というのはどのようなものが必要なのかということでした。

加えて、市区町村、児家セン、児童相談所の関係はどういうふうを考えるかということと、家庭や地域での子どもの育ちを支える社会的養護の体制が十分なのかということ。

さらには、自立支援やアフターケアに関わる課題、そして最後に子どもの最善の利益を保障するために何が必要とされているのかということで、課題を整理しました。

この課題に取り組んでおられる先進的な自治体や機関、施設に対してインタビュー調査をさせていただきました。

ひとつひとつの事例についてお話するのは難しいので、こうした調査項目に沿って調査をしましたが、その中からこういった課題が見えてきたかということを少しお話しさせていただきます。

ことに小規模自治体における人材面、社会福祉士等の専

門職の確保が挙げられました。

それから、ソーシャルワークができる人づくりも課題であるということも見えてきました。

ケースワークに集中するためには事務が非常に多くて、その事務専任の人材が必要だということが見えてきましたし、必要な職員数を確保するための人件費についても不足していることが見えてきました。

また、在宅支援の社会資源がないということもありまして、経済的な援助、それから人を派遣してもらおうということが必要だということも分かりました。

相談業務についてはやはり担い手を増やして、その担い手の方が定着するための支援、フォローやバックアップなども必要となっています。

学びということでは、専門性のスキルアップのことも指摘されていまして、大学で学生が継続的に社会的養護に特化した学びができるようにということについてもご指摘いただきました。

それから、社会福祉士がきちんと専門職として地位が確立されるようなことも言及されています。

子ども家庭福祉の仕事の価値を高めていくということと、価値を示して理解していただくということについても課題に挙げられています。

子育て支援事業の担い手づくりについては、行政だけでやっていくのではなくて、NPOや市民団体にも是非任せたいという声も聞かれています。

一方で、費用面についての課題も出てきておりまして、在宅支援をより多くの家庭に、より多くのサービスを届けるということが重要ということで、自治体の負担軽減策について必要性が挙げられています。

ショートステイは在宅支援の切り札であるという表現もされておりまして、十分な活用のために安定的財源が必要であるということでした。

里親支援事業やショートステイの一定金額を担保して、経験年数や専門性のある職員の雇用継続のための事業費が増えるような仕組みを作る必要があるということが指摘されておりまして。

要支援児童に対して、民間団体への補助メニューというのがなかなか地方都市で取り組みづらいところがあるため、そこは補助等についても、その地域で暮らす子どもと

事例発表

家庭の状況に応じて柔軟に活用できるようにする必要があるということも見えてきました。

入所支援から在宅支援に転換すると、支援する側の経営が不安定になっていくというジレンマについても指摘がありました。

こうした課題は、やはり支援の継続性や一貫性、連続性というものを担保していく点でも非常に重要な点であるということが理解できます。

考察のところはたくさんスライドを用意していますが、専門領域を超えた支援が必要であるということで、子育て支援から要保護児童福祉施策までの領域の機能を活用していくということが、ひとつ重要になるかと思います。

また、家庭支援を充実させていくということの中では、各施策や領域が持っている役割や境界線というのを、それぞれが持っているカラーがにじむような形で馴染ませていく、境界線を作らずに馴染ませていく必要があるのではないかとあります。

それから、先行研究によって年齢による切れ目があるということと、年齢に応じて関わっている専門分野が異なっているということ等がありますので、3歳未満、3歳から就学前までというのは母子保健と子育て支援中心のポピュレーションアプローチで支援しておりますけれども、就園しているかそうでないかで切れ目ができていたり、年齢で切れ目ができていたり、母子保健と子育て支援の領域間で切れ目ができていることが分かっています。

それから就学後に関しては、教育分野におけるニーズ把握が主ですけれども、普遍的に利用できる社会資源が少ないということと、就学後でも、中学生や高校生になりますと子どもが学校以外に利用できる社会資源がほとんどなくなってしまうとあります。

そういう意味でも包括的な支援をしていくために、個別のケアマネジメントと、それからケアプランの作成が非常に重要ではないかということと、敷居が低く、安全で安心できる居場所の中で家庭支援を要する状態にある子どもと家庭のニーズを把握していく必要があるということが指摘できます。

また、実質的にソーシャルワークの機能を果たしていくということも見込んで、実際に取り組んでいかなければな

らないということがありますが、自治体の中にはこうしたケアマネジメントというのが難しいという実情もありますし、ソーシャルワーク機能に至っては人材がないということも含めて、今構築に向けてかなり課題が多くあります。

そうしたところで、個別のケアマネジメントと、それから環境調整を含むソーシャルワークがセットで実施されるような体制を市町村の中に作っていくことが必要とされています。

最後ですが、在宅支援が十分に行われるということに関しては、社会的養護の持っている専門性や、要保護児童や家庭に対する支援に対するノウハウを、子育て支援と接続しながら提供できるということが非常に重要で、そのことが、子どもが家庭で育つということの権利の保障にも繋がっていきまして、在宅生活ができるということは子どものパーマネンシー保障にも寄与するのではないかとことです。

アクセシビリティのこともありますが、時間がきておりますのでこちらをご覧くださいいただければと思います。

事例発表

FLECフォーラム緊急シンポジウム
厚生労働省委託研究事業
子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究
淑徳大学短期大学部
佐藤まゆみ

研究の目的と構造
家庭支援を展開する背景や必要性を明らかにするために、1、2で現状を確認し、3で課題を8つに整理し、4で具体的な取組を調査した

1. 子育て家庭を取り巻く現状や体制の状況について確認し、課題のある世帯がどのくらい存在しているかを検討
2. 相談機関における相談対応件数は、その後支援にどの程度つながり、支援が届いているか(あるいは届いていないのか)を検討
3. 家庭支援を行う上で解決すべき8つの課題の背景と内容を整理
4. 家庭支援を行う上で解決すべき課題①～⑧に対する先駆的取組事例に半構造化面接法によるインタビュー調査を実施、特徴をまとめた

調査研究の背景…子ども家庭福祉の理念の具現化

(1) 児童の権利に関する条約
第3条第1項「子どもの最善の利益」、すべての子どもに生存するために必要とされる基本的権利、第12条の意見表明権の確保をはじめとする子ども自身の能動的権利

(2) 児童福祉法：平成28年改正

子どもは権利の主体
(児童の)最善の利益の優先
家庭養育優先の原則

これらの理念を法律上明記

・第3条の2「国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。」
→子ども家庭支援の根拠、市町村中心の子ども家庭福祉へ

研究の結果①
一子育て家庭および制度の現状、8つの課題一

市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)における子ども家庭支援

「市町村は、子どもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもやその家庭に最も効果的な支援を行い、もって子どもの福祉を固くとも、その権利を擁護すること」(ガイドラインp.6)

「市町村における子ども家庭支援は、こうした理念に基づき、常に子どもの安心・安全の確保を念頭に置くことはもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先して考慮し、行われることが必要である。その実施に当たっては、市町村が中心となって…」
(令和2年3月31日産児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 p.2)

〇子育て家庭の把握、子ども・家庭支援施策を取り巻く現状

- ・身近に子育ての手助けが得られない家庭がある中、多様な子育て支援メニューが創設
- 本当に必要な子どもや家庭に、支援は届いているのか?
- ・ファミリーサポートセンター事業や一時預かり事業等の利用率の低さ
- 情報の不足、交通の便の悪さ、利用手続きの煩雑さ、ニーズと利用条件(時間帯)の不一致、経済的困難、サービス利用への抵抗感、親子の心身の疾病や障害等が推察
- 子育て支援事業、保育所、幼稚園、学校を利用しつつも支援の目から取りこぼされていたり、相談機関に複数回相談しつつも支援に結び付かなかった事例もある

支援メニューの整備だけでなく確実に支援を得られるようあらゆる環境による障壁を取り払うこと、子育て支援事業が身近に感じられるようにすること、保護者や子どもにとっての便益を高めること、家庭の困り感を見逃さず個々のニーズに応じた支援に確実に結び付けていくことが必要

サービスが「ある」だけでなく、ニーズに合わせて活用しうる十分な量と、質が必要

本研究における家庭支援

児童福祉法の理念に則り、短期的には要支援児童や要保護児童のニーズに対して子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援※を提供する体制を構築することを模索するが、
中長期的には、全ての子どもと家庭が生活圏内で社会資源とともにあり、必要に応じて自然と支援につながれるようなシステムを段階的に市町村に構築すること

※地域包括的・継続的支援の定義「市町村域内または市内のいくつかの区域を基礎として、子どもの成長段階や課題によって制度間の切れ目の多い子ども家庭福祉問題に、多機関・多職種連携により包括的に継続的な支援を行い、問題の解決をめざすシステムづくり並びにそのシステムに基づく支援の体系をいう」出典：給養幸峰編、藤井慶弘、北川聡子、佐藤まゆみ、永野咲(2020)「子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性」福祉出版、pp.35-36.

〇制度の現状：①子ども家庭福祉における実施体制

	都道府県	市町村
権限	施設人所指置権限、一時保護	なし
援助体制	チームアプローチと合議制	ネットワーク型アプローチ
役割	介入型援助	伴走型支援
施策の中心	要保護児童施策	子育て支援施策

- ・ハイリスクアプローチは主に都道府県が担い、専門的援助を要するニーズに要保護児童福祉施策を中心に広域的に対応、保護者の動機付けや受け入れによっては介入型援助となる
- ・ボリュレーションアプローチは主に市町村が担い、多くの人が利用する子育て支援施策を中心に身近な生活圏で対応、保護者にとって伴走型支援となる

事例発表

②相談体制：いくつもの「拠点」

- ・専門分野や領域、機能等によって**数種類の「拠点」**が存在

③地域子ども・子育て支援事業

- ・子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、養育支援訪問事業、利用者支援事業等

→発達に支援を要する子ども、多胎児の家庭、ひとり親家庭、外国籍の家庭、若年出産の家庭や経済的に困難している家庭が利用することもあり、**子育て家庭の生活圏域にある数層の低い資源として機能することが期待される**

→要保護家庭や要支援家庭を対象とした連携機能と異なる点：**個別的な支援事例が発見される以前から**、子育て家庭の生活圏域で地域の子育て家庭を取り巻く人々や活動をつなぐ働き

研究の結果②

－8つの課題に対応する先駆的取組事例のインタビューから－

- ・子どものいる世帯(令和元年度時点約1,122万世帯)において、母子健康包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を含めた市町村、児童家庭支援センター、児童相談所に相談・来所した人数から、**約87.5万人※が相談、何らかの支援を要する状態**

- ・このうち一時保護の件数は令和元年度時点で52,916件(うち、施設入所または親類委託は10,672件)と限られている。このことから**約82万人は在宅支援**となるため、**生活圏域の中でかなり手厚い支援を要する**

- ・市町村の相談対応件数438,277件、市町村における**要対応の登録ケース数**は、要保護児童154,022件、要支援児童77,387件(H30.4.1時点)

- ・生活圏域である市町村において、相談につながった子ども・家庭の支援が継続的に行われる必要がある

※母子健康包括支援センターでの支援プラン作成数627,796人(厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ)に、市町村(438,277件(令和元年度福祉行政報告例))、児童家庭支援センター(251,709件(令和元年度全国児童家庭支援センター協議会運営事業実績報告書))、児童相談所(544,698件(令和元年度福祉行政報告例))での相談対応件数の合計(1,236,141件)を年間1人当たり相談件数の参考値(約5件(令和元年度全国児童家庭支援センター協議会運営事業実績報告書)における平成14年度～31年度の平均1人当たり相談回数)で割った数を足した人数

調査項目

- ・主に以下の項目について半構造化面接法による聞き取りを実施。3については、各機関での取組に関連した内容を聞き取り

1. 機関の概要(業務概要、スタッフ数 等)
2. 「子育て世帯への支援」の概要(支援の対象、体制、内容、効果および課題 等)
3. 「子育て世帯への支援」の中で、以下のテーマに関連して取り組んでいることや重視していること等

- ①全ての子育て家庭や、より多くの家庭に対する支援について
- ②子どもへの支援、子どもの年齢による介入の違いや難しさ等について
- ③多機関連携や情報共有、スキルアップ等に関する取組について
- ④何らかの支援や介入が必要な家庭に対する取組について
- ⑤社会的養護、社会的養育について
- ⑥支援に必要な人材や費用面の課題について

- ・子ども虐待相談対応件数の増加とともに、**在宅のまま多くの子ども、家庭が支援を要する状況**にある

- ・虐待が起きてから、もしくは起きた後の対応を充実させるだけでなく、**全ての子育て世帯が共通して困難な環境の中で子育てをしている**、という前提のもと

- ・①できる限り支援のニーズを早く把握し、相談できる必要があること
- ・②支援を必要とする子ども・家庭に**確実に支援が届く**ようにすること
- ・③必要に応じて適切な支援が提供できる**質の高い社会的養護**を用意すること
- ・④これらが機能するように、**基盤整備として体制を整える**こと

ニーズに応じて質的にも、量的にも適切で十分な支援(=家庭支援)を届け、子どもの育つ環境を整えることによって、結果として虐待リスクが低減されてバランスが保たれる、子育て、子育てを実現していくことが必要

インタビューから見えてきた今後の課題：人材面

- ・小規模自治体での**社会福祉士等専門職の確保**

- ・事実を把握し、関係機関との調整、交渉、**ソーシャルワークができる人づくり**が課題

- ・ケースワークに集中できる**事務専任の人材が必要**

- ・支援内容がハードな事業運営に必要な職員数を確保する**人件費が不足**

- ・**在宅支援の社会資源がない**ため人材派遣及び経済的援助が必要

- ・子ども家庭福祉相談業務の**担い手を増やし定着できる支援、フォローが必要**

家庭支援を行う上で解決すべき8つの課題

課題①：子育て世帯が抱える子ども家庭福祉に関する**課題の把握**は十分か

課題②：**母子保健と子ども家庭福祉の連携**は進んでいるか、連携で可能か一体化が必要か

課題③：市区町村をはじめとした各相談機関において、必要な家庭への**体系立った支援**を十分に提供できているか

課題④：どのような**保護者への支援、子どもへの支援、親子関係への支援**が必要か

課題⑤：**市区町村の家庭支援、児童家庭支援センター、児童相談所の関係**をどう考えるか

課題⑥：**親子分離(一時保護、代替養育)後の家庭復帰**に向けた支援、家庭復帰後の支援等、**家庭・地域での子どもの育ちを支える社会的養護の体制**は十分か

課題⑦：子ども・若者の**自立支援**や措置解除後の**アフターケア**は進んでいるか

課題⑧：**子どもの最善の利益を保障するために何が必要か**(アドボカシー、評価・重症のためのシステムや機関)

インタビューから見えてきた今後の課題：人材面

- ・乳幼児期から児童期の福祉的支援の専門性をスキルアップできるシステム、大学において学生が継続的に特化したような学びができるとよい

- ・社会福祉士が業務独占となり、専門職としてきちんと支払いがなされることや、ワークライフバランスが保障される職場環境の整備等も必要

- ・子ども家庭福祉の仕事の価値を高め、社会にその価値を示し理解されるかが重要

- ・子育て支援事業等の担い手づくりをNPOや市民団体にも任せてほしい

事例発表

インタビューから見えてきた今後の課題：費用面

- ・在宅支援はより多くの家庭へ、より多くのサービスを届けることが重要。在宅支援サービスそのものを拡充するための自治体の負担軽減(国の補助率を上げる)
- ・ショートステイが在宅支援の切り札。受け入れ先の確保や人材費の安定的財源等が必要
- ・風通し支援事業やショートステイ事業等の一定金額を担保し、経験年数と専門性のある職員の前向きな雇用継続のための事業費が増える仕組みを作る必要(職員は育たない)
- ・要保護児童等に対する民間団体活動への補助メニューは、民間団体が少なく活用が難しい地方都市が独自に取り組めるよう、国庫補助等についても、その地域で暮らす子どもと家族の状況に応じて、柔軟に活用できるものにする必要

考察2「家庭支援」を充実させる必要性

- ・要保護の状態には至らないが子育て支援よりも手厚い支援を必要とする子育て世帯の存在に着目し、**包括的・継続的支援体制の中で家庭支援を充実させる必要**
- ・**短期的**:子ども虐待への対応や予防に関する施策の充実、要保護児童や要支援児童とそれに近い状況の子どもと家庭のニーズを満たす家庭支援を充実させる必要
- ・**中長期的**:全ての子どもと家庭が生活圏で社会資源とともにあり、必要に応じて自然と支援につながるようなシステムの中に家庭支援を位置づけるなど、段階的に市町村の体制を構築することを前提に収めて検討を進める必要

→社会的養護の領域が持つ専門性や機能、ノウハウを地域の子育て家庭に届ける、複雑なニーズに対応する、母子保健と子育て支援施策が有機的に連携する、子どものニーズに合わせて必要なサービスや各領域の力をコーディネートする、他の福祉分野のサービスやインフォーマル・フォーマルな社会資源を把握し、地域との関係調整などソーシャルワークができることといったことも必要

→**家庭支援の充実には、各施策・領域がもっている役割や境界線を色がらじょうよになじませていく必要**

インタビューから見えてきた今後の課題：費用面

- ・入所支援から地域での在宅支援に転換すると経営が不安定になるジレンマ
- ・児童家庭支援センターが地域に必要な支援を実施した際の上乗せ補助の仕組みが必要
- ・人材確保が費用面で難しく、規模の小さい園は経営が厳しい。自治体独自の取組をするための補助金額は大きくないため、各園の努力に頼ってしまっている
- ・ボランティアで実施する夜間緊急電話について委託等費用面でバックアップが必要
- ・要保護児童に特化した事業について、市町村等の必要性判断により措置費に係る保護者負担金として使えるとよい

考察3「家庭支援」のために取り組む必要がある8つの課題

- (1)領域や対象年齢ごとのニーズ把握・支援につなげることの限界
- ・子どもと家庭の複合的なニーズにフレキシブルに対応するため、領域を横断し、インフォーマル・フォーマル問わず必要な社会資源を活用する必要
- ①母子保健と子育て支援の連続性—3歳未満と3歳—就学前まで—
- ・**未熟児は母子保健と子育て支援の中心のボイローションアプローチで支援するが、保健・未熟児での切れ目、子どもの年齢の切れ目、母子保健・子育て支援等領域の切れ目が、保母ややが**
 - ・子どもの所属の有無によって受けられる支援や機会を逃すことがないよう、ニーズに合わせてサービスを提供し活用することが重要(香川県 赤松町 児童家庭支援センター 山本 美穂)
 - ・0-2歳児対象に子育ての孤立を防ぐため、月2-3回ほど定期的に保育所等に巡回可能
 - ・**市町村・虐待防止支援事業を本町の母子保健包括支援センターとの連携により実施(百瀬美)したり、医療・保健・福祉・教育の連携による地域の母子保健・育児支援の連携(ヘルプデスク)など、**
 - ・**い、子どもと家庭の複合的なニーズにフレキシブルに対応するため、領域を横断し、インフォーマル・フォーマル問わず必要な社会資源を活用する必要**
 - ・**就学前・後のつながりの工夫として、乳児院、地域子育て支援センターを基本とし、就学前を基本として就学前の子の相談にも心通職員が同じ、一度面接を受けた後、つながられるところがあればコンサルテーションし、近いニーズに対応できる(二葉乳児院)**

考察

- ②子育て支援と教育との連続性—就学後(小学生)—
- ・**就学後は、子育て支援や総合子育てセンターなど家庭福祉分野よりも教育分野におけるニーズ把握が主となる。普遍的に利用できる社会資源が少ない**
 - 現状の社会資源では、要対協の支援ケースとして把握されない限り、支援につながることは困難。その状態に至る前に、**学校の教員、SSWやSCとの連携によりニーズ把握をするため、教育分野の連携が強く回られる**
- ③教育と地域資源との連続性—就学後(中学生、高校生)—
- ・**中学・高校生の年齢になると、子どもが学校以外に利用できる社会資源がほとんどなくなる**
 - ・地域には、進学しない、中途退学に至る子どもも存在。学校に所属しない場合、公的な社会資源にはどこにもつながらず、ヤングケアラーを含め子ども自身や保護者が何らかの支援を必要としているとしても、そのニーズが顕在化しやすくなる可能性
 - 子どもへの直接的働きかけとして、SSWやSC、地域の子ども食堂をはじめ居場所となる社会資源との連携が極めて重要、この時期の保護者に対する支援施策も活用できる資源が限定的
 - ・**心身の発達段階によって自分の意思で選ぶことができない時期から、心身が発達し自分の意思で選ぶことができるようになり始める時期に、子どもの身の回りに高齢者施設など身近に感じられる場所において、子ども自身がアクセスできる社会資源としてフリースペース、子ども食堂の取組みを通じて、家庭への支援のきっかけを作る工夫なども見られた(滋賀県社会福祉協議会)**

考察1 専門領域を超えた支援の必要性

- (1)子ども家庭福祉におけるニーズ把握と支援
- 支援自体に手厚さの濃淡がある前提
 - 子育て支援から要保護児童福祉まで、子ども家庭福祉の領域の機能を活用する必要**
- (2)実施体制における課題
- 制度的に縦割りになりやすい構造
- (3)支援の切れ目をつなぐ包括的・継続的支援
- ・子ども家庭福祉分野における「4つの支援の切れ目」
 - 「部門や組織間の切れ目」、「専門分野(専門性)間における切れ目」、「年齢による切れ目」、「相談種別による切れ目」:切れ目をつなぐ包括的・継続的支援を可能とする制度や施策が必要
 - 多様な支援プラットフォームが混在、統合的に把握するソーシャルワーク拠点が必要

- (2)包括的な支援プランの作成とケアマネジメントの必要性
- ・子ども家庭福祉の各領域でニーズを把握し、支援が行われているにもかかわらず、子どもや家庭の生活圏域にある他の社会資源とつながり、施設入所や風通し委託、在宅支援となった子どもと家庭への包括的支援やマネジメント、コーディネートが行いづらい状況
 - ・**要対協は要保護児童や要支援児童等を対象とし、地域における領域、分野を横断した家庭支援を進めること、個別のケアマネジメントを丁寧に行うことが求められる**
 - 子ども中心のボイローションアプローチが可能となるアセスメントシートを作成、誰の養育力が子どもの育ちのニーズを満たしているかを親自身・支援者・親子でチェックするツールとして活用、ケアの「質」を見る。当事者も含めニーズを丁寧に把握する(岡山県)
 - ・**個別の自立支援計画を除けば、ケアプラン作成は障害児福祉や子育て支援サービスの一端のみ、ケアマネジメントにおいてケアプランの作成は重要。アセスメントシートも活用し、子どもの年齢や発達に合わせた支援の必要性について伝え、本人の意向を反映するプランを作成することも**
 - ・福祉サービスの利用について、困難な状態に陥ってから援助関係形成するより、どの人も利用するサービスの中で専門職との関係が出来ている方が自然な形で支援につながっていきやすい可能性が高い
 - 居るの新しい安全、安心できる居場所のなかで、家庭支援を要する状態にある子どもと家庭のニーズを把握していく必要**

事例発表

(3) 領域を横断する社会資源の活用とソーシャルワークの必要性

- ・ケアプランを作成するためには、ニーズに応じた様々な社会資源を活用することとなり、専門領域や分野、子どもと大人の施策をも横断する必要(支援の継続性や連続性)
- ・領域を横断していく工夫として、母子健康包括支援センターを保健福祉センターの中に設置、児童福祉・母子保健の統合課とする、統合までしなくても人事交流を行って業務を理解したり、県庁に母子保健・児童福祉の機構改革、母子保健担当課と医師会が連携したり、福祉・教育・医療の庁内連携推進、保育所にて支援プランを作成する場合要対協との連携を密にする、支援者同士が研究会を通じて顔の見える関係をつくるといった取組み
- ・児童相談所の相談対応によって在宅指導となる子どもは、多くの支援を必要とする。専門分野や領域の境界線を、連携しやすくなるようになじませていくことが大切
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点が実質的なソーシャルワーク機能を果たすこと
 - 先行研究による市町村対象の質問紙調査では、「地域包括的・継続的支援の拠頭に一番重要な機能」は、「子ども家庭福祉の包括的・継続的ケアマネジメント(スーパービジョンを含む)支援の機能」約35%、市町村が重要な機能と回答したのは、「サービスを必要とする保護者や子どもに対するケアマネジメント機能」
 - 個別のケアマネジメントとそのケアを取り巻く環境調整を含むソーシャルワークがセットで実施されることが必要とされている

本研究のインタビュー調査にご協力いただいた皆様
貴重なお時間を割いてご対応いただきましたこと、心より御礼申し上げます。

	調査対象機関(調査実施順)
事例1	児童家庭支援センター陽
事例2	福岡市
事例3	母子生活支援施設飯沼家
事例4	福岡市児童相談所
事例5	認定NPO法人びーのびーの
事例6	むぎのこ児童発達支援センター
事例7	日光市
事例8	二葉乳児院
事例9	松戸市
事例10	養徳園
事例11	滋賀県社会福祉協議会
事例12	石川県・白山市
事例13	大分県
事例14	中津市
事例15	岡山県

(4) 既存の資源の量的拡充と質の確保

- ・具体的な支援方法がバリエーションがハイスコアの二択の場合、ハイスコアであっても、措置一時保護または在宅かの二択となっており、その間の家庭支援は不十分
- ・家庭復帰後、養育能力の低い家庭に対して頻りに家庭訪問等を行い、必要性に応じて在宅支援サービス利用を促す。在宅支援を行うことで、早期支援によるリスク低減やウェルビーイングの向上を図ることができる(福岡市)。高齢者施設での居場所に、保護中や保護解除、措置中であっても、顔を出ることができ、子どもが知っている大人がいる安心感(滋賀県社会福祉協議会)を提供する取組みがある
- 在宅支援が十分に行われることは、子どもが家庭で育つことができる権利の保障につながり、パーマネンシー保障にも寄与する。社会的養護の資源と子育て支援の接続や連携が必要
- ・既存の子育て支援事業資源が十分に活用されていない。保護者には物理的、経済的、心理的なアクセスの難しさ、市町村には財源や人材の確保、サービスを柔軟に使うことが難しい等の課題:家庭支援に活用可能な既存の資源を拡充し、使いやすくする必要
- ・社会的養育推進計画において施設多機能化として家庭支援や子育て支援(大分県、二葉乳児院、一陽、養徳園)、里親ショートステイ(福岡市)等により必要な支援が質的に拡充されること、社会的養護が得意とする機能(宿泊や要保護・要支援児童、動機付けのない保護者への関係づくりや支援方法)と子育て支援が調和し、なじみ形の多機能化ができないか

研究チームの構成委員

委員(敬称略、五十音順)			
早稲田大学人間科学学術院 教授	上藤 和宏	※座長	
大分県こども家庭支援課 課長	河野 洋子		
社会福祉法人養の子会 むぎのこ児童発達支援センターセンター長	北川 聡子		
遊徳大学短期大学部こども学科 准教授	佐藤 まゆみ		
関東学院大学社会学部 教授	辻谷 昌史		
全国児童家庭支援センター協議会 会長	橋本 達昌		
関西学院大学教育学部教育学科 教授	橋本 真紀		
松戸市子ども親子子ども家庭相談課 課長	長谷川 明美		
福岡市こども未来局企画課	福井 充		
岡山県保健福祉部子ども家庭課 総括参事	薬師寺 真		
オブザーバー			
早稲田大学社会的養育研究所 客員研究員	西郷 民紗		
事務局			
株式会社政策基礎研究所			

(5) 支援に対するアクセシビリティへの対応

- ・子どもと家庭が支援につながる間口を広げるためには、誰もが活用する社会資源とのつながりの中で展開される数層の低い相談や居場所をきっかけとして、いつでも支援につながるできるように物理的、心理的なアクセシビリティを高めることが必要
- ・誰もが使う子育て支援事業などは、数層の低さが特徴でもあり、ここで丁寧に関係を作っていくことにより、支援が届きにくい状態の子どもや保護者にも受け入れてもらいやすくなり、顔見知りになったり、支援者との関わりで良い経験をしたことでアウトリーチによる支援が届きやすくなるなど、子どもの育つ環境を整えることにも寄与できると考えられる
- ・ニーズに臨みて必要であるにも関わらず、経済的な理由で利用を抑制したり、資源までのアクセスが遠方であるのに移動手段がない・経済的な理由で利用につながらないということが生じるため、物理的・金銭的なアクセシビリティを高めるために地域における資源の整備を含めた制度的・財政的な支援を要する

・本報告の典拠

令和2年度厚生労働省委託研究事業

「子育て世代にかかる家庭への支援に関する調査研究報告書」2021

最後に

- ・家庭支援は、全ての子育て世帯のすぐそばに多様な支援を準備し、いつでも支援を受けられるようにすること、リスクが高まる際には早期に把握・相談が可能な体制を整え、子どもと保護者が必要とする支援を確実に提供できるよう支援の質と量を確保する必要がある
- ・親子分離が必要となる場合、子どもの最善の利益を保障する家庭養育優先原則に基づいた質の高い社会的養育が必要とされる。その際、十分な家庭支援によって地域における生活が可能となるように、領域を横断した包括的・継続的な支援枠組みを用意する必要がある
- ・子どもの権利保障を念頭においた家庭支援が展開できるよう、先進的取り組みから課題や工夫の要素を学び、継続的な支援安定した財政的枠組みと人材の確保及び養成をすること、子ども家庭福祉の各領域の機能や役割分担などソーシャルワークとケアマネジメントが可能となる仕組みと実施体制を考えることが課題

ディスカッション

シンポジスト：

林 浩康（日本女子大学人間社会学部教授）

相澤 仁（共同代表／大分大学福祉健康科学部 教授）

上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学部 教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）

事例発表の皆様

古屋 康博（児童家庭支援センター「和」やわらぎセンター長）

千葉 麻衣（むぎのこ幼児部門ディレクター）

鈴木 友佳（むぎのこ学童部門ディレクター）

傘 正治（社会福祉法人熊本社会福祉協会熊本乳児院フォスタリング機関
アグリ統括責任者）

渡邊 守（NPO 法人キーアセット代表）

小坂 章乃（石川県白山市こども子育て課主査）

酒井 幸子（社会福祉法人 いしかわ福祉会 いしかわこども園 にここ広場）

山田 克芳（社会福祉法人尾道市社会福祉協議会子ども第三の居場所尾道拠点
マネジャー）

佐藤 まゆみ（淑徳大学短期大学部教授）

助言者：

山縣 文治（関西大学人間健康学部 教授）

中野 孝浩（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長）

コーディネーター：

藤井 康弘（代表幹事／東京養育家庭の会参与、元厚生労働省障害保健福祉部長）

コーディネーター

藤井 康弘

(代表幹事／東京養育家庭の会参与、
元厚生労働省障害保健福祉部長)



それではディスカッションを始めます。

手順としては、まずシンポジストの3先生に、先ほどの事例発表も踏まえて、次回の児童福祉法改正に何を望むか、課題として何を取り上げるべきで、どんな施策が考えられるのかについて、それぞれの個人的な思いも含めて10分程度でプレゼンをお願いします。

そのあと3先生のご意見も踏まえて、私のほうから先ほど事例発表をしていただいた方々にそれぞれコメント

なり質問をさせていただきます。

本日まで参加の皆様からのご質問もたくさんいただいておりますが、その中でいくつかだけでもご紹介できればと思います。

そのあと最後に30分ほど、3先生と助言者のお2人にも入っていただいて、いくつかの論点について議論できればと思います。

シンポジスト

林 浩康

(日本女子大学人間社会学部教授)



新しい社会的養育ビジョンの意義のひとつとして、今回のテーマに関わることとして、社会的養育という包括的な概念が位置付けられたということと、社会的養護について再定義されたということだと思います。

社会的養護に関しては、ここにありますように 2 号措置を含めて考える、その意図というのは、見守りから脱却する、支援を内実化するということと、もうひとつは財政的な裏付けを強化していくことです。

こういうことが家庭復帰を促すということにも繋がるわけですから、今回のテーマの強化に繋がると思います。

親子分離された子どもたちの、パーマネンシー保障を視野に入れた対応の在り方について、ビジョンの中では、1 番から優先順位がついているわけですが、こういう 6 つの対応を、優先順位をつけて明記しています。

一番に優先されなければいけないことは、言うまでもなく、家庭復帰に向けた最大限の努力を行い、ということかと思えます。

ところが現実には、諸外国は司法が関与して、子どもの時間感覚を考慮して一定のタイムフレームの中で家庭復帰を促して、インテンシブなサービスを提供することによって、家庭復帰をどんなに長く見積もっても 1 年半から 2 年ぐらいというスパンの中で考える、それが無理ならば養子縁組を考えていきます。

ところが日本の場合は、司法関与されているケースというのは極めて限られているということが、一部の施設入所の長期化の子どもたちのケースが児相のワーカーの担当のケース数を引き上げているという側面があるのではな

いかと思います。

一方で、いわゆる施設入所が長期化して忘れられる存在としての子どもというのがあるのではないかと、結局そういう長期化が、家庭復帰、或いは里親委託のチャンスを減少させていくということにも結びついています。

年齢ごとの子どもの措置期間とか、委託期間をどう児相と施設が共有して見える化していくか、それに対する危機感というのをどう醸成していくか、それを一定のタイムフレームの中で、パーマネンシー計画の作成ということを念頭に置きながら、どう具体化していくかということだと思います。

これが 2 号措置の充実ということとも繋がっていくことかと思えます。

在宅を基盤とした子どもたちの支援をどう考えていくか、子ども中心にまず考えるということだと思います。

在宅の多くのお子さんの中には、やはり現実対応が必要な子どもたちもいるかと思えます。

なかなか、保護者の改善とか、意識の変革というところが難しい中で、保護者による適切な養育提供が難しい場合は、そうした機能を地域で提供していく、養育機能、居場所機能を一時的断続的、色んな形態で家庭以外の子どもの依存先を作っていく、それをコミュニティペアレントとか、社会的共同親というふうに言えるかと思えます。

マクロなソーシャルワーク実践として、そうした資源の開発とか、創造ということが重要視されなければならないのです。

ところが、これまでの子育て支援というのは、保護者とか家庭を中心に考えてきたのではないかと、そういう支援の

ディスカッション

在り方が非常に功を奏する保護者層というのもあるわけですが、家庭を強化して、ある意味子育てをお任せするというアプローチです。

従って、市町村を中心とした代替養育というのが十分に発展してこなかったというふうにも言えるかと思います。

これからは、子どものケアを中心とした地域基盤型アプローチという考え方も必要ではないか、ビジョンの中でも「脆弱な生活基盤において家庭状況の改善が困難な場合、子どもの立場を配慮して直接的な支援サービスを提供する」と記載されています。

どうしても施設や拠点ということを見ると、アクセスの問題もあり、或いは子どもが遠くで支援を受けなければならぬという現実もある中で、里親制度の活用ということ、国も率先して進めていることかと思えます。

都道府県と市町村が連携することによって、お互いの実践が見える化するとか、身近なところでより養育が可能になるという意味でも非常に有効かと思えます。

これまでの子どもを中心とした、そうした子ども在宅支援のある意味での先駆的なグッドプラクティスの形成過程例として、民間機関による制度に拘束されない柔軟な実践によって、対応してきたのではないかということです。

子どもの変化を通じて、保護者と繋がるということがされてきた、その中で保護者支援プログラムというものが開発され、親の自尊心促進プログラムとか、トラウマに配慮した治療がなされたりというようなことです。

しかし、不安定な財政基盤の中で事業の継続や人材確保ということが難しい中で、持続可能なコミュニティミニマムとしての財政支援ということを強化する必要があるのではないか、こうした包括的な支援サービスを行ってきた民間機関というのは、ある種子どものケアワーク的な生活支援、それから治療的なケア、ここは他機関との連携というところも強いかと思いますが、施設の高機能化というところも今後結びついて、こうしたケアの均点化というのは、里親家庭を含めて大きな課題かと思えます。

それから、ミクロなソーシャルワーク実践です。

家庭をひらいて、ここではつながるというような表現をしています。

それ以外でも近年強調されていることとして、そうした支援計画、或いはアセスメント過程に当事者が参画する、

具体的に言えば保護者とか子どもということかと思いません。

それから、アドボケイトを中心としたアドボカシーの取り組みの在り方ということが言われてきているのではないかということです。

今後は、児家センだけではなくて色んな民間機関の厚みをどう増していくか、そのための財政支援の強化をどう図っていくか、行政はある意味モニタリング機能を強化していった、財政支援に回っていくということは今後進めていくべきではないかというふうに思っています。

先ほどありましたように、このソーシャルワーク実践に繋がるところです。

介入後、リスクアセスメントをして介入はするけれども、その後支援にどう持っていくかということが大きなテーマになるわけです。

ひらくとつなぐというふうに。

ビジョンの中でも、生活支援ニーズをアセスメントして、グレードを分けて支援していくというふうに記載されていますが、しかしやはり不透明な家庭状況を把握する限界というものもあるかと思えます。

そうした状況の中で、家庭の持つ強みを含めた生活状況を、当事者、保護者とか子どもとか親族と共に、協働でアセスメントしていくというプロセスです。

要支援や、特定妊婦の特定という言葉も、当事者の立場から明確化していくということです。

当事者の言葉をどう得られるかということが、非常に重要になってくるということかと思えます。

ビジョンの中で、この参画ということに関してはこう記述されています。

「支援計画の作成過程に保護者や子どもといった家族等の参画を促すことが、当事者がより主体的に支援計画を遂行する責任を促すこと、保護者や子どもが今後を見通せること、当事者の強みの発見など、親族による養育の可能性、親族里親なども可能になる可能性もある」のではないかなというようなことが記載されています。

それからアドボケイトに関わる部分ですが、子どもも含めた意思決定の必要性ということもここに書かれています。

諸外国は、当事者参画に関してはコミュニティミーティ

ディスカッション

ング、先ほど応援会議とか、里親さんに対しても要支援家庭についても実践されているということでしたが、そうしたコミュニティミーティング、ファミリーチームミーティングとか、ファミリーグループカンファレンスといったものを支援プロセスの中で開催していくソーシャルワーク実践と、もうひとつは、子どもだけではなくて保護者のアドボケイトというか、そうした考え方も必要ではないかということですか。

ユースパートナーだけではなくて、ペアレントパートナー、そしてインディペンデントアドボケイトはイギリスの実践ですが、アメリカのいくつかの州ではそういった、当事者が支援者になる、元社会的養護に子どもを措置せざるを得なかった親御さんが、今度はアドボケイトとして、或いは支援者として関わっているとか、社会的養護経験者がアドボケイトとして関わっていくということがあります。

或いはアメリカは、長い歴史のある CASA とか、そうした実践もあるということですか。

子どもの立場からすると、支援された意見や意向を表明するという考え方、それから保護者の立場からは、支援された意思決定の参画という考え方、そして専門職と当事者が協働するとか、当事者が支援者として取り組むとか、或いはそうした準専門職へのある程度の権限の付与というのが与えられているのが諸外国です。

例えばケース記録へのアクセスであったり、ソーシャルワーカーへの質問であったり、助言であったりということも実際には行われています。

日本ではなかなかそこまで難しいでしょうけれども、参考になる取り組みではないかと思います。

ビジョンの中で、家庭における養育環境、家庭と同様の養育環境が提供すべき機能として、こうした高度な、ある意味での機能を提示しているわけですが、大事なことは、ここにありますがように、こうした機能を家庭のみで遂行するのではなく、社会的な資源を活用しつつ具体化することが重要であるということですか。

ところが子どもを中心としたケアを考えた時、ショートステイにしても、トワイライトにしても、ファミサポにしても、導入している市町村の実施低迷であったり、或いはニーズがあっても利用されていない現状、アクセスの問題であったり、利用料の問題であったり、年齢制限であった

りということですか。

トワイライトなどは特にそういう傾向が強いように感じます。

それから要支援児童への対応というのも、地域間の格差が大きいのではないか、一部要支援認定することによって、完全に非課税世帯だけではなくて、要支援家庭も無料化が図られたりというところがある一方で、そうではない市町村もあるということですか。

こうした市町村レベルの代替的養育の不十分さというのは、里親養育支援にも反映されている部分があるのではないかということですか。

それから、もうひとつの重要な、ビジョンで言われていることと今回の繋がることとして、在宅支援と代替養育の連続性を考慮した場合、実家庭と、場合によっては代替養育を並行して活用するとか、里親家庭で生活しながらも、必要に応じて施設を活用するような、3号措置における柔軟な対応ということも非常に重要な視点ではないかということですか。

最後に、里親養育支援についてです。

チーム養育ということが強調されていますが、実際はどういう支援が為されているのかとか、里親当事者としてチーム養育というものを実感されているのかとか、或いはチームで養育するというのなら、養育の社会化というのは里親領域で進んでいるのかということかと思えます。

こういうことに関連することとして、施設か里親かというような二者択一的な捉え方だけではなく、ビジョンの中でも、里親家庭で生活しながらも必要に応じて施設で、先ほど言いましたように、こうした柔軟な対応であったり、或いは逆に施設側の子どもを、週末里親を定期的に活用するという里親さんの活用の在り方みたいなものも一時的養育として考えられるのではないかということですか。

それから、なかなか里親家庭での当たり前の暮らしというか、生活療法的なものだけでは子どもの回復が難しいケースもあります。

或いは保護者の方の治療的なケアが必要であったり、そこは施設の高機能化、多機能化に期待すべきで、局長通知においてもこういうことが強調されている中で、今後里親養育、一般家庭を含めて考えていくということが必要ではないかということですか。



ディスカッション

私からの報告は以上です、ご清聴ありがとうございました。

ディスカッション

社会的養護と家庭支援をつなぐ

～在宅を基盤とした子どもの継続的生活保障と
コミュニティ・ミニマムとしての社会的養育体制～

日本女子大学 林 浩康

「新しい社会的養育ビジョン」の意義

・「社会的養育」という包括的概念の位置づけと、「社会的養護」の再定義
『新しい社会的養育ビジョン』P8

「・・・(中略)・・・『**社会的養護**』及び「代替養育」の定義は以下のとおりである・・・(中略)・・・具体的には、**在宅指導措置(児童福祉法第27条第1項第2号)**、**里親・施設等への措置(児童福祉法第27条第1項第3号)**、**一時保護(児童福祉法第33条)**の児童相談所の行政処分はもとより、**自立援助ホーム**や**保護者と施設の契約で入所している障害児施設やショートステイも社会的養護に含める**→**支援の内実化(「見守り」からの脱却)・財政的裏付け→社会的養護(代替養育)と家庭支援をつなぐ**

- ・『新しい社会的養育ビジョン』の親子分離された子どものパーマネンシー保障を視野に入れた対応の優先順位
- ①**家庭復帰に向けた努力を最大限に行い→子どもの時間感覚を考慮した一定のタイムフレームの中でのインテグレーション**
- ②**親族・知人による養育(親族里親、親族・知人による養育里親、里親制度に基づかない親族・知人による養育、親族・知人による養育)**
- ③**特別養子縁組**
- ④**普通養子縁組**
- ⑤**長期里親・ファミリーホーム**
- ⑥**施設養育**

・諸外国との相違「**継続的解決を保障するためには、子どもの時間感覚を尊重した時間的なアプローチが必要である**。欧米・オセアニア先進諸国においては**裁判所の介入のもと、家庭復帰に向けた適切な努力が期間を裁定してなされる**(『新しい社会的養育ビジョン』P19)」→**ケース終結の明確化**

・**日本→一館の長期施設入所・里親委託の子どもたちの累積ケース数が担当ケース数を引き上げ**
→**年齢と子どもの措置・委託期間の見える化と危機感の醸成(一定のタイムフレームの中でのパーマネンシー計画の作成)**

在宅を基盤とした子どもの地域での生活保障

・**子ども中心→子どもの時間感覚を考慮した専任対応の必要性→家庭(保護者)とともに、あるいは里親(保護者)が提供可能な養育機能や居場所機能の一時的、断続的、継続的提供、子どもの依存先を家庭以外に保障、多様なコミュニティ・パレントを社会的に創出**

・「(保護者を中心とした)家庭基盤強化型アプローチ」と共に「(子どもを中心とした)地域基盤強化型アプローチ」の強化(「**家庭の力を引き出すことによる養育支援とともに、子どもへの直接支援も重要である**」(『新しい社会的養育ビジョン』P11))

・「**脆弱な生活基盤において家庭状況の改善が困難な場合、成長・発達する子どもの立場を考慮し、子どもへの直接的な支援サービスを提供することで、家庭での養育が可能となる場合もある**」(『新しい社会的養育ビジョン』P19)」

・**ニーズに適応した多様な「里親」制度の活用(「代替養育」と市町村の連携・協働)**

★これまでの在宅子ども支援の形成過程例～**民間機関による制度に拘束されない柔軟な里親対応による支援(子どもとつながる)**→**一拠点での包括的生活支援サービスの提供、子どもへの直接的な生活支援を通じて(子どもの変化)保護者とつながる→保護者支援プログラムの開発、しかし不安定な財政基盤→事業の継続や人材確保の困難→持続可能なコミュニティ・ミニマムとしての財政支援**

★3つの支援サービス枠組み～**生活支援(居場所事業を子どもの生活支援を中心に構成)、治療的(セラピューティック)ケア、ソーシャルワーク(家庭を「ひらく」・「つなげる」、当事者参画、アドボカシー)→民間機関の強化・厚みの確保、行政によるモニタリング機能、財政支援**

介入後の支援(「ひらく」「つなげる」・当事者参画・アドボカシー)

・『新しい社会的養育ビジョン』P11

「これまで、**緊急度や脆弱度のアセスメントは議論がなされてきた**。しかし、**市区町村での支援に関してはニーズアセスメントが重要になるため、今度はニーズアセスメントの方法とそれを含んだ養育支援・要保護の段階(グレード)の決定の考え方の整理を行う必要がある**。そして、この考え方を全国の市区町村が共有し、子どもと家庭のニーズをアセスメントする方法を定めていく必要がある。子どもや家庭のニーズは、地域によっても、また世代によっても異なるものであり、アセスメント方法の改善は継続して行われなければならない」→**しかし不適切な家庭状況認識の根拠**

・**強みを含めた生活状況を含む者(保護者・子ども・親族・・・)とともにアセスメント(「養育支援」「特定」の内容を個々の当事者とともに、当事者の立場から個別に明確化)→家庭を「ひらく」・「つなげる」**

・『新しい社会的養育ビジョン』P20

支援計画の作成過程で**保護者や子どもといった家族、親族、隣人・知人の参画を促すことは、当事者がより主体的に支援計画を遂行する責任感や誇り、保護者や子どもが今後を展望する上、当事者の気持ち(attitude)の改善による可能性があり、加えて、親族による養育の可能性を見極めることで、親族による養育のために必要な社会資源について検討することも可能となる。**

子どもも含めた意思決定 P21

平成28年改正法において、子どもの権利保障が明記され、参加する権利保障も重要となった。児童相談所運営指針においても、子ども及び家庭に対する援助指針(援助方針)の策定において、「**児童相談所の方針を子ども及びその保護者並びに、必要に応じて祖父母等の親族に伝え、その意向を聴取するとともに、その策定過程においても、可能な限り子ども及びその保護者等(特に当事者の権利を重んじ)と協議を行うなど、これらの者の参加を促すことが重要(注1)**」とされているが、**子どもの参加は権利保障として不可欠である**。子どもによっては**アドボカイト**が必要となることもあり、児童相談所において利用できるように、制度の構築が必要である。

当事者参画とアドボカイト(海外)

・支援計画の作成～**コミュニティ・サポート体制の構築に向けたコミュニティ・エンゲージング(ファミリーチームミーティング、ファミリグループカンファレンス等)の開催**

・アドボカイト(保護者・子ども)～**Independent advocate、ペアレントパートナー、コースパートナー、CASA(court appointed special advocate)、GAL(Guardian Ad Litem)→(子ども)支援された意見・意向の表明(保護者)意思決定への参画(Supported Decision Making)**

・専門職と当事者との協働、当事者が支援者に、準専門職への権限付与

養育親の間直しと家庭機能の再考

『新しい社会的養育ビジョン』P26

「1」**特に重視されるべき養育に関する機能**

家庭における養育責任と関係の養育環境は、家庭での養育が困難な子どもが対象であり、単に、虐待やネグレクトのない良好な生活基盤という点だけでなく、遊戯体験や読書・異文化による備づけからの回復を促進する生活基盤となる必要がある。以下はそのために必要な養育の機能である。

- ① **心身ともに安全に確保され、安心して生活できる機能**
- ② **継続的で特定の人間関係による「心の安全基地」としての機能**
- ③ **生活単位としての生活基盤を提供する機能**
- ④ **発達及び心身の発達を保障する機能**
- ⑤ **社会化の基盤としての機能**
- ⑥ **病んだ時の心身の癒しと回復を促進する機能**
- ⑦ **トラウマ体験や分離・喪失体験からの回復を促進する機能**
- ⑧ **新たな対象とのアタッチメント形成を促進する機能**
- ⑨ **発達を促し、生活課題の解決が容易で、計画的に図られる機能**

ただし、こうした機能を家庭のみで実行するのではなく、**社会的資源を採用しつつ具現化することが重要である**。

→**ショートステイ(約2泊)、トワイライトステイ(約2泊)、ファミリーホ(約1泊)等の実施促進、ニーズがあっても利用されない原因(アクセス・利用障、年齢制限)・要支援児童対応の明確化・明確な養育支援にも反映**

在宅を基盤とした養育と社会的養護との間

『新しい社会的養育ビジョン』P19

「**社会的養護における在宅支援と代替養育の連続性を考慮した場合、代替養育の場で生活しながらも、週末は実家庭で生活したり、普段は家庭で生活しながらも、定期的に代替養育の場で生活して親子関係再構築の一助としたり、里親家庭で生活しながらも、必要に応じて宿泊を伴った施設の活用を行うなど、柔軟な制度的運用を含め、多様な子どもの養育支援モデルの構築が重要である**。子どもの治療的機能を担う施設の活用も考慮し、国は複数の措置なども認めつつ、できるだけ家庭生活を可能にすることが必要である。」

→**柔軟な措置活用**

ディスカッション

里親養育支援のあり方とは～「チーム養育」の内実化～

- ・「チーム養育」が強調されるが実際の支援は？
- ・里親当事者として「チーム養育」の実感は？
- ・養育の共有は進んでいるか？

・委託当初からの養育共有体制の確保～「施設」が「里親」か、から→「里親家庭で生活しながらも、必要に応じて宿泊を伴った施設の活用を行うなど、柔軟な制度的運用」(「ビジョン」P19)、「施設がフォスターリング機関事業を受託し里親と養育チームとして協働することにより、施設の外の里親委託としてケアの個別化を実現するような多機能化や機能転換も進められるべきである」(「ビジョン」P35)

・施設の高機能化・多機能化への期待～「里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと」「そのための専門性のある職員の配置」(「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」局長通知)

9

シンポジスト

相澤 仁

(共同代表/大分大学福祉健康科学部 教授)



5分間でということですので、ポイントだけ言います。

まずビジョンで指摘している、養育のライフサイクルを見据えた社会的養育システムを確立することが重要だということです。こういった図のように具体的なそれぞれの発達段階とか年齢に応じた、多様なニーズに対応できるようなグラデーションを持った、重層的な養育支援システムの構築が重要ということです。実際に構築しようとする、親になる準備期とか、妊娠期からの支援施策の拡充とか、親子を対象とした家庭支援施策などが基本的には必要になってきます。

年長の自立支援については、青少年自立支援センターのような、児家センプラス、自立援助ホームプラス、通勤寮プラス、勤労青少年ホームの機能をもったセンターができるとうまいということです。

妊娠期の支援であれば、妊娠検査費用負担などの支援体制とか、実際に妊娠期から母子を継続的に支援する社会的養護体制の整備が必要ではないか。

その他に、やはり子どもの家庭を対象にした包括的な保健システムの構築が重要ということで、身体的健康中心の母子保健法からの家族全体を対象にしたバイオ・サイコ・ソーシャル健康を中心に据えた子ども家庭保健法の制定が必要ではないかということです。

家庭支援ですが、措置費としての指導で通所する場合の通所費用については公費負担とすべきではないかと思えます。

在宅支援としては、この図で示しているような緩やかな連続性を持った、スモールステップによる子ども家庭支援システムを構築することが重要ということです。例

えて言うならば、淡水域を在宅支援、海水域を代替養育とすれば、在宅支援と代替養育を混合するような汽水域の充実強化が必要だということです。

我が国はこの汽水域の事業が非常に不十分なのです。皆さんが言っている通りです。

ですから、ソーシャルワークが展開しづらいということです。

これは大分で行った調査ですが、実際に保護者のニーズ通りに提供できて、児相の方針通りに実施した場合には、家庭分離しないケースがどのくらいあるかということ、なんと4割、最もその効果が高いのはショートステイが最も高く、次いで保育所利用であったということです。

その他にもこういった実際の家族療法とか、ショートステイ事業などの活用拡充などによって、例えば親子治療的なデイケア事業とか、親子宿泊支援事業とか、家庭養育補完事業のようなものを考えて対応していったらどうかということです。

相談マネジメントですが、地域共生社会の実現ということで柏女先生が言っていました、家庭全体を対象にした包括的な在宅支援を取り組むような方向性が求められていますので、子ども、家族のライフステージに対応できるような、図で示したような子ども家庭支援拠点としての4つの相談機関の機能を持った、こういう総合センターを設置する必要があるのではないかとということと、ネットワークについても、要支援家庭を包括するようなネットワークができるとうまいということです。

更に、先ほど林先生が言っていたような複数の事業や措置の活用を考えていく。ダブルで色んなものを使える

ディスカッション

ようにする、またトリプルでもいいのではないかと
いうことです。

社会的養護ですが、里親リクルートということですが、
これは時間の関係で飛ばします。

里親類型も飛ばして、ただ類型として、ビジョンに書
いてある以外で私が必要としていると思うのが、自立支
援里親ということです。進学とか就職による転居先など
の広域での支援提供のための、委託解除後の就労生活支
援などから、結婚して我が子を出産する産前産後までを
支援するような、そういう里親さんが必要なのではない
かということです。また、妊産婦とか、母子を対象にし
た社会的養護体制作りも必要であろうということです。

比較的専門的な家庭養護を必要とするような子どもの
受け皿として、里親夫婦と心理職か看護師、またはファ
ミリーソーシャルワークの活用ということで、4対4の
高機能型のファミリーホームを創設したらどうかという
ことです。

里親のファミリーホームを有効活用した、小規模化、
高機能化による家庭的養護の推進ということです。高機
能型のファミリーホームの導入により、小規模化、地域
分散化の推進及び高機能化の推進ということです。困難
性の高い子どもを支援している国立児童自立支援施設は
半世紀以上、小舎夫婦制を堅持しておりまして、夫婦で
の支援が効果的であることは明らかだと私は思っており
まして、こうした形態を導入することによって施設の養
育も家庭養護に近づけていくことが可能になるのではな
いかということです。

それから、児童福祉施設の多機能化、センター化です
けれども、これは児家センを設置して、中心に据えて、
ソーシャルワーク系の機能と入所機能を併せ持った包括
的な乳幼児総合センターなどを児福法に規定したら良い

のではないかとということです。

そのためにも児家センの機能強化、設置促進をすべき
ということで、児相からの指導委託措置など個別的な支
援機能を充実強化するためには、やはり古屋さんの発言
にもございましたように、児童発達支援センターのよう
に義務的経費によって運営をできるようにすべきではな
いかと思います。

社会的養育ビジョンでは、子ども家庭支援においては、
行政機関のみならず民間機関も役割を果たせるように、
事業委託とか財政支援を含めた検討が必要といっていま
す。家庭養育、家庭養護推進に向け、里親と施設等の民
間機関、児相との連携、協働により、地域全体での支援
体制構築のために施設の多機能化の推進等により、民間
機関を中心に、フォスタリング機能をはじめとする確固
たるソーシャルワーク体制の構築が必要ではないかと思
います。

具体的には、児相の業務軽減のために児家センへの指
導委託など、依頼するためにも、①～⑤のような業務を、
義務的経費である措置費の支弁を受ける社会的福祉事業
として児福法に規定して、制度化して、施設等の民間機
関がこれらの事業に取り組むインセンティブをすることが
大事ではないかと思います。

最後ですが、民間機関が新事業に踏み出し、その機能
の充実強化や支援の質の向上をさせるためのインセンテ
ィブとなるように、入所機関を含めて、措置費の体系を
抜本的に見直して、民間機関のパフォーマンスの向上に
応じた措置費を増加する仕組みにすることが必要だとい
うことです。

以上です、ご清聴ありがとうございました。

社会的養護と家庭支援をつなぐ

全国家庭養護推進ネットワーク
共同代表

相澤 仁

ライフサイクルを見据えた子ども・家族の健全な成長発達のための社会的養育の領域と現状(案)

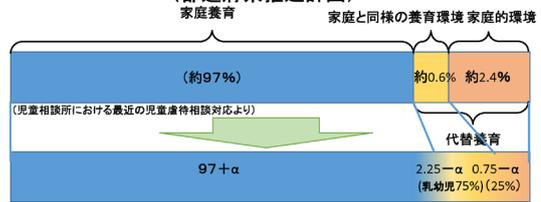
支援のレベル	支援内容	家庭環境 (第3条の2)	主な相談機関 (ネットワークを含む)	社会的養育の領域						
				乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期	親になる準備期	老後期
要支援1	子ども・若者一般を対象に予備的支援策や健全育成防犯策などを活用した予防、保護支援	家庭環境	市町村 子ども家庭支援拠点事業(新) 養育施設児童対策地域協議会	乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期	親になる準備期	老後期
要支援2	地域ネットワークによる経過観察や子育て支援などによる一貫した支援体制の継続が必要			乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期	親になる準備期	老後期
要支援3	在宅措置による支援を基調にしながら、一時的な保護施設利用等を考慮した支援が必要			乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期	親になる準備期	老後期
要支援4	当面、在宅措置による補充機能も活用した支援を行うが、状況によっては一時保護などの対応が必要			乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期	親になる準備期	老後期
要支援5	児童福祉所の入所により分限保護し、前後一時保護や社会的養育への委託・措置が必要			乳児期	幼児期	学童期	思春期	青年期	親になる準備期	老後期

第14回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員提出資料(相澤作成)の一部修正

- 養育のライフサイクルを見据えた支援
- 養育のライフサイクルを見据えた支援体制については、すべての子どもが健やかに生まれ公平なスタートができるよう、妊産婦支援体制の充実強化をはじめ、**子どもの各発達段階における要支援段階(グレード)毎の具体的な支援事業を整えて、重層的な養育支援システムの確立を図ることが重要である。**
 - 現状では、**思春期・青年期、親になる準備期を経て、親としての妊娠出産期まで繋げていく自立支援施策は不十分である。**子ども若者支援施策との連携も必要であるが、**子どもの時期に福祉の関わりがあった子どもの多くは自立や親になることへの問題を抱えることもあり、その支援は特に充実させなければならない。**そのため**青少年自立支援センター(仮称)の創設なども検討されるべきである。**

(社会的養育ビジョンより)

目指すべき社会的養育の方向性 (都道府県推進計画)



今後、子どものニーズに対応すると、一時的には代替養育が増加するかもしれないが、代替養育を減らして家庭養育を増やすためには

- 親になる準備期・妊娠期からの支援施策の拡充
- 親子を対象にした治療的保育など家庭支援策(家庭養育補完策)の拡充 などが重要。

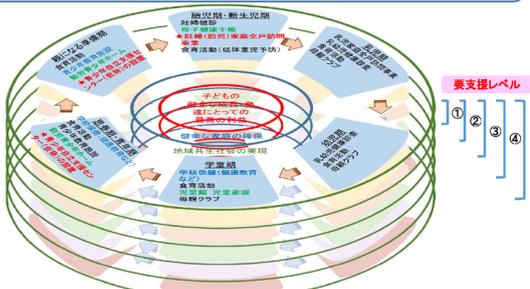
・大分県の推進計画: 目標指標 在宅支援率
2019年度 99.66% 2024年度・2029年度 毎年度対前年度比で増加
子どもが家庭で養育されるように代替養育を減らして在宅支援を増やしていくことが最重要目標

ニーズに応じた養育支援・子どもへの直接的な支援サービス

- 市区町村の支援は、常に家庭全体を把握し、家庭の力を引き出すことによる「養育支援」とともに、子どもへの直接支援も重要である。その全体のメニューも充実させる必要がある。そのためには母子保健施策、子ども・子育て支援施策、子どもの貧困防止施策、障害児支援施策、教育委員会関係(学校教育、家庭教育、その他の地域における取組など)及び、親への精神保健施策や障害者施策、生活困窮者支援など、**すべての施策を網羅しつつ、上記の支援ニーズの段階に合わせ、すべての発達段階の子どもと家庭の支援ニーズが満たされるようなメニューが構築されていくべきである。**(社会的養育ビジョン)

社会的養育システムの構築(要支援機能)案

市区町村と都道府県の協働のもと、養育のライフサイクルを見据え、どの年齢や時期においても、その子どもや家族の多様なニーズにも対応できる緩やかなグラデーションをもった重層的な養育支援システムの構築が重要



第14回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会構成員提出資料(相澤作成)の一部修正

自立支援(親になる準備期)

自立支援と18歳以降の支援の継続

- 若者期の「自立」は、数年の時間を必要とする一連の過程として把握する必要がある。子ども・若者施策とも連携しつつ、十分な支援を構築することが必要である。**特に代替養育を経験した子どもの自立支援については、その子どもが自立生活を開始し、親になる準備期を経て親となって子どもを産み育てるまで、定期的かつ必要に応じて継続的に実施することが求められる。**
- したがって自立生活の開始段階からの生活環境整備のための費用負担など、個々の子どものニーズに応じた支援的関わりが重要になる。**特に「在宅措置」(指導措置委託)等の支援を受けるなど、家族の生活基盤と支援機能が脆弱である場合や、代替養育を受けた子どもの場合には制度的枠組みに基づいた支援がなされる必要があり、18歳を超えても継続して支援がなされるよう、制度の構築を急ぐ必要がある。**
- また障害のある若者の場合は、より長期的・継続的な支援が必要となる。代替養育を経験した子どもの中には、**何らかの障害のあるものが少なくない。**本人の意向を尊重しつつ、**障害者施策の積極的活用を図り、継続的に支援を行うことも必要である。**(社会的養育ビジョン)

ディスカッション

青少年自立支援センター(仮称)の創設
(自立支援型児童家庭支援センター)

- ・児童家庭支援センター+自立援助ホーム+通所療(宿泊型自立訓練事業)+ (勤労青少年ホーム)
- ・対象: 15歳~30歳
- ・機能: 相談機能、生活支援機能、就労支援機能、レクリエーション機能、一時保護・短期宿泊機能、コーディネート機能など
- ・通所療(宿泊型自立訓練事業)については対象を拡充する。
- ・青少年自立支援センター(仮称)の夜間指導員については、社会的養護経験者なども活用する。
- ・社会的養護経験者(在宅指導も含む)のための「つどいの場事業」を行う。
- ・退所候補者・退所者交流事業を行う。

子ども・家庭を対象にした包括的な保健システムの構築
「子ども家庭保健法(仮称)」の制定

- ・0歳児死亡や乳幼児虐待の発生予防には結婚期・妊娠期からの家族支援が必要。
- ・すべての妊婦に対する安定した妊娠環境の必要性(胎児からの生育環境調査の必要性)
- ・結婚期・出生前の妊娠期から親になる準備期まで養育のライフサイクルを対象にした包括ケア・支援システムの構築が必要。(自殺予防、家庭内暴力・虐待予防、貧困予防、ヤングケアラーの予防、ひきこもり予防など)

- ・母子保健システム(母子保健法)から家庭保健システム(子ども家庭保健法)へ
- ・理念: 身体的健康(中心) → 身体的・精神的・社会的健康(WHOの定義)
- ・対象: 母子 → 親子(父子を含む)・家族へ
- ・母子健康手帳 → 子ども家庭保健手帳(仮称)の作成
- ・学校保健との連携

「子ども家庭保健法(仮称)」の制定

妊娠・出産期

特定妊婦のケアの在り方

- ・出生前・出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への相談支援体制については、これまでの母子保健を中心とした相談支援体制に加え、
 - ① 若年者を含め妊婦さんが利用しやすいよう、SNSなどのIT技術も活用した24時間365日妊娠葛藤相談事業やアウトリーチ型相談事業など、そのような妊婦を確実に把握するための相談体制、
 - ② 経済的に困窮している妊婦への妊娠検査費用負担などの支援体制、
 - ③ 妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する社会的養護体制(在宅支援、乳児院、サテライト型母子生活支援施設、産前産後母子ホーム、里親、民間養子縁組機関との連携、出産後のケア等)などの整備が必要である。
(社会的養育ビジョンより)

- ・出産直前直後は保健医療スタッフの関与が望ましく、専門職の配置あるいは保健医療機関との連携が必要である。特に市区町村保健師や地域によっては保健所保健師など、生まれてくる子どもや妊産婦の支援を妊娠期より直接、継続して行うスタッフとの協働は重要である。
- ・また、すべての妊産婦や子どもに安定した妊娠環境や生育環境を保障するために、父親の健康も重要であり、親子(父子を含む)を対象にした保健システム及び福祉システムの在り方について検討されるべきである。
(社会的養育ビジョン)

家庭支援(ハイリスク・在宅指導措置)

「社会的養護」としての子どもと家庭への在宅支援

- ・在宅への支援の一つとして、家事援助を含めた訪問型の支援がある。一方、通所で提供される支援としては、一般的なカウンセリングやペアレンティングから高度な技術を必要とする心理治療プログラムや治療的デイケア等が考えられる。また、子どもへの直接的な支援としては、ひとり親対策や子どもの貧困対策にメニューはあるものの、すべての要保護児童・要支援児童が使えるよう施策を整理する必要がある。また、在宅で支援を受けている子どもも里親等で代替養育を受けている子どもも、同一の支援を継続的に利用できる必要がある。
- ・現在、高度な心理治療プログラムや治療的デイケア等を提供できる財政的裏付けがあるのは児童心理治療施設などに限定されており、今後、保護者や子どもの利便性を考えると、複数のプログラム提供機関が必要となり、そのためには通所先の機関がプログラムを提供できる財政的裏付けが必要となる。措置としての相違で通所する場合の通所にかかる費用については公費負担を導入すべきである。
(社会的養育ビジョンより)

ニーズに応じた養育支援・子どもへの直接的な支援サービス

- ・ショートステイが利用できれば一時保護に至らないケースがあるにもかかわらず、ショートステイ先が不足していたり、年齢によって利用が制限されている実態もある。子どもの人口あたりの必要な定数を確保すべきである。そのためには、乳児院や児童養護施設などの施設にショートステイ定員枠を設置する、もしくは児童家庭支援センターやフォスターリング機関などが市区町村からの要請を受ける調整機関となって、里親をショートステイの受け皿として活用する仕組みを整える方策が考えられ、都道府県及び市区町村でその推進を行うべきである。
- ・また、その受け皿の一つとして、「ショートステイ里親」類型を新たに設けることが考えられる。
- ・更に、子どもを毎週数日間代替養育として預かるといった、現在のショートステイより充実した子育て家庭の養育を補完するような事業の創設も検討されるべきである。(社会的養育ビジョン)

ディスカッション

都道府県社会的養育推進計画の策定要領
基本的考え方

- ・在宅で生活している子どもや家庭への支援については、地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して全ての子どもと家庭を支援するため、**妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のための**子育て世代包括支援センターや子ども等に対する必要な支援を適切に行うための市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るなど、**この身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められる。**身近な市区町村における取組は、予防や早期対応という観点からも重要である。
- ・また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、平成29年改正児童福祉法により新たに設けられた保護者に対する指導への司法関与も活用し、**児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、子どもへの直接支援サービスや親子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図るなど確実に在宅の子どもに対して支援を届けることが求められる。**

大分県子ども・家庭支援課による
「家庭養育」推進のための児童相談所職員に実施したアンケート調査結果

調査時期 2019(R1年)10月
調査対象 中央児童相談所・中津児童相談所の児童福祉司(35人) 回答数23名(回収率:65.7%)
調査内容 ①在宅支援等を保護者のニーズどおりに提供でき、また、児童相談所の方針どおりに実施できるとした場合に、家庭分離をせずにすむケースの割合
②家庭分離せずにすむケースを増やすために最も有効と思うサービス等

	回答数	調査① 回答平均	調査② ショートステイ	調査② 保育所	調査② 市区町村 等への指導委託	調査② 一時保護委託
児童福祉司経験年数 3年未満	9人	44.4%	0	4	3	2
児童福祉司経験年数 3年以上10年未満	9人	37.2%	4	3	1	1
児童福祉司経験年数 10年以上	5人	41.0%	5	0	0	0
	回答数計 23人	回答全体 平均 40.9%	回答数計 9	7	4	3

支援レベルとその目安

支援レベル	目 安
予防・一般支援	子ども・若者一般を対象に母子保健施策や健全育成施策などを活用した予防、一般的な支援が必要という段階
要支援1	虐待など不適切な養育の段階までには至っていないが、今後移行するリスクがあり、育児支援や地域子育て支援 活動の利用が必要という段階
要支援2	地域ネットワークによる経過観察や子育て支援などによる一貫した支援体制の継続が必要という段階
要支援3 (要保護1)	在宅指導措置による支援を基調としながら、一時的な保育施設利用等を考慮した支援が必要という段階 保護児童対策協議会に相談・通告例として報告し、児童相談所との連携が必要であり、最低でも3か月に1回は必ず児童相談所と経過の共有を図ることが必要
要支援4 (要保護2)	子どもの安心・安全に常に気を配りながら、保育所や幼稚園、学校等子どもが家庭外で生活する時間の長い機関との親の見える連携を維持するなど、当面、在宅指導措置による補充機能も活用した支援を行うが、状況によっては一時保護などの対応も必要という段階
要支援5 (要保護3)	児童相談所の介入により分離保護し、職権一時保護や社会的養育への委託・措置が必要という段階

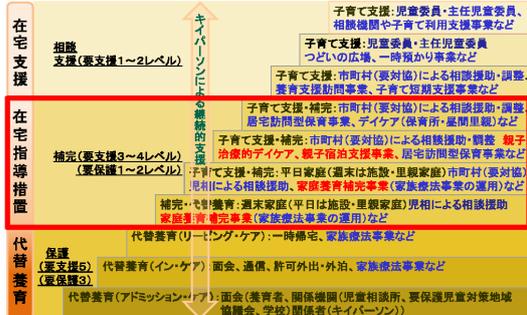
※上表は生成機作成資料等を一部変更
※1 新たな社会的養育のあり方に関する検討会最終提言資料(臨時作成)を一部修正

家庭養育を推進するための推進計画(大分県)

- (1)市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
- (5)子育て支援事業の柔軟な運用

・大分県子ども・家庭支援課による児童相談所職員に実施したアンケート調査(以下「大分県子ども・家庭支援課調査」という)結果などを踏まえ、**親子分離せずに子どもを可能な限り家庭で健やかに養育し、保護者の支援ニーズへの対応や効果的なファミリーソーシャルワークの展開を図り、市町村が実施する子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)などの柔軟な運用に対応できるよう、児童養護施設等の体制整備を促進します。**

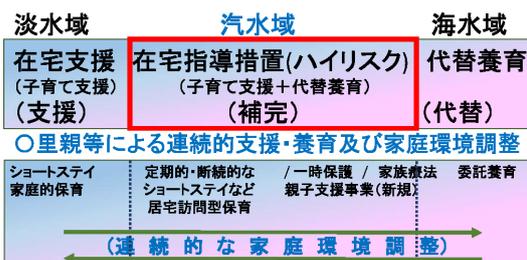
スモールステップができる子ども家庭支援システムの構築(プラン)



「突然の環境の変化ではなく、新しい環境との行き来を行う等、少しずつステップを踏んで新しい環境への適応がしやすいような方法も取り入れるべきである。」(社会的養育ビジョン「移行期ケア」より)

養育・支援の連続性の確保

汽水域を充実強化し里親等による家庭環境調整



課題:児童福祉施設における補完的機能の拡充

家族療法事業、ショートステイ・トワイライトステイ事業の活用・拡充、新たな事業の創設(親子支援事業(新規))などにより、次のような「家庭支援事業」の実施

1. 「親子(母子)治療的ケア事業(仮称)」
・乳児院などの児童福祉施設において、不安・ストレスなど心理的な問題を抱えている親子に対する在宅支援や施設退所後の子ども・保護者に対するアフターフォローアップとして、施設の地域交流スペースなどを活用して、親子のニーズに応じて親子で利用できる心理治療的ケアを行うような事業
2. 「親子宿泊支援事業(仮称)」
・乳児院などの児童福祉施設に設置している親子訓練室等を活用して、軽度な虐待あるいは育児ノイローゼきみの親等をその子どもとともに短期間宿泊してもらい、メンタルケア、育児及び家事支援等を行う在宅支援事業。
3. 「家庭養育補充事業(仮称)」
・乳児院などの児童福祉施設において、身体的疾患や精神的な障害があり、毎日連続して養育ができない保護者など、その保護者の状況によって子どもを毎週数日間施設や里親家庭で預かるといった子育て家庭の養育を補充するような事業

里親などの有効活用

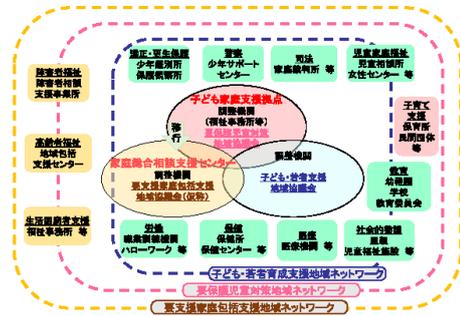
- ・要支援家庭の中には毎週3日ショートステイなどを定期的断続的に活用することによって、分離せずにすむケースが一定数いること。
- ・また、このような里親家庭でのショートステイによる支援の受けていた子どもを、仮に代替養育として里親家庭に委託することになっても、これまでに生活経験のある里親家庭での生活であれば連続的な移行支援であるため、子どもの不安は生活経験のない里親家庭に委託されるよりも軽減されることになる。
- ・また里親と保護者との関係も築いてきているために、家庭環境調整も図りやすくなる。

ディスカッション

保育所等の協働養育についての養育の質の確保

子どもの発達権保障として保育の質を担保するために、**子どもの保育士数の抜本改善として、段階的に増加させる必要がある。**また、保育士の定着や更なる技能の向上のための対策を行う必要がある。また、発達の問題を持った子どもの増加や養育機能の問題に悩む家庭が増加している現在、**保育所という日々子どもと親に係わる場における子ども家庭支援を充実させるため、ソーシャルワーカー及び心理士の配置等、保育所等の子ども家庭の支援機能の向上が必要である。(社会的養育ビジョン)**

要支援家庭包括ケア支援のための地域ネットワークシステム(市町村)



複数の事業・措置の活用の拡充について

- ・ケースのニーズに合わせた複数の事業・措置の有効活用
- ・子育て支援関連事業+子育て支援関連事業
- ・子育て支援関連事業+代替養育(通所/入所措置)
- ・代替養育(通所/入所措置)+代替養育(通所/入所措置)
- ・乳児院や児童養護施設から里親委託に移行する段階では、双方の入所措置と委託措置を重ね合わせて移行期支援ができるように、二つの措置をかけられるようにすべきである。

相談・マネジメント

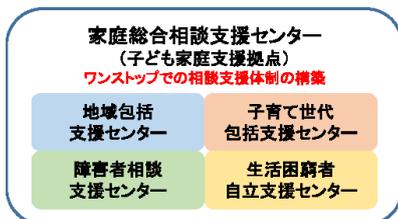
子ども家庭のニーズに応じた在宅支援サービスの在り方

- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点におけるソーシャルワークを中心とした支援体制構築にあたっては、市区町村のあらゆる分野の事業や機関など、すべての社会資源を有効活用するため、分野を超えた連携も視野にいれなければならない。
- ・また、現在、国は「まち・ひと・しごと」創生総合戦略や「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現など新たな地域包括ケアシステムの強化のための地方自治体行政の大きな変革を進めており、市区町村の実情に応じて、市区町村子ども家庭総合支援拠点等が中心的役割を担いつつ、**子どもへの虐待のみならず他の虐待を含めた包括的支援など、障害者施策、高齢者施策など他の分野とも連携して、家庭全体を対象にした包括的な在宅支援に取り組めるような方向性も求められている。**

(社会的養育ビジョンより)

社会的養護

子ども・家族のライフステージ(全世代)に対応できる**家庭総合相談支援センター(仮称)**
(子ども家庭支援拠点)の設置
モデル地域による総合相談支援の実施



里親リクルート
(家庭養育の社会資源としての確保が必要不可欠)

個人レベル:社会的養護関係者の登録、1里親リクルート活動など
地区・地域レベル:チラシなどの配布、回覧及びポスティング、広報イベントの開催など
自治体・国レベル:ホームページ、SNSなどのソーシャルメディア、マスメディアの活用など

○市町村への家庭養護推進員の配置によるリクルート活動(現在、大分県4市に配置)

リクルート活動を総合的積極的に展開しても、里親リクルートが推進できない場合には、
○民生委員のような法律による里親の確保(義務的配置)

例:里親は、市町村の区域にこれを置く。

里親の定数は、前条の区域ごとに、厚生労働大臣の定める基準を参照して、都道府県の条例(例:小学校区に複数配置)で定める。

→地域共生社会づくりのための充実・強化(互助機能の充実・強化)

参考:第3条 民生委員は、市(特別区を含む、以下同じ)町村の区域にこれを置く。

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参照して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。(民生委員法)

ディスカッション

課題：新設すべき里親類型

- 福祉専門職的な性格を有する里親の育成についても検討が必要である。(社会的養護のあり方に関する専門委員会報告書)
- 新設すべき養育里親の類型としては、ショートステイに特化して登録し、市区町村とフォスターリング機関が連携して利用できる**ショートステイ里親**や一時保護を受ける**一時保護里親**など類型も必要である。また、**親子(母子)への生活を提供して子どもの安全と親の安定を図る里親**や、あるいは**医療的ケアの必要な子どもや行動障害のある子どもなどを対象にし、一定の専門性を有した者が養育に専念して行う里親**が考えられる。これらの里親類型は、里親養育への専念を義務化する一方(里親養育の職業化)、相応の委託費が支払われることによって安定した委託が期待できる。(社会的養育ビジョン)

里親類型

- 現在の里親類型(養子縁組・養育・専門・親族里親)
 - ショートステイ里親
 - 一時保護里親
 - 親子里親(母子)を対象にして養育支援を行う里親)
 - 福祉専門職的な専従里親(里親養育の職業化)
- 医療的ケアの必要な子どもや行動障害のある子どもなどを対象とした高度専門性を有した里親
正当な理由がない限り委託を拒むことができないようなプロの里親を創設することも必要。
- 自立支援里親(アフターケア里親)
- 進学・就職による転居先での支援の提供など、広域での支援を提供するために、委託解除後の就労・生活支援などから結婚して自分の子どもを出産する産前産後までを支援する自立支援里親の創設(あるいは、養育里親などによるアフターケアとして自立を支援できるしくみの創設)が必要。

妊産婦・母子を対象にした社会的養護体制づくり(案)

	ステップ1	ステップ2
家庭と同様の生育環境の整備 里親及びファミリーホームで特定妊婦である児童の養育を受け、出産を支援するとともに、生まれてきた乳児についても養育を受けて、児童である母親とその子どもと一緒に生活しながら母子の成長・発達や自立支援を行うことができる新たな体制整備	○ 専門里親の活用 → 若年の特定妊婦の生活・生育・自立支援を行う。	○ 親子里親の創設 親子里親も創設して若年(児童)の特定妊婦を加えて母子の生活・生育・自立支援を行う。
家庭的な生育環境の整備 妊産婦も対象にした地域小規模母子ホームを創設し、あるいは母子生活支援施設を機能強化して、母親への出産・育児支援や自立支援を行うとともに、子どもの成長・発達及び自立支援を行うことができる新たな体制整備	○ 地域小規模児童養護施設の活用 → 若年の特定妊婦の生活・生育・自立支援型母子生活支援施設を母子ホームに移行。	○ 地域小規模母子ホームの創設 小規模分園(サテライト)型母子生活支援施設を母子ホームに移行。 乳児院などにも付設することを可能にする。
	○ 小規模分園(サテライト)型母子生活支援施設の活用 → 特定妊婦の生活・生育・自立支援	

高機能型ファミリーホームの創設 (施設における家庭養護化の推進)

○定員4人の高機能型ファミリーホームの創設

- 比較的専門的な家庭養護が必要な子どもの受け皿
- 里親が一定数以上いる地域に設置して、訪問などによる里親支援を可能にする。
- 代替養育機能(4人対4人)
- 里親夫婦+心理職・看護師+ファミリーソーシャルワーカーの活用によるファミリーホームシステムの推進

里親・ファミリーホームを有効活用した小規模化・高機能化による家庭的養護の推進

一 家庭養護の養育形態を導入した小規模化・高機能化 一

○家庭養護の養育形態(里親/里親型ファミリーホーム)を導入した小規模化・地域分散化(6対4)(乳幼児:4対4)
 養育里親・専門里親・ファミリーホームの里親(職員(児童指導員・保育士など)として勤務) + 心理職(児童指導員)・看護師 + ファミリーソーシャルワーカー(児童指導員)

○家庭養護の養育形態(専門里親/里親型ファミリーホーム)を導入した高機能化(4対4) (理由:国立児童自立支援施設は小舎夫婦制)

・専門里親・ファミリーホームの里親(職員(児童指導員・保育士など)として勤務) + 心理職(児童指導員)・看護師 + ファミリーソーシャルワーカー(児童指導員)

- 将来、希望者はプロの里親などとして独立して養育する。(里親の拡充)
- 里親支援の拠点としての役割も果たす。

児童福祉施設の多機能化・センター化

・「乳幼児総合支援センター(仮称)」・「社会的養育総合支援センター(仮称)」の創設

- 前述のソーシャルワーク系機能と入所機能を併せ持ち、これら事業を包括的に実施する「乳幼児総合支援センター(仮称)」・「社会的養育総合支援センター(仮称)」を、新たな制度として児童福祉法に規定する

- あわせて、現行の児童心理治療施設及び児童自立支援施設にソーシャルワーク系機能を加えた「児童生活治療センター(仮称)」を創設する

児童家庭支援センターの機能強化・設置促進

- 児童家庭支援センターは市区町村子ども家庭総合支援拠点と連携して、里親ショートステイを調整する機能、フォスターリング機関事業(後述)の機能や在宅措置や通所措置の機能などリスクの高い家庭への支援や代替養育後のアフター・ケアなどを担う有力な社会資源になり得る。児童家庭支援センターは第2種社会福祉事業であり、一定人口圏に適正配置して活用すべきである。そのためには、これまでのように児童養護施設や乳児院などに付設する形のみならず、その他の社会福祉法人、医療法人、NPO法人などが積極的に設置するような施策を立てるべきである。

- その一つの方策として、設置に当たっての施設整備費の充実、職員配置数の増加、相談・支援の内容や実績に応じて適切な収入が得られるよう、機能に応じた仕組みを導入すべきである。(社会的養育ビジョン)

- 設置促進をするためには、児童相談所からの指導委託措置などの個別の支援機能を充実強化して、児童発達支援センターのように義務的経費によって運営できるようにすべき。

【参考】 児童家庭支援センターと児童発達支援センターとの比較

児童家庭支援センター	福祉法	医療法
<条例(平成24年制定)> ・児童心理治療法の施行(10歳)以下 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) ・児童心理治療法の施行(10歳)以下 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) ・児童心理治療法の施行(10歳)以下 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)	・人員基準、児童の障害程度及び利用状況に応じて決定し、1日当たりの職員数を決定する。 ・児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) ・児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) ・児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) ・児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)	・児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) ・児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) ・児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) ・児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)
児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)	児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)	児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)
児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)	児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)	児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童) 児童相談所(児童)・児童福祉センター(児童)・児童福祉センター(児童)

シンポジスト

上鹿渡 和宏

(早稲田大学人間科学部 教授、
早稲田大学社会的養育研究所 所長)



最初のスライドに柏女先生にご提示いただいた中から、この点について話ができればと思って書いてあります。

新たな社会的養育体制構築の中で、この社会的養護における家庭養育移行の動きを、予防的対応や家庭支援にどうやって繋げていけるかということで考えています。

今回は本当にありがとうございました、それぞれの方々からのご報告の中で、事前に資料を見せていただくことができましたので、そこから大事な点を自分なりに、青字にしたところが特に共有したいところで書きましたので、皆さんにまた共有いただければと思います。

特にこの最初の和（やわらぎ）の発表で、大事な点が本当に整理されて具体的な実践から提言されていました。実はこの和さんのお話は、フォスタリング機関ガイドラインが作られた時に、施設の多機能化、高機能化のガイドラインも作られていたんですけども、その時にこの施設長の出納さんがいらっしゃってお話をしてくださりました。

その時のとても印象的な言葉があります。「児家センあつての施設であるということ、この児家センの取り組みをすることで思いました」ということをおっしゃっていました。

施設があつて、その中に児家センの機能があるのではなくて、児家センがあつて、そこに施設ケアというものがある、そういう考え方で進めていくような内容ですというようなことを伺いました。

それが今回のお話の全てを包含するような内容だなと思って、先に紹介をさせていただきました。

あとは、むぎのこさんでしたら、家族にどうアプローチするかということですか、熊本乳児院さんでは連携を前提とした多機能化であるとか、キーアセットでは里親だけではなくて全ての家庭にとって暮らしやすい地域社会をどう作るのかということが言われていました。

また、石川県の保育についてはここにあるような形、この動きに合わせて、全ての親子への支援もできないかなということも思ったところです。

また、居場所事業では子ども支援を通じた家庭支援ということで、林先生の中にもありましたけれども、とても重要なことが既に為されていて、その成果として提言されていたと思います。

最後に、委託事業で行われた厚労省の研究の結果ですけども、家族維持や家族再統合をもとに、社会的養護をどうするかを考えるということが大事だということです。

社会的養護をもとに予防を考えるという、そういう方向性で私自身もずっと取り組みをしていますが、反対に家族維持、家族再統合のほうから社会的養護をどうするのか、最初の和さんが言われたような方向性ですが、そういった形で考えていくということで、次の動きが作っていけるのではないかなと思います。

「一緒に生きてくれる人を失った子どもたちにとって、一緒に生きてくれる人が見つかる場所であってほしい」、これは社会的養護を経験した当事者の方の言葉で、私も大事にしている言葉ですが、こういう場所を作る、それは施設であっても里親であっても、こういった場所がと

ディスカッション

でも重要だということによって言ってくれているわけです。同社会的養護の場を一番よい場所にしていくと同時に、「そこに至る前に自分の親を助けてほしかった」という、これは里子さんの声ですが、そのような声もあることに留意する必要があります。

この両方に応える形でしっかりと取り組むべきであって、この虐待対応で言いますと、早期発見、介入の前にある予防のところ、そういった事態にならないようにする、親を助けるということ、そして早期発見、介入後の社会的養護という中では、一緒に生きてくれる人がいる状況を作っていく、これを家庭養育優先原則で進めいくという方向になっていますが、両方にしっかり取り組んでいくことが大事です。

その取り組みの具体的な例として、先ほど相澤先生のスライドの中にもありましたが、里親ショートステイというのが、まずは取り組むものとしてとてもいいのではないかと提示いたしました。

市町村が直接委託することができることになったわけですが、その資料の中にも、フォスタリング機関等によるショートステイ中のバックアップも想定されているということで、これがまさに社会的養護と予防的なところ、家庭支援というものを繋げていく、具体的な取り組みになるのではないかと思います。

様々な方法があるかと思いますが、ショートステイ里親は関係する親、里親家庭、その里親支援、フォスタリング機関の方々、それを実施している施設や児家センの方、そして一番は子どもですが、その全てにとって利益のある、良いことが起こる取り組みではないかなと思います。

まずこれから取り組んでみるのが、いいのではないかと思います。

それと、今回は他のところであまり言われていませんでしたが、今日も民間機関の取り組みのお話が多かったのですが、民間が増えていく中で、その実践の評価、特にフォスタリング機関の評価をどうするか考える必要があります。それを通して、これまである施設やファミリーホーム、児相や一時保護、全ての評価についても再検討ししっかりしたものを作っていく必要があると思っています。

ファンドレイジング機関の評価については、まだ先の話だと思われるかもしれませんが、ビジョンの中でもこういう形で書き込まれており、また目標としてもこのような形で書かれてありました。

また、最近も色々なところでこの評価についての話は既に始まってしまっていて、国レベルでの評価機構についても検討していくべきだというご意見ですとか、議連のほうでもこういった形で意見が提出されているということで紹介しました。

先ほど申し上げた子どもの声、この声は社会的養護のもとにある子どもの声ですが、実はそれは全ての子どもの声です。

今は家で暮らしている子どもたちの声でもあるかもしれないということで、この声に応える対応をしていくことで、全ての子ども、家庭に届いていくような形になっていく、そんな取り組みをしていくことがこれからとても重要だといいます。

FLECフォーラム・緊急シンポジウム

社会的養護と家庭支援をつなぐ

上 鹿渡和宏
早稲田大学人間科学部
社会的養育研究所

「社会的養護と家庭支援をつなぐ」
ための具体的な取り組み、施策を！

検討の視点(3)援助レベル

それぞれの舞台では支援者が優れた支援を行っているが、舞台が違うため交流も乏しく、それぞれのノウハウを共有することもできていない。

社会的養護と家庭支援をつなぐためのメソ、ミクロ上の論点(例示)

- (3)子ども・子育て支援制度と社会的養護制度の中間に属するショートステイや養育支援訪問等の子ども・子育て支援事業の充実が図れないか
- (7)要支援家庭を社会的養護、家庭養護が支援できないか
(以上、柏女先生御提示資料より抜粋)

→新たな社会的養育体制構築の中で、社会的養護における家庭養育移行の動きを予防的対応、家庭支援や子育て支援の充実につなげられないか。都道府県と市町村の間だけでなく、子ども家庭福祉の実践者や研究者の中でも、ここにも分断があるのでは？

事例発表へのコメント

- ・**児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」**
 - ✓「実効性ある『サービス』の選択肢がない、目の前には支援が必要な子どもがいる、さてどうするか」「現場は、既存の制度の枠を超え、制度を改善することや新しいサービスを開発することを意識した実践が求められる」
 - 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」でも取り上げられた。子どものニーズに応じる新たな役割を担う児家セン。「児家センあつての施設」という発想
- ・**児童発達センター「むぎのこ」**
 - ✓子どもを救うためには、家族が救われなければならない
 - ✓支援を受ける側から支援する側へ
 - 困難な状況に置かれている**家族にどうアプローチするか**のヒント
- ・**熊本乳児院 フォスタリング機関アグリ**
 - ✓協力連携が必要な機関事業所に向き、その事業に取組む事について互いに「思い」を語り「協創、協働」の意識を持ち確かな「連携」関係を構築する。日頃からの関係性、そこに生まれる信頼が必要。
 - 他機関との協働、連携を前提とした多機能化
- ・**フォスタリング機関 キーアセット**
 - ✓地域社会が、里親家庭という「少数派」な家庭にとって、更には委託される子どもにとって居心地のよいものになっている？
 - ✓多くの方が「里親になってみたい」と思える環境は整った？
 - ✓少数派の家庭である里親家庭での養育の難しさは、他の少数派な家庭にとっても同じようにあるのでは？
 - 里親家庭にとっても他の家庭にとっても暮らしやすい地域社会
- ・**石川県、マイ保育園、子育て支援プラン**
 - ✓形は違っても在宅育児をしている全ての親子に平等に支援は必要
 - サービス内容にショートステイなど**社会的養護で増やそうとしているメニュー**を入れられないか？
 - 一般家庭が受けられている支援、里親家庭が受けられている支援を分ける必要があるのか？社会的養護も地域を基盤とした家庭養育に移行するにあたっては地域資源の準備が必要であり、この動きに合わせて全ての親子への支援も同時に準備することができるのでは？

第3の居場所（鳳蓮市）

- ✓就労要件を問わず、様々な取り組みで親に協力を求め、指定時間以降に迎えに来てもらうこともあり
- ✓「福祉」が利用のインセンティブ（動機付け）になりにくいこともある、「教育」のニーズに沿って支援をスタートする。成果を家族にみてもらい、感じ取ってもらうために取り組みを工夫
- ✓子どもが自分で夕食を作って仲間と一緒に会食
- ✓家庭が居場所と感じられるような支援
- 子どものニーズに根差した「子ども支援」を通した「家庭支援」
- マイナスをゼロにするだけでなく、プラスにしていける取り組み

子育て世代にかかると家庭への支援に関する調査研究

- ✓母子保健と子ども家庭福祉の連携
- 妊娠葛藤相談の把握・入口に「福祉」（特に予期せぬ妊娠の特定妊婦）
- ✓家庭・地域での子どもの育ちを支える社会的養護の体制
- 社会的養護をもとに予防を考えるのではなく、**家族維持や家族再統合をもとに社会的養護どうするか考える。社会的養護が得意とする機能（宿泊や要保護・要支援児童、動機付けのない保護者への関係づくりや支援方法）と子育て支援が調和し、なじみ形の多機能化ができないか。**

社会的養護当事者の声

施設で生活した私が施設に求めるのは

「いっしょに生きてくれる人」を失った子どもたちにとって、

「いっしょに生きてくれる人」が見つかる場所

であってほしいということです。

NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体（2009）
『『日向ぼっこ』と社会的養護』明石書店

社会的養護当事者の声

里親養育に必要な子育てスキルを考える子ども会議において、親としてのニーズや、子どもとしてのあり方を考えるうちに、その**全てを親の責任とすることに疑問**がでてきた。

もしかしたら、「**下手な躰（虐待）**」の方法しか分からず、**親も困っていたのかもしれない**という発想から、**親も助けて欲しかった**という思いが出てきた。**もし親を助けてくれる人がいたら、自分は離れずに仲良く暮らしていけたのではないかと。**

チャレンジ中野・グロウハッピー「子ども会議」
2019年8月3日第3回会議録より

子ども虐待への対応

早期発見・介入のもっと手前、そもそも親がそのような養育をせずに済むような取り組みは？
「親を助けてほしかった」

家族再構築

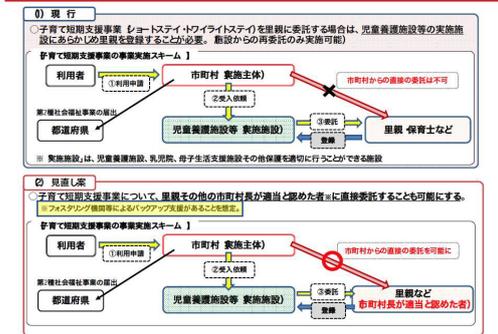
早期発見・介入は重要

早期発見・介入により安全確保のため家庭から離れた子どもはどう生きていくのか？
「『いっしょに生きてくれる人』が見つかる場所」

ディスカッション

家庭養育優先原則に基づく社会的養育における
里親ショートステイの意義

子育て短期支援事業の見直しについて 里親関係)



内閣府 子ども・子育て支援新制度説明会 令和2年2月21日 資料5-3「子育て短期支援事業の見直しについて」より

ショートステイ里親の意義・可能性

- 施設にショートステイ利用希望があったとしても、遠方、満員などの理由で対応が難しいこともあったが、地域の里親家庭がショートステイを受け入れることでタイミングよく支援することが可能となる（予防的対応）。
- 予防的対応の切り札であるだけでなく、里親養育を地域で安全に確実に広める契機ともなる。里親家庭にとっても支援者にとっても、まずは短期で経験できる。
- 施設併設の児童家庭支援センターが実施することで施設の多機能化や機能転換にもつながる。
- 子どもからすれば、地域にショートステイ可能な里親がいてくれることで、ショートステイから一時保護、措置に至る環境変化が最小限に抑えられる（生活の場と「いっしょにいる人」は変わらない）可能性がある。また、家庭復帰後もショートステイ先となることでアフターケアまで「いっしょにいる人」が変わらない。
- 市町村が直接里親にショートステイを委託することが可能になる中、そのバックアップ体制をどうするかが問題になると思われる。里親養育を支援する機関が里親とともに地域の子どもと家族のためショートステイの体制を整える取り組みが今後全国に広がることが期待される。

これからの社会的養育に必要とされる評価

これからの社会的養育システム構築において、様々な民間機関がフォスタリング機関として、また、家庭支援や子育て支援、子ども支援を通して子どもたちに最善の利益を保障し続けるために「評価」とそれを現実に反映していくシステムが必要。義務的経費化のためにも必要。

※社会的養育研究所でも2020年度に、英国の評価機関オフステッドに関する調査及び日本の社会的養育にかかわる評価制度の調査を行い、その主な特徴や提言を取りまとめた（研究所ホームページに報告書掲載予定）。2021年度は子どもの権利擁護を図り、支援の質の確保とその継続的な改善を行うために、評価のあり方の検討を行う予定。

新しい社会的養育ビジョン
社会的養護・養育における評価

【新しい社会的養育ビジョン 44頁】

7.子どもの権利を守る評価制度の在り方

1)児童福祉領域機関の評価制度の在り方

社会的養護や児童相談所のソーシャルワークは、措置制度をベースに行われており、しかも、選択肢は限られているため、競争原理は働かずサービスの質の保障が担保されない。そこで、質の高い社会的養護と児童相談所のソーシャルワークを確実に保障するためには、専門性を持った第三者による評価が必要となる。それを実現するためには全国で統一された評価機構を創設することが必要である。一時保護施設に対する専門評価チームを作り、それを発展させて、評価機構を創設すべきである。

評価対象施設は、代替養育施設だけでなく、一時保護所や児童相談所、児童相談所から通所措置が委託される児童家庭支援センター、今後新設を検討しているフォスタリング機関事業を担う機関(フォスタリング機関)を含める必要がある。

新しい社会的養育ビジョン
社会的養護・養育における評価

【新しい社会的養育ビジョン 55頁】

5.子ども福祉の評価機構の構築・海外の評価機構等の状況を調査し、日本における子ども福祉の評価機構の在り方を提示

【国】(平成31年度までに)

・上記一時保護に関する第三者評価チームを核に上記の提示に基づき、児童相談所、一時保護を行う施設

・里親、代替養育を行う施設・里親に関する子ども福祉の評価機構を構築する【国】(平成34年度)

子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ
(令和3年5月27日)

・社会的養護のもとで暮らす子ども・経験者や外部の専門家が児童相談所、一時保護所や施設の運営全般を点検・評価し、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させる必要がある。

・当面は、各自治体において中立的・専門的な視点からの評価を行える体制(学識経験者・弁護士・医師・他の圏域の児童相談所での業務経験者など)の整備を進めるとともに、評価指標について全国標準的なものを定着させていくなどにより、評価の質の均てん化を図っていくべきである。加えて、自治体や施設といった評価を受ける当事者が評価者を選定することで評価が形骸化する懸念も指摘されていることから、第三者評価の受審の進捗も踏まえつつ、国レベルの評価機構についても検討していくべきである。

「自由民主党児童の養護と未来を考える議員連盟」及び「超党派児童虐待から子どもを守る議員の会」合同議連提言
(令和3年5月25日)

7.子ども関連行政の評価システムの構築

児童相談所も含め、子ども関連行政について、子どもの権利擁護や健全育成の推進といった観点から、独立的な立場で評価する仕組みが必要であり、厚生労働省は、児童相談所、一時保護所、施設等の所管分野に関して、全国統一で適正に評価するための、行政から独立した機構などによる評価のシステムを構築するべきである。

また、子どもの権利擁護は、厚生労働行政だけでなく、教育、司法など様々な分野に関係するものであることから、英国における「Ofsted」などの組織も参考に、省庁横断的で、行政から独立した評価ができる新たな組織や評価システムを構築することを、議員立法を含め早急に検討を深めることが求められる。

「新たな社会的養育システム」の構築によって
すべての子どもと家族の安心と希望を取り戻す

もし親を助けてくれる人がいたら、
自分は離れずに仲良く暮らしていけた
のではないかと

「いっしょに生きてくれる人」を失った
子どもたちにとって、
「いっしょに生きてくれる人」が見つ
かる場所であってほしい

これは社会的養護の子どもの声であるだけでなく
いまは家族と暮らしている子どもの声でもある

この声に応えようとする社会的養育システム構築は
すべての子どもと家族の安心と希望につながる

ディスカッション 事例発表者へのご質問等

藤井：

それでは事例発表をいただいた皆さんにいくつかお聞きしていきたいと思います。

はじめに和の古屋さんの、先ほど上鹿渡先生からもコメントがありましたが、児童相談所とか市町村との他機関連携をベースにした児家センの包括的な実践の素晴らしい例だと私も思うのですが、ひとつだけ参加者の方からご質問をいただいております。

日本財団からの支援による大分県内 2 か所の児家センの開設とあって、宿泊型の児家センは具体的にどんな活動をされているのか、和と同じような親子再統合プログラムとか、子ども食堂とか、里親レスパイトなども行う予定でしょうか？という質問ですが、如何でしょうか。



古屋：

まだ実は開設してなくて、今年度中に開設する予定です。

基本的には和で行っている同じような、ショートステイであったり、里親レスパイトであったりを行う予定にしております、児相の指導委託を含めてです。

プラス里親支援というのも大きな柱として考えております。



藤井：

期待が高まるそうですね、是非よろしく願いいた

します。

あと、在宅措置の制度化、義務的経費化という強い要望がありましたが、中野課長、突然振って恐縮ですが、出された例で、委託費の金額が国の基準の 6 分の 1 になっている自治体があるということだったのですが、こんなことがあり得るのでしょうか。

中野：

厚生労働省家庭福祉課の中野です。皆さん大変お世話になっております。

在宅措置指導の関係では、FLEC でもおなじみの児家センの協議会の橋本会長からもいつもお叱りを受けているのですが、その 10 万円の更に 6 分の 1 というお話ですよ。

これは皆さんご存知の通りですし、これまでの議論の中でも触れられていたのですが、いわゆる補助事業として、補助額等も自治体のほうが判断して決めるという話になっています。国の補助基準額の 10 万円というのも実はもともとは期間を問わず 1 ケース 10 万円ということだったのを改善して、1 か月当たり 10 万円という形に、徐々に改善してはきているのですが、ただやはり自治体の補助事業で義務的経費化されていない状況の中で、実態としては厳しい状況のところが多いというのが実情です。

古屋さんから、さっき 64 万円かかるところが 10 万円ということで、非常に熱心に取り組んでおられると本当にかなりコスト的に見合わないというご指摘いただきましたが、恐らく今日議論になっている在宅サービスの部分、在宅で本来色んなサービスが充実するべきだという今後の議論になっているところですが、こうした在宅サービスの部分も児家センのほうで対応されているからこそコストがかかるのだと理解しています。

ディスカッション

今後児家センの在り方については、在宅サービスを充実させることとの関係を含めて検討が必要ということかと思えます。児家センの皆さんからは、頑張りを美談にしてはいけないという厳しいご指摘をいただいたところですが、その課題解決については、在宅における家庭支援のサービスの充実を図ることと上手く両方で折り合いをつけていかないといけないのではないかと感じた次第です。

コメントみたいな話で恐縮ですが、以上です。

藤井：

それでは次にむぎのこのお2人、障害に関わる児童発達支援センターを中心に、地域一帯の障害児、或いはそのお母さんをはじめとした家族、更に地域内に住んでいらっしゃる多くの里親家庭とかファミリーホームまで、本当に地域全体として包括的に支援されている、これは全国でも稀有の素晴らしい実践だと思いますが、普段むぎのこでお仕事をされていて、同じようなことを他の地域でやろうとした時に、何が大事なのか、或いは行政や制度としてどんなことを考えれば、同じようなことを他の地域でもできるのか、何か思いつくようなことがあれば少しお話いただければありがたいです。

むぎのこ：

やはり制度が分断されないということが大切だと思います。



それは障害児と子ども分野というのを分けるのではなく、同じ子どもとして日本の施策全体がフラットになっていくというのが必要なのかなと思います。

先ほど発表したようなむぎのこでの児童発達支援センターの手厚い家族支援ができるということは、まだ全国的にはあまり知られていないのかもしれませんが。

しかし児童発達支援は、自閉症や愛着に課題のあるお子さんの専門的な関わり方をしています。

やはり制度がフラットになることで、児童発達支援が虐待や、愛着の形成に障害を持っているお子さんという困り感のある子どもとか家族を一手に担うという意識が、制度がフラットになることで自治体にも生まれてくるのではないかと思います。

藤井：

やはり制度のフラット化というか、垣根を超えて支援していく、むぎのこのやり方は本当に制度がどうこうではないですね。

目の前にニーズがあるから、そのニーズに対応していくにはどうすればいいかというところから発想されているような、そんな感じで受け止めております。

ありがとうございました。

次に熊本乳児院の傘さん、乳児院というか、施設による多機能化の実践として、本当に頑張っていていらっしゃると思うのですが、おっしゃる通り、関係機関の連携で最も重要なのがお互いの信頼だというのは、私もまさしくその通りだと思うのですが、その意味でも県内3つのフォスタリング機関の連携の協議会、これは大変面白い取り組みだと思います。

何か実際に既に協議されていたり、何か具体化されつつあるような事業、できつつあることがあればお伺いしたいです。

傘：

ご質問ありがとうございます。



それぞれが熊本県、熊本市のほうから受託をしているわけで、お金の出所はちょっと違うわけですが、まずリクルートとしまして、様々なところへのポスターの掲載等につきましては、相互に情報を共有して、熊本県、熊本市、そういう地域を跨いで協力してポスター掲示もさせていただいております。

それから10月の里親月間がございますが、それにつきましても3機関の中で、今どういうふうに行っている

ディスカッション

かということで取り組みをしているところがございます。

藤井：

あと何か国の制度の関係で、要望等ありましたら教えていただければと思います。

傘：

フォスタリング機関アグリという形で私は参加させていただいておりますが、先ほどの児家センの絡みで申し上げますと、やはり子どもは24時間365日対応しているところで、泣き声通告等につきましても児童相談所さんと連携しながら、夜間帯時間問わず動いております。

実際に経費という部分で言いますと、例えば指導委託の部分、実はこれにつきましては、別に1ケース受けたらそれについて10万という形ではなくて、年間ベースが決まっています、プラスアルファがないということです。

ですから、そういった義務的経費という部分については、是非なんとか制度をしっかりと組み上げていただきたいという要望を持っております、以上です。

藤井：

それでは次にキーアセットの渡邊さん、参加されている方々から結構たくさん質問をいただいております、全部はご紹介しきれないので、ひとつだけお願いしたいのですが、委託児童と里親家庭の養育環境の違いによる文化的衝突を避けられない場合、更に相互間の歩み寄りがそれでもなお得られないような場合に、関係者はどんなことを意識して関わっていくことが大事かというご質問なんです、お答えいただけますでしょうか。

渡邊：

本当に大切なご質問です、これが答えですというものが無いのが厳しいところでもあると思うのですが、恐らく養育里親を経験された方でしたら皆さん共感していただけると思いますが、里親委託があれば、小さなものであっても必ず文化の衝突というのはあると思います。



それは例えば3日であっても1週間であっても、或いは長期に渡っても、それは過去を共有していないということから起きてくる部分だと思います。

ですが、文化の衝突が子どもの不利益になるような、或いは里親家庭の家庭そのものが崩壊してしまうようなものにならないようにする術というのは、関係機関というお話がありましたが、ソーシャルワークの役割になってくだろうと思います。

子どもが自分の文化を、歩み寄るという表現が正しいのかどうか分かりませんが、里親家庭の文化に合わせるのは本当に大変だと思います。

里親はもちろん、子どもがどんな文化を持っているのか分からないという部分でもかなり苦労されると思います。

それがその子どもの特性なのか、或いは経験不足なのか、或いはそういう文化の中で育ってきたのかということも、里親さんは分からないこともたくさんあります。

そこを如何に想定範囲を広げておいて、養育に臨めるように準備をしておくのかということも大事です、悩みながら、時にはもがき苦しみながらも、子どもの成長、変化というものをしっかり関係機関、もっと言うとソーシャルワーカーが里親としっかり確認をしながら、歩み寄った部分はその子どもの生活、成長に必ず成果として出ているのだということを確認していくところが非常に重要だと思います。

子ども側に関しても、里親側に関しても、特に子ども側に関して言えることは、自分がそれまで持ってきた、経験してきた文化というものから少しずつ里親家庭の文化に変える、それは子どもにとって利益になる場合に限ってですが、その場合に、里親側も同じですが、それがポジティブな結果に繋がる、それが心地よいものに繋がるのだということ、小さな経験を少しずつ積み重ねていくということが非常に重要だと思います。

私は個人的には、里親家庭の側のほうがまずは子どもの文化の衝突という部分に対しての理解を深めていく、

ディスカッション

その理解を深める助け、一緒に考えるというところにソーシャルワークの役割のひとつがあるだろうと考えています。

お答えになっているか分かりませんが、一旦ここで終わります。

藤井：

ありがとうございました、確かに私も里親の1人ですが、なかなか難しい問題ですね。

もうひとつ、渡邊さんはこのフォスタリングという分野のいわばトップランナーの1人として、何か制度改革に向けた具体的な要望はありますか？

渡邊：

皆さんがお話をしてくださっていますが、やはり義務的経費化していくことが非常に重要だと思います。

一方でフォスタリング機関が、義務的経費化を目指す上でどんな成果を出していくのか、それが地域社会、子どもの育ちにとってどういうポジティブなものになっていくのかという部分はしっかり、しっかりというのは抽象的な表現で申し訳ないのですが、ある程度納税者の方々にご理解いただけるような発信の仕方ができるような成果設定をしていく必要があると思います。

そのためにも、上鹿渡先生がおっしゃいましたが、今後フォスタリング機関に限らず社会的養護のサービスを提供する側としては、しっかりそのサービスの内容が評価されるような形というのが重要だろうと考えています。

是非とも政策としてそのあたりを充実させていただきたいと思っております。

藤井：

ありがとうございます。

それでは白山市のお二人、ショートステイ等々、保育所が地域の子育て支援に対する支援メニューを拡充する、更に例えば一般家庭だけではなくて、里親家庭も含めた全ての子育て家庭が、地域のいずれかの保育所に登録して、保育はもちろんですが、必要に応じて相談からアセスメント、支援計画作りとか、ショートステイ等々の支

援を受ける、いわば保育所が全国遍く地域の子育て支援の拠点となっていくというような方向というのを、私はプレゼンを聞いていて夢想したようなところがあるのですが、そんな方向は先々考えられるとお思いになりますか？

例えば県内でも他の地域に広がって、今まさにされているようなことが広がっていくのかどうかとか、感触とどうか、イメージでも結構です。



小坂・酒井：

広がってほしいなという願いは持って、色んな健診とか、色んな場で紹介はさせていただいています。

そんなにハードルが高くならないように、気軽に周りの身近な幼稚園、保育園に関わっていけたらなということをお願いしています。



藤井：

ありがとうございます、なかなか難しい質問でした。

それでは尾道の山田さん、プレゼンの中で、例えば楽しかった経験の共有というのは、私たち里親も、親子の絆みたいなものを維持していく上ですごく重要だというふうに常々思っていて、やはり里子たちとそうした経験を共有するということを常に心がけているつもりですし、学習というの、私も当然子どもに勉強を教えるわけですが、身近なところで小さな成功体験を積み重ねられるとか、或いは物事を色々考える習慣をつけるとか、案外効用は大きいのではないかと私も思っています。

この事業は元々日本財団の助成事業で、3年後からは自治体による支援に切り替わるということですが、実際尾道も含めて、各拠点において自治体がしっかり跡を継いで支援してくれているという流れにあるのでしょうか。

ディスカッション

山田：

尾道市の場合は、幸い市長のほうが是非やりたいということで、必ずしも補助金がついていなくても自治体の経費でやろうということで、かなり前向きに取り組んでいるところが本市の場合においては非常に大きいと思います。



ただ他の実施自治体を聞くと、例えば首長が選挙で変わってしまったり、必ずしも恵まれた環境にない中で、やはり法的根拠がない施設ですので、どんな補助金を活用できるのかなということも財団さん含めて色んな自治体が検討していますが、そうしますとやはりどの補助金を取ってこれるかというような、主客転倒した話になってしまいがちでして、本来地域ニーズに合った支援を展開できるということがこの事業の特色のひとつなのかなと思うんですが、この補助金がなければやっていけないということになると、やはり真に地域のニーズに沿った運営がなかなかできにくいのではないかとことを危惧しておられる団体さんもいらっしゃると思います。

藤井：

ありがとうございます、やはりかなり自治体のスタンスに影響されるということですね。

最後に佐藤先生、簡潔に、先生の整理ですとまさに課題山積で、なかなかこれを全部来年の児童福祉法の改正でやっていくというのも大変だと思いますが、先生の目から見て、喫緊の課題というか、特に優先順位の高い課題があればいくつか挙げていただければありがたいです。

佐藤：

お話をさせていただく内容が、かなりかいつまんで概要の概要みたいな形になってしまったので、全部お伝え出来なかった面もありますが、恐らく今の市町村の状況を

考えていきますと、やはり子ども家庭福祉の分野は縦割りになっておりまして、それぞれの領域ごとの専門性というのをベースに支援が展開されている面がありますので、横断的な施策の活用のためには、やはりケアマネジメントをまず個別に丁寧にやっていくということと、それが可能になるためには、社会資源が地域の中にどのように散らばっていて、どこをどのように繋げば活用に関わりつくかということ全体的にアセスメントした上で、プランニングからモニタリングのところまで含めて一体的にできるソーシャルワークの活用をするための拠点の整備が課題です。

ですので、市区町村子ども家庭支援総合拠点の中で、今縦割りになっている社会資源を結びつけていくということが必要になると考えています。

その中で、市町村、自治体が基礎的な生活圏域として社会的養護の資源についても知っていくということが必要かと思っています。

各領域が何をしているかということをお互いに知り合うことも、資源を活用していく上で非常に大事な点だと思っています。



それから、子どもの立場や保護者の方の立場から考えた時に、ご本人たちに力があるということを前提として、支援に関わりつくことができるように考えていくと思いますが、やはり予防というところで考えていく時に、支援されるとか、援助されるという立場性があるって、支援する方と、支援を必要としている子どもや家庭が協働と一緒に課題に取り組んでいくパートナーとして捉え直していかれることが、改めてとても大切ではないかと思っています。

そのことが、支援やサービスを利用するというこの敷居を下げ、心理的な障壁を除きアクセシビリティを良くしていく、そういうことでも必要な対応なのかなと思っています、以上です。

ディスカッション



藤井：

ありがとうございました、それではここまで出てきた諸々の論点、数限りなく論点がありますが、ほんのいくつかしか取り上げることができませんが、少し掘り下げてみたいと思います。

まずひとつは、本日のテーマに沿った論点として、林先生がおっしゃっていた家庭支援、在宅支援と、社会的養護、代替養育の地域における連携とか融合とか、チーム化ですけれども、これは大変重要な方向性のひとつではないかと思います。

私も普段里親をやっている、例えば母子家庭のお母さんが入院している間の数週間とか、ひと月ちょっととか、一時保護委託とか短期受託という形で子どもを受託した経験が何度かありますけれども、こうしたことがその家庭に対して継続的にやれば、里親も地域の社会資源の

ひとつとして認識されて、場合によってはその家庭との交流も生まれて、それがその家庭への支援に繋がっていく、まさに家庭支援と社会的養護の連携という形になるのではないかと考えてきたりもしています。

相澤先生も上鹿渡先生も、里親ショートステイという具体的なご提案もありましたが、このような家庭支援と社会的養護における支援の連携、或いは面的な協働を進めていくとして、では国の制度として具体的にどんな施策を講じたらいいか、何を優先的に取り組んだらいいかということなど、改めてそれぞれの先生にお伺いしたいと思います。

林先生から、相澤先生、上鹿渡先生、それからできれば助言者でいらっしゃる山縣先生にもお伺いできればありがたいと思います。

では林先生からよろしいでしょうか。

ディスカッション

林:

コミュニティペアレンツというか、社会的共同親のひとつの資源として、里親さんを活用していくという理解でよろしいでしょうか？

藤井:

それに限らず、先生もおっしゃっていた社会的養育の世界と、家庭支援の世界のチーム化というようなことを考えた時に、国の制度としてどんなことをやっていけばいいのかという視点からということです。

林:

実は市町村レベルの代替養育が発展しない背景の中には、制度的なものというよりは、市民とか国民が持っている養育観というか、やはり一か所で育てなければならぬという思い込み、或いは家庭で育てることが子どもの幸せだという価値観というか、養育観が政策にも反映されています。

市町村は特に、できるだけ家庭でということです。

しかし、結局そこで放置される子どもたちがいるし、或いは子ども自身が手厚く他の人に可愛がられる体験というのは、非常に自尊心の向上にも繋がっていくし、別にアタッチメントの形成というのは主たる養育者だけではなくて、複数の養育者のもとで形成されるということでは言われているわけですから、預けるという感覚ではなくて、子どもの成長や発達のために必要なんだ、複数の養育体制というのが必要なんだという価値観をまず共有するところから、里親養育も含めて考えることが重要で、そういう価値観に基づいて、保守的な養育観ではなくて、そこを離れて代替養育をもっと市町村でも進めていくという問題意識を持つことの必要性だと思います。



藤井:

ありがとうございます、確かにそこは本当に重要な点で、その意識が変わっていかないと施策といってもどうにもならないですね。

では相澤先生、よろしく願いいたします。

相澤:

先ほど藤井さんがむぎのこに話を振って、むぎのこのほうは大体事業を先に考える、ニーズに合わせて何ができるかを考える、これが基本中の基本というか、これが大事だと思います。そういうことを考えるとやはり今のショートステイとか、代替養育とか、ニーズに合わせて複数の色々なものを有効活用できるようなシステムを作っていくことが一番重要で、例えば母子生活支援施設に入っている母子に対して、家事ができなければ家事支援も併せてやるとか、そういうニーズに合わせた複数の事業なり措置なりを使って応えていくようなシステムをどう作っていくか、いきなり全部はできなくても、そういうものを少しずつ進めていくということが必要だと思います。

藤井:

ありがとうございます、それもケアマネジメントとかソーシャルワークと言われる世界ですね、その支援がしっかりできていないといけないということなんじゃないかな。

相澤:

そういう意味でのソーシャルワークをきちんとできる機能を、民間ベースでちゃんと持って、ニーズに対応できるような、そういうシステムを作っていくことは必要であり、おっしゃる通りだと思います。

藤井:

ありがとうございます。

上鹿渡先生お願いいたします。

上鹿渡:

今日出していただいた実例がとても大事なと思いま

ディスカッション

す。今ある制度の中でも、できないけれどニーズがあってそこに対応しなければならぬという中で、それぞれ工夫してやっていることが今日たくさん挙げられましたが、それを他のところでもできるようにということで、今日財政面や人材面の課題が挙げられていましたが、そういったものをしっかりできるような形にしていけることが必要だと思えます。

厚労省のほうでもモデル事業のようにして、各自治体でそういうことに取り組んでもらい、好事例をしっかりと取り上げて広げていこうという方向になっていると思います。是非しっかりと実践の成果を見ながら、新しい制度にそれを結び付けていくということを国の役割として是非進めていただきたいと思えます。

現場の方々が子どものためにと頑張って頑張った結果が、本当に子どもにとって良い成果となるような制度を作ることがとても重要で、今ある制度だと、一生懸命頑張っているけれど、子どもにとって良いことができていないという中で、現場の方々も本当に疲弊して、あるところできなくなってしまふことが起きていると思えます。頑張ったら良いことが起こるようなシステムを是非皆で作流ことができたらと思えます。



藤井：

ありがとうございます。

山縣先生お願いしてもよろしいでしょうか。

山縣：

今3人の先生方が言われたことについて、全く異論はありません、その通りだと思います。

逆に違う話を1点加えたいと思えます。

ただ、これはあくまでも山縣個人の話であって、社会教育専門委員会の委員長という立場では決していないということをご了解いただきたいと思います。

何かと言いますと、今の里親制度は児童相談所との関係が強くて、都道府県の制度、児童相談所設置市までの

制度になっています。

このままだと、地域の資源化という時にどうしても限界がありそうな気がするのです。

少なくとも普及啓発という意味では、都道府県よりも市町村のほうが絶対住民の顔が見えていますから、間違いなく里親探しとかそういうところに強みを発揮するのではないかと思います。

更に今言われたような、里親さんに色々な機能を期待するならば、できれば市町村と共有できるような、場合によっては措置も、日本の制度はないけれども、児相からも市町村からも措置できるとか、或いは町村までが難しければ、せめて福祉事務所レベル、市レベルまで落として考えていくと、広がり度とか認知度が高まっていくのではないかと、今日のお話から、元々私が考えていたところを追加させていただきました。

相澤：

1点よろしいでしょうか。

大分では、現在4つの市に家庭養護推進員を置いています。

市町村レベルでやると、やはりリクルートというか、普及活動にある程度効果がありそうに感じます。まだ4月ぐらいから始まったばかりで3か月間ですけれども、市町村にきちんとそういう支援員を置くというのは効果がありそうだなという感じがしています。

藤井：

ありがとうございます、確かに、先ほど私が申し上げた我が家の例でも、家庭に子どもが帰ったあと、市町村はなにがしかの支援をしているはずですが、その市町村の支援と里親たる我が家による支援とは全く分断されているわけです。

それもとてももったいない話だと思いますので、そこが山縣先生、相澤先生がおっしゃるように上手く結びついていけば、もっと層の厚い支援ができるのではないかと私も思います。

それでは次に、ちょっと話題が変わるのですが、時間の関係もあって本日の事例発表には組み込めなかった大事なカテゴリとして、自立支援、就労支援から措置解

ディスカッション

除後のアフターケアに至る流れというところがあります。

相澤先生からは提案も出ていましたので、この自立支援からアフターケアに関する施策について、特に林先生、上鹿渡先生、それぞれ簡単に何かコメントをいただければありがたいと思います。

林：

今私自身が関わらせていただいているのが、社会的養護の経験者のインタビューですので、やはり当事者の思いは様々で、自施設の関係が深かった職員だからこそ語れないこともある、だからこそ語れることもある、関係のない独立したアフターケア機関のほうが話しやすかったという声もあれば、逆もあるということです。

つまり、相談支援というのを多様な場で考えていく、その選択肢というのが地方によってはかなり限られているということです。

そういう意味で、東京都はかなり充実しているほうだと思いますが、それでも子ども自身が繋がれずに、職員しか関係性がなくて、お世話になった職員だからこそ頑張っている時にしか声をかけられなかったという当事者の声が、非常に私自身印象に残っていて、支援の拠点の多様性ということの必要性を感じた次第です。

藤井：

ありがとうございます、上鹿渡先生は如何でしょうか。

上鹿渡：

これも先ほどまでの話とも被りますが、社会的養護からの自立を支援している方々から最近出ている話ですけれども、社会的養護の中になかった、一次保護されたけれど家に戻ってそのままそこでなんとか暮らし続けていた方々が自立する時の課題も同時に見えています。これも含めたところで、子どもを中心とした支援をどう考えていくのか、社会的養護に入る、入らないに関わらず、そこをしっかりとフォローできるような体制をしっかりと作っていく必要があると強く思います。

藤井：

ありがとうございます、相澤先生、何か補足はありま

すか？

相澤：

基本的に、社会的養護を出て自立する子どもたちは、支援をどう受けていいか、それすら分からない子どもたちが非常に多いです。

どうやったら支援を受けていいのかということすらも、今まで適切な支援を受けてきたことが分かっていないので、どんなふうに支援を受けたいのか、こうした課題からきちんと当事者の人たちの声を聞きながら取り組み、支援に繋がるような方法について検討していくということが極めて重要です。先ほど林先生が言ったように、多様なアクセスビリティを考えていくということが重要だと思っています。



山縣：

1分だけ割り込んでいいですか。

こども社会的養護の関係者から批判されることも覚悟の上で、ちょっと変わったことを言いたいのですが、自立支援について、今22歳まで色々な制度で延長できるようになっていますが、現場の方々の声を聞くと、やはりもっと必要だ、もっと延長すべきだという声が出てきます。

それを私は、現実はそのだと思いつつも、いつまで社会的養護が抱えていくんだというふうになった時にはむしろ子ども・若者支援法の中に早めに行ける人たちは行ったほうがいいのかと思います。

福祉の人は非常に優しく、抱え込み型で、本当に優しいんです。

子ども・若者支援のところに来たら、NPOさんとかは意外と対等性が高かったりする団体が出てきて、そういう子どもの自立に向けて、少し枠組みの違うところ、それが生活困窮とか色々なところに全部繋がっていくと思っていますので、就労支援なども福祉法人よりは得意と

ディスカッション

しているところがありますから、そこ子ども・若者支援法との繋ぎをもう少し我々は意識したほうがいいのかなと思います。



藤井：

ありがとうございます、確かに我が家からも何人か自立しているわけですが、自立する時に大人の支援のほうとどういうふうに繋げていったらいいかというのは、私どもも悩むところですし、なかなか児童相談所もそちらに向けて動いてくれないようなところもあり、悩ましいのですが、そこをきちんと繋げるような施策も必要ではないかと思います。

相澤：

そうは言っても、繋げるだけの材料が、資源が非常に不足するのも間違いないです。

それだけは言っておきたいと思います。

藤井：

そこもおっしゃる通りだと思います。

まさに資源、支援者を育てていくための仕組みというのも考えなくてはならないと思います。

それでは最後にもうひとつだけ、来年の児童福祉法改正に向けて、本日のシンポジウムのテーマからすると、最も重要な論点のひとつというのは、今日お聞きしたような里親家庭も含めた家庭支援の様々な取り組みがどうやったら全国に普及していくのかということではないかと思います。

私も現場で里親をしています、全国的に見るとこういう素晴らしい実践が色々存在するとお聞きしても、率直に申し上げて、ただ羨ましくて、まるで別の国のことのように、うちの地元の子どもたちには、率直に言って全く何の恩恵もないのです。

地域地域でこうした支援体制を作っていくためには、

基本的にはそれぞれの地域、それぞれの地元で誰かが中心になって汗をかかなくてはならないわけで、今日の事例発表の皆さんは、皆さん本当にそれぞれに苦勞してやってこられて、ようやく今日に至っているわけで、それは地元での努力というのが何よりも大事なのですが、一方でなかなかこうした今日お集まりの方々のような地域のリーダーが現れてこない、或いは現れようとしても動かないような方々の力のほうがまだまだ強くて、前に出られないとか、そういう地域が現実にはたくさんあるわけです。

そういう地域にも、なんとかこうした先進的な支援、或いは先進的とまでいなくても標準的な支援を普及していけないか、これは地方分権体制のもとで国の社会保障行政が長年抱えてきた大きな課題でもあります。

この社会的養護の世界で言えば、社会的養護の新ビジョン以降国も色々な取り組みをされてきています。

国としての目標数値を定めたり、或いは計画の策定を自治体に依頼したり、そういう手法は医療でも、介護、障害でもよく行われてきたわけですが、しかしそれだけでは現実問題としてなかなか難しいし、社会的養護の世界でもそうした努力だけで、ではビジョン以降里親委託率がガンと上がったかということ、現実には厳しいです。

一方で、1月のFLECフォーラムでも私は申し上げましたが、高齢者介護とか障害福祉については、厚労省の介護保険制度とか障害者総合支援法という新しい制度を作って、民間の事業について国も自治体も法律上の義務として、あらかじめ決めた財政負担をしなければならないという制度、これを義務的経費ないし義務的経費による制度と言っていますが、制度化をしてきたわけです。

1月のFLECに参加された方の中にはご記憶の方もいらっしゃると思いますが、こういう提案をさせていただいて、この提案は社会的養護におけるソーシャルワーク系サービスの拡充、或いは施設の多機能化という文脈で、児童相談所と民間機関の役割分担の見直しという大きな枠組みでの提案ですが、しかし手法としては介護保険とか障害者総合支援法と同じように、民間の皆さんの実践に対して義務的経費における安定的な財政措置を講じることで、全国各地に支援を担う民間機関を育てていく、それによって職員の処遇を改善して、この分野

ディスカッション

に携わる志ある人材を増やしていく。

児童相談所とか市町村については、なかなか国のほうから職員の処遇改善とか人員増に誘導するということが難しいのですが、民間に対しては公的な資金を分厚く投入することによってそれができるのではないかと、少なくともこれまで介護も障害もそれをやってきて、FLECでの提案は社会的養護のソーシャルワーク系事業でもそれをやろうよという提案なのですが、そういう意味ではこの1月のFLECでの提案も、今日の議論と全く同じ方向を向いているのではないかとこのように改めて思います。

これはひとつの提案ですが、こうした国の財政論とか、或いは社会保障のシステム論とか、こういうやり方に限らず他にも色々な施策があるのではないかと思います。先生方改めて、どんな施策を講じたら今日ご発表いただいたような先進的な取り組み、或いはそこまでいなくても標準的な取り組みが全国に広がっていくのか、広がっていきけるのか、そういう視点から最後にご意見をいただければありがたいです。

制度改正の具体的提案 (2/3)

- 2 指導委託の措置強化
 - 虐待予防に資するよう、現在児童センター、児童発達支援センター等が行っている、在宅保育の機会を意味する児童相談所からの指導委託に基づく指導（一時保護前及び指導解除後を含む）についても、民間機関の事業として制度化し、義務的経費である指導費の対価とすることを。児童センターにおけるその他の一般的な相談業務については、当面現在の補助金による支援を継続する
- 3 「乳幼児総合支援センター（仮称）」・「社会的養育総合支援センター（仮称）」の創設
 - 前述のソーシャルワーク系機能と入所機能を併せ持ち、これら事業を包括的に実施する「乳幼児総合支援センター（仮称）」・「社会的養育総合支援センター（仮称）」を、新たな制度として児童福祉法に規定する
 - あわせて、現行の児童発達支援施設及び児童自立支援施設等にソーシャルワーク系機能を加えた「児童生活支援センター（仮称）」を創設する
- 4 母子（親子）一体型支援制度の創設
 - ①の各事業について、母子生活支援施設や乳幼児等を支援主体として想定し、訪問支援も含めた母子（親子）一体型の支援体系（措置又は契約による）を児童福祉法に創設する

制度改正の具体的提案 (3/3)

- 3 ソーシャルワーク系事業への思い切った措置費配分
 - 今後全国的に体制整備が必要な事業、すなわち上記のアセスメントや自立支援計画の策定等のソーシャルワーク系の事業に思い切った配分を行うこととし、施設等の民間機関がこれらの事業に取り組むインセンティブとする
- 4 パフォーマンスに応じて増加する措置費体系
 - これまで以上に単に必要な人員をカバーするだけの措置費ではなく、入所機能も高めて、それぞれの事業費のパフォーマンスに応じて措置費が増加するように仕組みとし、施設等の民間機関による支援の提供量の増加と質の向上を図る

上 鹿 渡 :

2016年児童福祉法改正で、代替養育の優先順位としてまずは実親のもとで、次が里親、家庭養護で、3つ目として小規模な施設ということになったのですが、義務的経費で安定的に実践されているのが3番目の施設のみで、それに優先されるべき1、2番目は今もまだ不安定なままであることに改めて気づきました。いつまでもこのままではないと思います。

より優先されるべき対応の財政的安定が担保されない状態がこの後何十年も続くはずはないので、とにかく義務的経費化されることは間違いないかなと思いつつ、もしそうであれば、できるだけ早くそれを実現していただいて、1人でも多くの子どもを改善できたらと思います。

今回皆さんから提示された、自分たちで工夫してなんとか実践した末に出てきたご意見を見ると、この義務的経費化と、人材面での課題が共通していたことですので、これをどうやって解決するかということだと思います。

ただこれさえあれば、どこの地域でも同じようなことが起こるかという、そうではないと思います。それぞれの地域で誰かがそうしたいと思っても、個々の職員だけではできなくて、実は組織全体として、その施設長、管理者がそういう方向にいかうと思つて組織を変えるとか、組織が地域の中で児相との連携を変えるなどが必要です。

制度改正案の2本の柱と6項目の具体的提案

制度改正案の2本の柱	6項目の具体的提案
<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルワーク系事業を中心とした新たな事業の制度化 <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭支援をはじめとして、子どもたちのアセスメントやケアマネジメント、障害児施設との連携等のソーシャルワーク系の子どもの家庭支援機能を、虐待予防の観点も含め、一時保護時の教育とあわせて、施設等の民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定し、制度化する その一方で、児童相談所の業務をスリム化する 措置費体系の根本的な見直し <ul style="list-style-type: none"> 施設等の民間機関が新たな事業に踏み出し、その質を向上させていくインセンティブとなるよう、入所機能も含めて、措置費の体系を抜本的に見直し、民間機関のパフォーマンスの向上に応じて措置費が増加する体系とする 	<ol style="list-style-type: none"> 一時保護後の支援におけるソーシャルワーク系事業等の制度化 虐待予防の強化のための指導委託の措置制度化 「乳幼児総合支援センター（仮称）」・「社会的養育総合支援センター（仮称）」の創設 母子（親子）一体型支援制度の創設 ソーシャルワーク系事業への思い切った措置費配分 パフォーマンスに応じて増加する措置費体系

制度改正の具体的提案 (1/3)

- 1 一時保護後の支援におけるソーシャルワーク系事業等の制度化
 - 1. ソーシャルワーク系事業等の制度化
 - 児童家庭支援をはじめとして、一時保護、委託措置後の子どもたちのアセスメントやケアマネジメント、障害児施設との連携等のソーシャルワーク系の子どもの家庭支援機能と一時保護時の教育、施設等の民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定し、制度化する
 - 【具体的な事業立上げ】
 - 児童相談所が一時保護した後の子どもたちと養育者に対する支援を以下のように分担整理し、民間機関による社会福祉事業として児童福祉法に規定して実施する。民間機関は、事業ごとに規定される「職務」にしたがって事業を実施した場合、報酬的経費である措置費（又は新たな給付システムによる給付費、以下同じ）の交付を受ける
 - 一時保護時の教育
 - 子ども及び養育者のアセスメント、及び児童養育への委託
 - 児童相談所からの指導、児童発達支援センター等との連携
 - 児童相談所又は施設とのマッチング
 - 児童相談所、施設における教育計画、家庭連携計画の策定
 - 日常的な子どもの教育（※現行の児童委託及び入所措置）
 - 児童相談所や施設（入所部門）への訪問等による支援
 - 実親等への指導、養育者等に向けた家庭教育支援
 - 虐待、経済的困窮に対するアセスメント及び自立支援
 - 指導解除後のアフターケア
- 2. 児童相談所の役割の見直し
 - その一方で、児童相談所は行政機関として児童相談所への介入機能と、施設等の民間機関による支援を管理監督する機能に特化し、民間機関による支援が子どもたちの養育にも適法に実行されることを担保する役割を強化する

ディスカッション

1 人だけが変わっても実現できないでしょうし、その施設だけが変わっても無理でしょう。児相や本庁の方々の考え方も変わって皆で同じ方向に動き出すことが大事です。

以上です、ありがとうございます。

藤井：
相澤先生、よろしいですか。

相澤：
皆さん先駆的な取り組みをしている人たちが言うことは、やはり義務的経費化ですね。

安定的に事業が運営できる、そういうことがやはり極めて重要だと思いますし、それは当然進めていただきたいと思います。

例えば今回厚労省が、市町村と連携して、地域における要支援家庭への一時的な入所とか通所をする家庭支援事業みたいなものが、施設機能強化推進費の加算で新しく事業化しましたが、措置費の中できちんと事業を展開できるような、そういう事業を新たに創設していただくことも良いと思います。

メニューを増やしてほしいし、先駆的な事業をやりやすくするような、対象を広く柔軟に運用できる事業化をしていただくと、恐らく民間機関のインセンティブになると思いますので、そういう取り組みを是非進めていただけたらと思っておりました。

藤井：
林先生よろしいですか。

林：
コミュニティミニマムとしての社会的養育体制という副題を掲げさせていただいたのですが、コミュニティミニマムとして、標準パッケージとして、ある程度サービスの実施の義務化ということも伴わないといけないのではないかとということがひとつです。

ただそうしたトップダウン式のやり方というのは、地域の特性もあるわけで、ボトムアップ的な考え方も必要だと思います。

地域の特性を踏まえて、創造的サービス事業という、後追的に経費をつけていくという考え方です。

やはり、養育を担うのが、有給のフルタイムの支援者だけではとてもじゃないけどやっていけないと思います。

如何に市民参画型の実施を促していくかという視点です。

それはやはり社会で育てていくという意識の醸成にも結びつくかと思います。

そういう意味で、トップダウンとボトムアップとのバランスも非常に大事だと思います。

藤井：
ありがとうございました。

それではここまでの意見を踏まえまして、山縣先生如何でしょうか。

専門委員会の座長というお立場で、なかなか今の時期言いにくいことが多いかもしれませんが、先日の専門委員会のような資格の議論などもなかなか大変だし、もちろん大事だとは思いますが、こうした人材の確保も含めた社会的な資源分配の議論というのも重要だと思いますが、それに限らず全体的なコメントをいただければありがたいです。

山縣：
資源分配的な話を中心に、人材の話はまたネット等で、どういう議論が進んでいるかは公開されていますので、お目通しをいただくとして、今日の話の中で改めて思いましたが、ハイリスクを特徴とする児童相談所から、ポピュレーションを特徴とする市町村、その時の代表的なものが子育て世代包括支援センターとか、子ども家庭支援総合拠点というものになっているわけですが、もうひとつ更に住民に近いところと言うと、私は保育所とか認定こども園、市町村が管轄している子どもに非常に近い制度としての保育所、認定こども園、ここに、学校にスクールソーシャルワーカーが一部配置できるようになっているように、保育所においても保育ソーシャルワーカー、或いは子育て支援ソーシャルワーカー、言葉はどのでもいいですが、要は保育所に来ている子どもだけではなくて、地域の親子を見るような仕掛けを将来的には

ディスカッション

考えていく、そのことが専門職の拡充にも繋がっていくのではないかと思います。

もう1点ですが、今日の話に出てこなかったのですが、実は公的な制度を利用するのが嫌な人たちというのがいらっしゃると思います。

妊娠の届け出をしないと、それがコウノトリのゆりかごの利用に繋がったり、ゼロ日死亡の、自宅出産、死亡というところに繋がっているのです。

妊娠の届け出をしなければ、市町村から見たら存在がないということです。

ここをカバーしているのが色々な民間団体の一部ではないかと思っていて、代表的なのが慈恵病院さんです。

そういうものも、色々と批判もありますし、私も色々な意見は持っていますが、でも認めないといけない時に、制度化してお金をつけるだけではなく、公的制度以外のところの民間の事業の買い上げとか、助成とか、それを良いものであるならば制度化していくような、福祉の古い考え方で繰り出し梯子の理論というのがありますが、公が安定したものを作り、民が繰り出し梯子の次の階段を作り、そこをまた公が吸収していくという、そういう形で、予算が多かった時代は公が開発するということになっていましたが、今予算がなくなってきた時に、民が開発をしてそれを公が吸収するむぎのこさんのような取り組みを、里親村的な障害のある子を育てた親だから、逆に障害の子どもの里親をやりやすいというような言葉を聞く時に、正直こういうものは私たちの発想の中にあまりなかったので、そういうところを是非長期的には考えてもいいのかなと、感想として思いました。

藤井：

それでは最後に中野課長、全体を通じてのコメントと、できれば制度改正に向けての決意などをお伺いできればありがたいと思います。

中野：

本日は貴重なディスカッションをお聞きして大変勉強になりました、ありがとうございました。

制度化の関係で色々ご意見をいただきまして、これは前回のフォーラムの時もお話をいただいたと思いますが、今藤井さんがコメントされておられましたが、例えば介護保険法とか障害者自立支援法、今は総合支援法になっていますが、これらは、地域のニーズに合った仕組みを制度化するという歩みをたどってきたわけです。

まさに今、山縣先生がおっしゃった通り、地域で先駆的な事業を行っていただいている取組を行政が学ばせていただき、制度化をして、それで普及をするという歴史をたどってきました。

ただ、これは諸刃の剣のようなところがありまして、例えば宅老所といった先進事例を、これは優れた取り組みだということで、介護保険の世界で小規模多機能型居宅会議という制度化をした、あるいは、障害者総合支援法の重度障害者の支援の制度なども、現場の先進的な事業というのを学んで制度の中に取り込みましたが、制度の中に取り込むと、当然ながら税金を使うわけですから、あれダメ、これダメ、基準がこうで、何人置けといううるさく言うようになり、いわゆる標準化をせざるを得なくなってしまう。

そうすると、当初の理念から外れたものになってエッジのたった取組とは違ったものになってしまう、比喩的な表現をすると、70点のものを大量生産するようになってしまう傾向もあります。

気をつけないといけないのはその点で、例えば先ほどの大分の「和」の方の発表を聞いていますと、ニーズがあるにも関わらず在宅支援の支援がないところを、児家センの事業を上手く「活用」（転用？）して活動されているわけです。

児家セン協議会の橋本会長も、あらかじめ、「こういうニーズに対応する」という在宅支援の必要性を見越して、例えば施設の中に将来そうしたニーズに対応できる場所を用意して、実際、ニーズが発生したときには機動的に活動しておられるわけです。

やはり先ほどの議論にもありましたが、（地域のニーズに対応できる）人材の育成、「人づくり」とセットでやらないと制度化というのは上手くいかないのではないかとというのが危惧されるところで、そういうところも気をつけて制度化を検討したいと思います。

ディスカッション

属人的で、あまりに運用が難しい制度にしてしまうと全国に普及しないというところがありますので、制度化に当たって、そうした「塩梅」がなかなか難しいところで、前回奥山先生からも指摘されたところですが、より多くの人が実践できるような形で標準化をして、尚且つ先駆的な取り組みをされている人の理念や狙いが上手く広がる、一般化できるような、そういう制度化をすることが必要なのではないかと思います。

最後に、義務的経費化の話については、今の私の立場ではなかなか今の時点でコメントするのは難しいところではありますが、1点、つい最近閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針」、これはいわゆる「骨太の方針」と言われているもので、国の基本的な方針を示すものですが、今年はこの分野はかなり盛り込んでおりますので、こちらをご紹介したいと思います。

例えば子どもの権利擁護の話も明記されていますし、先ほどから議論になっているフォスタリングの話も含めて、フォスタリング部分を読み上げますと、「積極的な取り組みを評価するなど、実効性のある里親支援の在り方の検討を含む家庭養育優先の徹底」、また、ケアリーパーの話ですが、「措置解除者に対する支援の在り方等」について、検討に基づき必要な措置を講ずる」と明記されています。それから未就園児の効果的な把握や、母子保健等児童福祉のマネジメント体制、これはまさに佐藤まゆみ先生に先ほどご指摘いただいた点で、ネウボラ（包括支援センター）と市町村の総合支援拠点が連携できていないということでしたが、「マネジメントの再整理」についても明記されています。

それから市町村だけでなく「児家セン」という言葉が骨太の方針に入っていて、「児家センなどによる在宅支援の推進などについても検討し、所要の措置を講じる」と明記されています。こうした骨太の方針というのは、経済政策も含めて政府全体の今後の政策の方向性を決める重要な方針ですが、これまで述べたような方針が閣議決定され、今後、政府として取り組んでいく方向が示されているとご理解いただければと思います。

その上で、次期児童福祉法改正を視野に、山縣先生のご指導のもと社会的養育専門委員会などで、皆さんのご意見を伺いながら、今年の年末に向けてご議論いただい

て具体化し、結論を得ることになると思いますので、引き続き皆さんのご指導をいただきながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です、ありがとうございました。

藤井：

ありがとうございます。義務的経費も諸刃の剣だということも確かにあって、正直私も障害報酬なり、或いは障害の各事業の基準などを考える時に、ちょっとあれはやりすぎだったなというような、そういう反省も結構あります。

ただそこは介護にしても障害にしても、手法全体としては色々な知見が蓄積されてきているところだと思しますので、標準的な世界を義務的経費で措置するのであれば、更にそれよりも先進的にいくところは例えば加算で見るとか、或いはそこは切り離して別の、障害で言えば地域生活支援事業のような法定の補助金にするとか、何かそういう住みわけのような議論もあっていいのかなと思います。

諸々も含めて是非ご検討いただければと思います。

本日は、社会的養護と家庭支援を繋ぐというテーマでしたが、皆さんの色々なプレゼンテーション、或いはご意見をお伺いしていると、やはり各地域の支援の量とか質というのが、財政的にも人材的にもまだまだ圧倒的に足りないというところが、この世界の一番根本的な課題なのかなと改めて思います。

在宅措置ももちろんですが、フォスタリング機関にしても、自立支援とかアフターケアにしても、或いは社会的養護の子どもたちに対するアセスメントとかケアマネジメントという、佐藤先生もご指摘いただいた、支援のごく基本的な部分についても、圧倒的に人材も財源も足りないというのは全く同じ条件にあるわけですから、是非制度改正の機会があるのであれば、できるだけ幅広い範囲で体制整備をご検討いただければありがたいと思います。

少し時間が超過しましたが、ディスカッションをこれで終了します。

登壇者の皆さん、本当にありがとうございました。

また、最後までご清聴いただきました参加者の皆さん

ディスカッション

も本当にありがとうございました。

こんなに多くの方々に参加していただいて、私ども心からお礼を申し上げる次第です。

潮谷 義子

(共同代表／社会福祉法人 慈愛園 理事長、
前熊本県知事)



皆様お疲れ様でした。

今日は密度の濃いお話をお伺いしました。今後改正児童福祉法の検討において、社会的養護を論じているわけですが、中野課長も先ほど少しお触れくださいましたが、是非今後、アドボケイトをしっかりと考えていき、この観点を忘れてはならないと思います。

今後私たちもこのアドボケイトの問題を意識しつつ、

次回のシンポジウムに繋げて参りたいと考えているところでございます。

本当にたくさんの時間と労力、また高い見地からのお話を頂戴しましたことに重ねてお礼を申し上げまして、閉会とさせていただきます。

ありがとうございます。



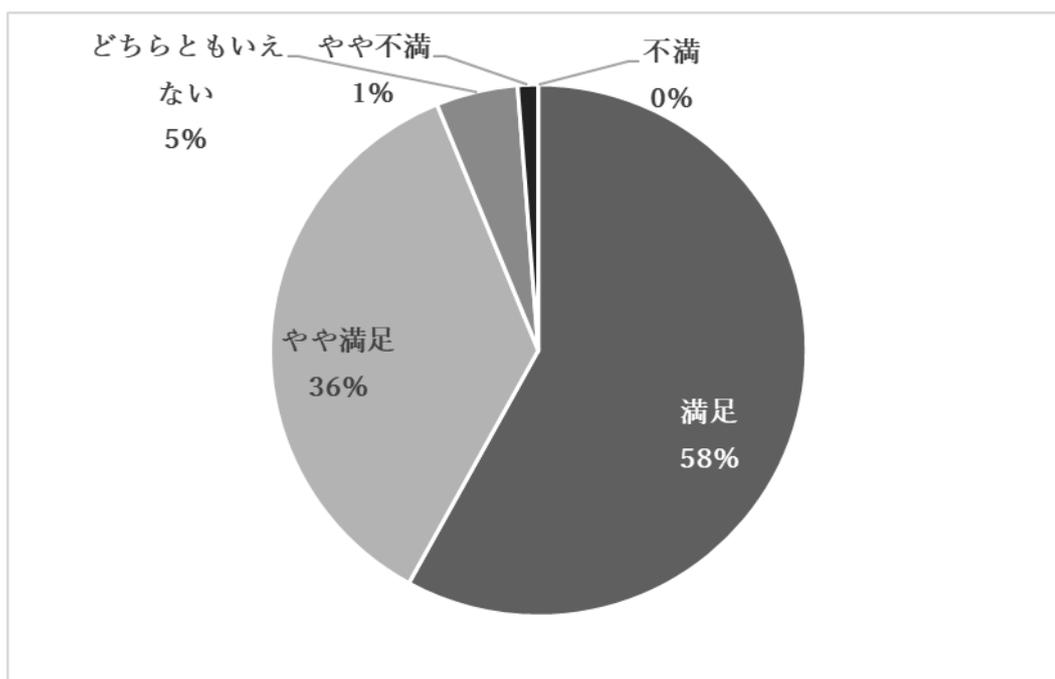
アンケート

参加人数：348名（登壇者、招待、事務局等含む） 一般参加者 287名

アンケート回答数：81名

1. フォーラムの全体的な満足度

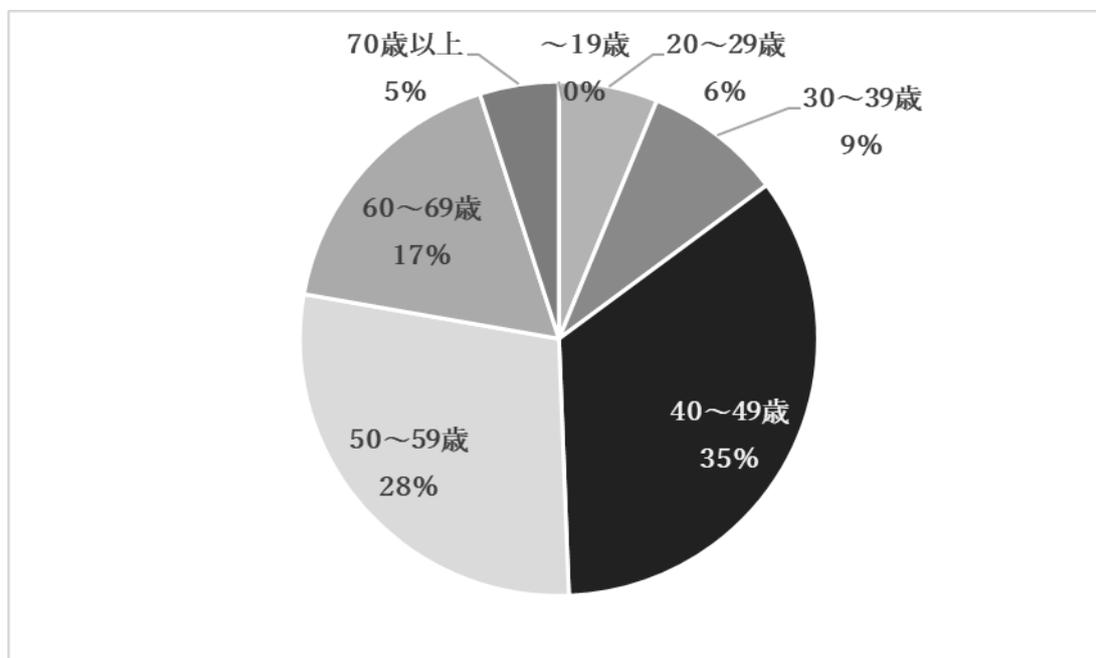
フォーラム全体の満足度について、「満足」が58%、「やや満足」が36%、「どちらともいえない」が5%、「やや不満」が1%、「不満」が0%でした。「満足」と「やや満足」を合わせると、94%でした。



アンケート

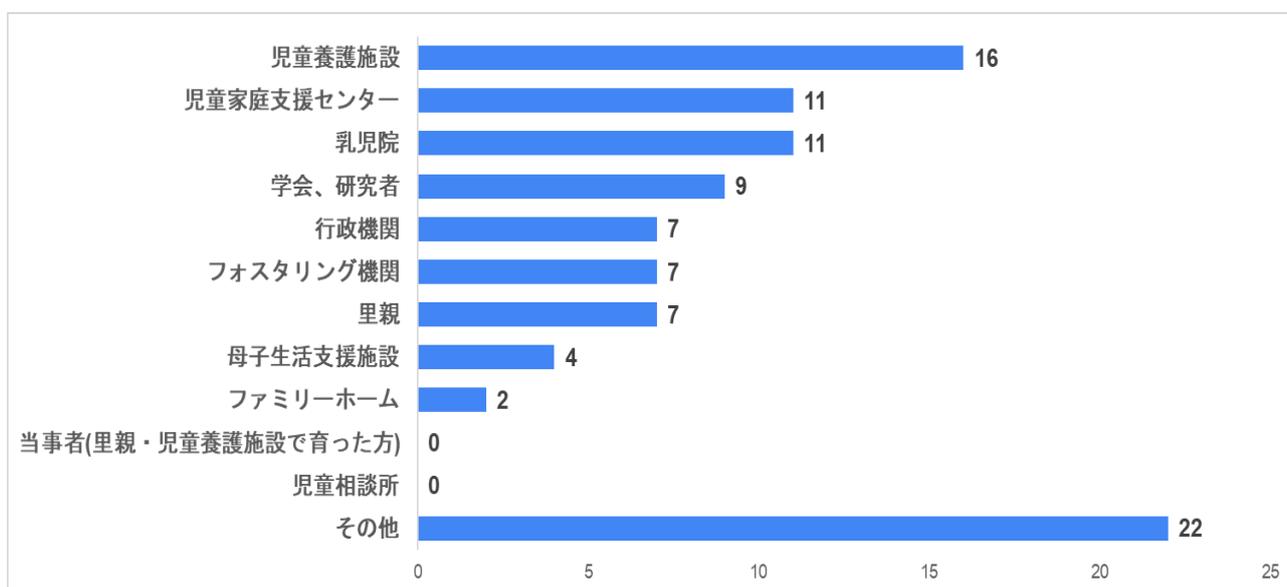
2. 参加者の年齢区分

～19歳以下は0%、20～29歳は6%、30～39歳は9%、40～49歳は35%、50～59歳は28%、60～69歳は17%、70歳以上は5%でした。

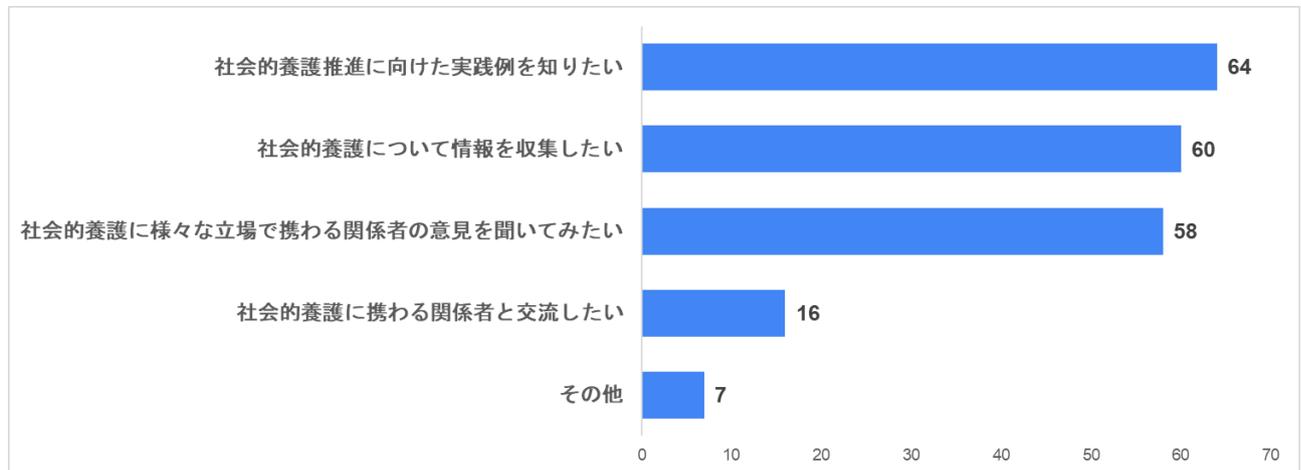


3. 参加者の所属 ※複数回答可

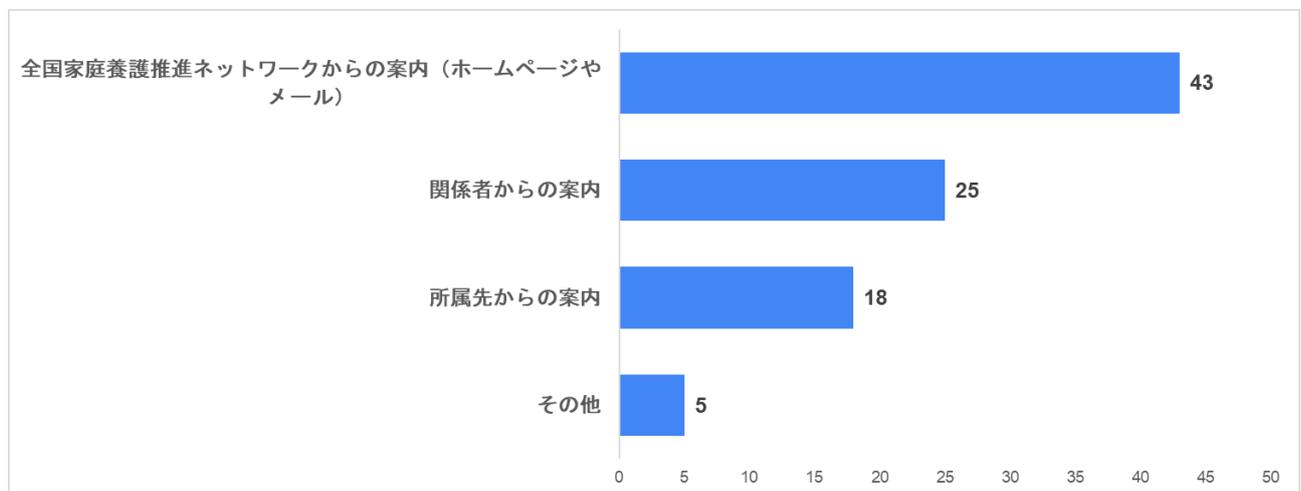
子どもの社会的養護に関わる色々な関係者にご参加いただきました。多い順に、児童養護施設、児童家庭支援センター、乳児院、学会・研究者、行政機関、フォスターリング機関、里親、母子生活支援施設、ファミリーホームの順でした。



4. 参加目的 ※複数回答可



5. フォーラムを知った経緯 ※複数回答可



6. 特に興味深かった内容

- ・ 事例発表では、先進的な活動が知れて良かった。日々の業務で取り入れられないか検討したい。
- ・ 保育所での実践例
- ・ 「家庭をひらく、家庭をつなげる」
- ・ 社会的養育、家庭支援と市民参画
- ・ 民間機関によるフォスタリング機能
- ・ 児家セン和の実践、第三の居場所
- ・ 里親制度は基本、県の事業だが、地域の資源を知るには限界があるため、市町村とも共有が必要。
- ・ 各地の実践的な取り組みの内容は参考になりました。
- ・ 今後の社会的養護の施策のあり方として、里親委託措置を市町村に移すという山縣先生の意見には将来的な展開からも期待できる方向性ではないかと思いました。また、里親委託が進まないこと背景には、林先生のコメントのような「養育観」の共有がなされていないことも大きいと思います。社会的養護と家庭養育を繋ぐ場合は、そのことについても諦めずに議論し続けることも必要だと思います。
- ・ 古屋先生の「やわらぎ」の活動内容が、職場(児童家庭支援センター)にとって参考になります。
- ・ 義務的経費などの財政的な根拠や先駆的事例を制度化することの難しさも興味深かったです。
- ・ 社会福祉法人尾道市社会福祉協議会の取り組み
- ・ 麦の子会の実践。制度がなくても目の前のニーズに支援を合わせていく、その実際のプロセスがもっと知りたい。
- ・ 麦の子会の包括的な取り組み
- ・ 林先生の子どもを育てる場所の価値観を変えていくという話
- ・ 児家センの義務予算化
- ・ 制度を分断しない「むぎのこ」の取り組みや、石川県のマイ保育園・マイ幼稚園登録など先進的な取り組みが、様々な子育て支援と「相談できる」意識改革へとつながると期待できた。
- ・ ディスカッションのところ。藤井先生の上手なコーディネートもあって、シンポジストの方や助言者の方の意見が噛み合って、すごく参考になりました。
- ・ とくに現場からの実践報告が興味深かったです。
- ・ 麦の子会、石川県のマイ保育所、マイ幼稚園事業
- ・ 児家センの活動
- ・ 全体を通じて興味深い内容でした。ありがとうございました。特に、佐藤まゆみ先生の調査研究は、これこそ「エビデンスに基づく検討」につながると思いました。また事例発表の皆様取り組みや、林先生や中野課長が言われたように、支援対象者のニーズに沿って新たなサービスを工夫して創設している取り組みを制度化するトムアップ型支援と、トップダウン型の平準化したサービスの両方だと思います。
- ・ 上鹿渡先生のご意見

アンケート

- ・ 特に事例発表に対するまとめ、意見がわかりやすく共感や再認識しやすかった。
- ・ 地域内の多職種が連携していくための具体的な方法
- ・ 義務的経費化について
- ・ 第三の居場所事業について
- ・ むぎのこさんの取り組みです
- ・ 山縣先生の「公的なサービスを利用しない人がいる、制度にお金をつけるだけではなく、民間の介入も必要」という視点が印象に残りました。
- ・ 柏女先生の基調講演がわかりやすくなりました。実践活動の紹介も刺激になりました。
- ・ 全体的に興味深かったですが、家庭支援としての社協の取り組みが「保育」としての取り組みではなく、居場所としての取り組みであるということを確認していたのに関心を惹きました。
- ・ キアセットの「里親になってよかった」のポジティブ経験を里親とSWが共有できるようにする。（「歌う魚屋」の動画を見てください）マイ保育園登録子育て支援プラン。子ども第三の居場所。
- ・ 「子ども第三の居場所事業」_山田克芳（尾道）さんのご講演
- ・ 児家センやフォスタリング事業のように、制度ができる前に先駆的に取り組んでいる事業が制度化されても、都道府県の担当者の理解が無ければ財政的に安定しない状況を改善しない限り、これらの事業に積極的に参入することはない。様々な取り組みを知り、課題が良く理解できた。すべての取り組みが興味深かった。
- ・ 社会的養護と家庭支援との連携の考え方、今後の方向性
- ・ 様々な形の社会的養護があること
- ・ 児童発達支援センターの方々のお話がとても勉強になりました。
- ・ 全国で様々な取り組みがされていますが、そのことを法律や予算にどのように結び付けていくのか具体的な意見交換をしていたので興味深かったです。
- ・ 児童家庭支援センター和の発表、ディスカッション
- ・ 田村大臣への要望書
- ・ 自分の立場上から古屋先生、傘先生、渡邊先生、佐藤先生の事例発表。
- ・ 人員と金銭的に充実していればより良い支援ができる
- ・ 児童家庭支援センター「和」の宿泊支援
- ・ 事例③、④
- ・ 社会的養護につなげるだけでなく、解除された後、出口支援が必要だと実感した。
- ・ 児童福祉法改正に向けての提言、麦の子会の取り組み
- ・ 同業者として児家セン「和」様からの話題提供
- ・ ディスカッションが良かったです。
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 「麦の子会」の取り組みについて。
- ・ 民間機関によるフォスタリング機能について、キアセットからの発表

アンケート

- ・ 事例①義務的経費と裁量的経費、それに対する中野課長の「諸刃の剣」の言葉。
- ・ 施設入所になる前のハイリスクケースへの支援とその財源確保のための今後の評価について。美談ではなく、どう財源確保し今後に活かしていくのか関心を持った。
- ・ 児童家庭支援センター和の取り組みと、シンポジウムがとても興味深かったです
- ・ 事例発表における先進実践の事例が大変参考になりました。
- ・ 児家センの事例
- ・ 児童家庭支援センター和の活動内容及び同職種に見られる課題点について
- ・ 里親制度について
- ・ 乳児園、児童発達センター、等々の事例報告
- ・ 事例発表。特にマイ保育園の登録システムは継続的な支援に繋がるので、他地域でも導入を検討して頂きたいと思いました。
- ・ 各実践例が興味深かったです。
- ・ 児童養護施設中心ではなく児家セン中心に考える視点
- ・ 横断的な制度の活用、ケアマネジメント、ソーシャルワークの必要性について
- ・ 子どもの居場所のあり方について
- ・ 上鹿渡先生から紹介された当事者（子ども）の言葉
- ・ アドボケイト、乳幼児向けソーシャルワーカーが必要
- ・ 登壇・発表されたどの内容も大変興味深く勉強になりました。
- ・ ディスカッションでの「当事者参画とアドボケイト（海外）」（林浩康先生）のお話が興味深かったです。ディスカッションでは、個々の先生方の率直なご意見をうかがうことができ、大変有意義でした。
- ・ 事例発表①と 上鹿渡教授のお話
- ・ ディスカッションでの制度改正論議
- ・ 尾道市社協山田先生の家庭支援としての「第3の居場所事業」
- ・ 里親の役割等についての考え方
- ・ 講師陣のディスカッション、忌憚ないご意見がきけてとても興味深かった。ZOOM開催である分、登壇者数を問わずに話がきける良さも感じました。
- ・ 様々な事例
- ・ 有識者の方々の感想
- ・ 事例報告 児童発達支援センター 保育所の家庭支援

7. 今後の児童福祉法改正について、どのような方向に制度改正が進めばよいか。

- ・ 乳幼児総合支援センターなどの設置について
- ・ 保育所等においてもソーシャルワーカーを配置し、家庭支援を専門的に実践できるような方向性が望ましいと考えます。
- ・ 虐待予防の視点が含まれ、かつ家庭支援の予算的措置が明確になるような改正法
- ・ 在宅支援における義務的経費化
- ・ 制度改正の趣旨や背景を、県や市町村の職員にもわかるように国は研修等を徹底して欲しい。厚労省の施策が地域にそったものでも、地域におりる時には、その趣旨が歪んでしまい、行政は地域の支援者の取り組みを理解できていない。
- ・ 児童福祉法の役割が度重なる改正の中で見えなくなってきましたが、子どもの福祉の向上に資するという大きな理念を壊さずに、家庭の形に左右されない、経済的状況に左右されない子どもの育ちを社会が守るという理念が残ればよいと思います。個別の法律が次々に策定されていくため、重複する部分も出てくると思いますが、児童福祉法は細かい事業の運用について網羅するようなものでなく、統合的に子どもの福祉、ウェルビーイングのゴール(目標)掲げるものとして残って欲しいと思います。
- ・ (制度の枠内で活動するだけでなく、) 子ども・保護者のニーズから社会資源をつなぐ考えを持つソーシャルワーカーをどう増やすか、財政的にも資格付与の点でも議論を深めてほしいです。
- ・ 子どもが子どもらしく生きる権利を明確になればより良いと思います。
- ・ 「施設否定」わからなくない現状がありますが、大きな原因は、お金と人の不足です。本当に子どもたちのためのよい支援をするためには、児童養護施設の配置職員数は倍は必要です。また、親権が邪魔することが多いです。本当に子ども主体の支援ができるような法的権限を整えてほしいです。
- ・ 子ども支援を包括的といいつつも、児童分野の中だけで解決しようとしている印象である。それは児童福祉関係の既存の資源としか結びつかず、結果、自身でのサービス開発となり負担感が増す。地域の社会資源をもっと活用しともに資源をつくるよう地域の関係者との連携協働していくことが児童分野には求められるのではないか。それによって養育の価値観の変化も生まれてくることにつながるのでは。子どもへの直接支援とともに、家族支援をさらに強めること、山縣先生が発言されたように子ども支援についても他法の活用などを考えるべきでは。
- ・ 課題は支援につながらない層でもあるのでアウトリーチの視点も重要。
- ・ 先駆的な取り組みを制度化して普及することについて、生活困窮者自立支援制度の創設にあたっては、目の前のニーズに対応してきた現場の先駆的实践を、各地域の実態にそったかたちで継続できるように制度設計がされている。児童の分野においては特にドラスティックな制度改正をしなければ、今の時代のニーズに対応できないと考える。

アンケート

- ・ 支援の対象になる子どもや養育者のためになることはもちろん、支援者の生活(時間や収入、心身の健康)の保障もされるよう制度を変えていただきたいです。
- ・ フォーラムでも議論されていたように、現場での先進的な取り組みが制度化されていくような仕組みと体制づくりは不可欠と感じるが、そこに様々な制約がかかることで本来の目的がぶれないよう、関わるもの同士が意識を共有していきたい。
- ・ 以前ショートステイに関わっていた時も、必要性は痛感しても、人の手配に本当に苦労した。里親さんの活用も考えるが、コーディネートに専門にする人がいないと、できないことだと思う。地域の中のコーディネート役を位置付けて(人件費的に)欲しい。
- ・ 児相にかたよりがちな相談支援を身近な地域に拠点を移すこと。
- ・ 「援対象者のニーズに沿って新たなサービスを工夫して創設している取り組みを制度化するボトムアップ型支援と、トップダウン型の平準化したサービスのバランス」については、発達や障害でも、定型にはまらない場合には個別性が大きいいため、それぞれに合う支援になるようにセミオーダー型に支援を作れる柔軟さのある仕組みが必要だと思います。社会的養護も家庭支援も、いずれも子育てに支援が必要な家庭に対する支援の仕組みづくりと理解しています。「ポピュレーション」と「ハイリスク」という用語では、その狭間が生まれるのではないのでしょうか。ハイリスク群にカウントされたくないという心理が必要な支援から養育者を遠ざけるのだと思います。相澤先生が述べられた支援の必要量の「スペクトラム」を表現することで、繋がりができるのではないのでしょうか。市町村の認識も変化するのではないかと考えます。虐待が親子関係の葛藤であったり、社会のストレスの影響があったり、複合的な要因から生じる状態と考えられています。各子育て家庭の生活の変化において、それらの要因の変化によって、不適切な養育はどのような子育て家庭にも起こりうると考えられています。そのため、むぎのこ会さんの取り組みを伺い、不適切な養育、虐待を指摘されたことがきっかけになっても、それを受け止めて、それを超えて、共に生きる社会を想定する(ビジョンとする)ことが必要だと思いました。それが実現した社会を想定したとき、子育て家庭で子どもはどのような状態にあり、養育者はどのような状態にあるのでしょうか。不適切さを明確化する以上に、多様性を認める社会において、健全な家庭を明確化することは難しいように思います。しかし、私たちはポジティブな目的に向かって支援していくことが必要だと思います。「私たちの選択だ、介入しないでほしい」という言葉にたじろぐことなく対話していくことが可能となるためには、実践者による研究の場が必要ではないかと考えます。「エビデンスに基づく」というところのエビデンスは、実践者の取り組みから得られるものも重要であるはずですが、現状ではその余裕がありません。実践者に研究を可能とする時間的余裕とその評価(研究をしている時間は働いていないのではなく重要な労働だという認識)を取り入れていただきたいです。(もちろん、研究成果についての吟味も必要だと思います。)
- ・ 今回の研修で何度も聞いた「制度を超えたサービス自体の連携」は本当に望むところです。
- ・ 在宅でできる家庭支援の充実と予算的な裏付け
- ・ 親権について。状況に応じて親権の垣根の高さを低く出来ればよいと思います。

アンケート

- ・ 義務的経費にするだけで解決するのではなく、制度からこぼれ落ちる人にこそ行き届くサービスを考えないといけないと思う。
- ・ 司法とのかかわりの強化。
- ・ 子どもの意見が尊重され、社会的養育における社会資源の役割が明確に示されること（例えば、施設養護の高機能化・多機能化として、具体的に何が求められるかなど）を望みます。
- ・ 山縣先生がおっしゃった「社会的養護も市町村で責任を持って行う必要がある」に大賛成。
- ・ 地域での親子支援の充実で、子どもたちが実親家庭等で安心して暮らせるようになればいい。
- ・ 社会的養護と在宅支援の連携について、「地域」をキーワードとした方向に進むことに期待します。
- ・ 様々な選択肢の全てに対しての手厚い報酬
- ・ 職員数の増加や人材育成、地域あった事業展開に予算がつくと良いと感じました。
- ・ 医療・福祉・教育の真の連携。国・県・市町村ともあいかわらずの縦割り行政になっていることから機能しきれていない部分が多々ある。ぜひ子ども庁を創設して、子どもに関することはすべてそこで専門職が回せるようにするべき。
- ・ 支援可能な職員等の人的配置の拡充
- ・ 制度改正がどのように変わっても子どもたちが安心して暮らせるようになれば良いと感じました。
- ・ 地域での子ども家庭支援の充実を目指しての法人改革、制度改革が必要と思います。
- ・ 社会全体で子育てすることが明確・明文化され、家庭や保護者への介入が行政でなくてももっとしやすくなれば…と思います。
- ・ 世の中が複雑化し、社会的な問題の解決がこれまでよりも難しくなっていると思います。里子や里親が法的な問題を抱えて困ったときに、弁護士さんなどから助言を受けいれ体制を、制度としてもっと保証できないものかと思います。法テラスの社会的養護版のような。
- ・ 専門的な人材の確保や予算面での言及がなされると良いと思います。
- ・ 構造改革の必要性で提言されているとおりだと思います。
- ・ 看護業界が人材確保の為にしている看護必要度、訪問介護の支援の点数化等、児童福祉の分野が発展する為には具体的な評価材料が必要だと思う。それを作れば自ずと予算がつき、必要な支援が続けられるサイクルができと思う。
- ・ 施設がしっかり社会的養育を担うことができるよう財政面、制度面を整えていただきたいと思います。
- ・ 児童家庭支援センターの義務的経費化
- ・ より他職種連携を図り、対応機関同士の協力の下、児相・市役所の業務をより専門化する
- ・ より自治体に密着して支援が行えるような制度の仕組み
- ・ 根本的に、社会的養護児童を増やさない為にも、まずは学童期から親になる為の知識を学ぶ機会を増やさなければいけないと感じています。
- ・ 市町村と民間機関との連携強化（現在の制度の狭間にある子どもの把握ができ、サポートできるように）
- ・ 学校や認定こども園の児童福祉法上の再位置づけ。所属のない児童の対応をすべて福祉領域が担い、福祉に繋がれた先で教育（＝文科省）プロパーの関わりがないことが見受けられる。実際、課題のある子

アンケート

どもの対応は、教員がせずに SSW がやる学校が増えている。それがいけない訳ではないが、教員が福祉をやらなくなった弊害はある。学校が自分のところに来た児童にだけ教育を行う機関になれば、さらに教育格差が進まないか懸念する。また、学童期の子どもと関わる主な国家資格は保育士。しかし、未就学期と学童期の発達課題は全く異なる。このことにも上述の問題の一因があるように思考する。

- ・ 虐待の発生防止に有効な施策の実施
- ・ 乳幼児向けソーシャルワーカーの制度化
- ・ 地域社会で住民参加型の子育て支援を充実させる方向に制度改正が進めばよいと思います。それによって児童相談所の負担が軽減し現在の状況が改善されることを期待しております。
- ・ 社会的養護に子どもを委ねる・託す決断をされた実親が、我が子を手放したことを悔やみ自身を責め続けるのではなく、「他者と協働する子育ての中で、当時の状況において最もよい方法を選択し、親として我が子の最善の利益を守った」と思える時がくるように支援することも重要だと思いました。
- ・ 在宅支援措置の創設
- ・ フォスタリング機関を社会福祉法の事業にし、措置費事業にする
- ・ 地域格差を感じます。先進地域の取り組みを聞けば聞くほど、わが地域では何年先の話だろうと思ってしまう。課題は見えてはいるのに現状維持に固執し、変化を起こすことを恐れるかのような空気に包まれていることがとても歯がゆいです。変わっていくことを推奨し、結果を出すことを応援する方向性での施策や制度改正を期待しています。
- ・ 虐待ばかりではなく、家庭支援の重要性、またその連続性を明記してほしい
- ・ 子どもたちや家庭の幸せのため、そのための支援体制が進むことを願います！
- ・ 子どもを主体とした関係機関の連携の円滑化 選択可能で多様なサービスの提供

8. 子どもの社会的養護について、特に関心のあるテーマ

- ・ 里親制度
- ・ アタッチメントの問題についての取り扱いについて関心がある
- ・ 里親と施設の連携
- ・ ハイリスクケースが施設入所に至る前に継続的にケアされる在宅支援の確立
- ・ 全国各地で皆さんが工夫して行っている事例を知りたい
- ・ 里親ショートステイ
- ・ 社会とのつながり、保護者と子どもそれぞれとその両方
- ・ 児童家庭支援センターの機能強化と地域支援
- ・ 子どものアドボケイトを大切にするという締めくくりに同意する。子どもの権利条約にいう団結権などの行使は、そもそも教育が下地にあつてこそ成り立つ。子どもをどう擁護するかと子どもの発信力をどう身につけさせるかは不可分の問題である。全く違う領域だという認識でマクロ・ミクロ両面に施策が進められているように見える。
- ・ アドボカシーのあり方
- ・ 出自を知る権利、子どもの知る権利
- ・ 虐待防止
- ・ 乳幼児の愛着障害
- ・ 里親と実親の関係調整、里親支援、社会的養護前・後のケアを含んだ実親支援、社会的養護で成長した子どものアイデンティティ形成
- ・ ショートステイ里親
- ・ 新たな措置費体系の検討状況
- ・ 家庭支援と社会的養護をつなぐ具体的な活動について、取組めるものを探しています。
- ・ 家庭養護
- ・ フォスタリング 施設の多機能化
- ・ 社会的養護下に入らなかったけれどハイリスク家庭で暮らす要支援児への支援
- ・ 施設における地域拠点への取り組み～協創・協働で築く多機能化と機能強化

9. フォーラムの改善に向けてのご意見

- ・ 本日のフォーラムの事例報告で、様々な機関・団体が家庭支援を始めていることを知ったが、そのどれもが、戦後の母子寮、母子生活支援施設が内包している支援コンテンツだと改めて気づかされた。社会的養育の領域でなぜか遅れをとる母子生活支援施設は虐待予防を担い、かつ家庭そのものを養護してきた、親対応のプロ集団でありながら、里親支援には関われないという矛盾を持つ。ぜひ、母子生活支援施設の在り方についてはフォーラム内で話題に取り上げていただきたい。
- ・ 3先生方の話の時間を確保していただき良かったです
- ・ 今回は、少し登壇者が多すぎて時間が不足気味で残念でした。また、テーマに「児童福祉法改正に向けて」となりましたが、このシンポジウムから何か具体的な提言を出すのかと思いましたが、結論が曖昧だったように思いました。最終的に何を改正すべきと提言するのかをもっと焦点を絞って明確に伝えていただけると、「緊急」の意味があって良かったと思えました。
- ・ 有益な議論をうかがい、とても勉強になりました。広く多くの人に子ども、親についての関心が広まることを望みます。生まれた場所や環境によって子どもが不利益にならない社会を作るためにも、フォーラムと一緒に考えていきたいです。
- ・ 時間がない中、後半部分が早く進んでしまったので、一日開催でも良いのではないのでしょうか。
- ・ いつも盛りだくさんで、消化しきれないくらいですが、もっと時間があっても消化しきれなさは同じだと思うので、このくらいがいいです。ただ、コロナが落ち着いたら、ぜひ以前のような交流会があるととても直接お互いに情報交換ができてありがたいです。
- ・ 発言者が盛りだくさんすぎる。もう少し絞って深めてほしい。
- ・ 事前の資料も含め大変内容の濃い研修だったが、時間の制約もあり、私自身の理解がなかなか追いつけなかった。また、改めて復習したいと感じた。
- ・ Zoom を利用しての開催、1月に比べてずいぶんスムーズだったように感じました。
- ・ 今後も会場開催と併用していただけると参加しやすいと思います。
- ・ もりだくさんすぎて、一人ひとりの発題が活かされておらず、中途半端な感じがし、もったいないと感じました。
- ・ ご報告いただいた事例から、観念的に描いていた目指すべき取り組みが、実現できないことではないことがわかりました。本当に貴重なご報告を聞かせていただき、ありがとうございました。
- ・ 少し時間配分が気になりました。
- ・ 特に今回のフォーラムに限ったことではないが、オンラインの場合、マイクの性能により音声が不安定で聞き取りにくいことがある。聞き取りにくくなると集中することが難しくなる。
- ・ 「まとめて資料をダウンロード」がパスワードを入れてもできなかったためダウンロードに時間を要した

アンケート

- ・ 主催側の人数をもう少し減らして（4～5組織）ディスカッションや助言の時間をもっと多くとって欲しいと思いました。
- ・ 進行（時間配分）が事前にもっと調整できたのではないかと思った。ご自身の主張の資料をプレゼンする時間が長く、もっとディスカッションが活発に行われると思ったので残念。
- ・ オンラインの研修も良いと思いました。
- ・ 地方居住のため、コロナが終わっても、オンライン参加できるようにしていただきたいです
- ・ シンポジウムはテーマを決めて自由に意見を言い合う時間を多くとってほしい。多くの発表がありすぎて、中途半端で消化不良。
- ・ 1年間に1回など定期的で開催してほしいです。1年間でどこまで進んだかを確認しながら、将来を一緒に作っていききたいです。
- ・ 今回の内容はとても興味深いものばかりでしたが、やや時間が足りていない印象を受けました。発表者をしぼるか、時間を長くとるかどちらかが良かったと思います。
- ・ 幹事会に母子生活支援施設のメンバーが入っていないのが心配です。
- ・ 「緊急シンポジウム」という設定は素晴らしい。子どもを取り巻く環境はまさしく一刻を争っていることが伝わる。事例発表者、シンポジストはとても賢沢なメンバーでタイムリーであったが、残念だったのはシンポジウムの時間配分。みなさんがされる中身の濃いお話をもう少し聞きたかった。これは決してクレームとかではなく、もっと聞きたい！もっと学びたい！備えたい！という思いの表れです。
- ・ 半分程度に発表等減らし、質疑等を増やす
- ・ 詰め込みすぎで、じっくりと聞きたい内容が聞けなかったのが残念でした。
- ・ これからも、子どもと家庭の未来を目指して、新たな視座と提起を願っています。益々のFLECの発展を願っています。
- ・ パネリスト同士の討論や、厚労省とパネリストの討論がもっとあったらよかった
- ・ アンケート結果も公開してもらいたい
- ・ 社会的養護の発展に向けて、フォーラムとして行政に提言する、あるいは、フォーラムで得た知識や見方をそれぞれの所属団体から行政に提言するにあたって、参考にできるような内容を、これまで同様維持していただきたいと思います。
- ・ 多くの事例を聞かれる事は良かったが、伝えるほうとしては15分で伝える難しさを感じました。
- ・ 後半話しが駆け足だったので、もう少しきちんと聞きたかったです。
- ・ これまで児童福祉の仕事に10年程携わり、現在は育児の為一旦退いている身です。フォーラムの内容は非常に勉強になりましたが、最後に課題の一つとして上がっていた「どうしたらこれらの先駆的な支援が全国に広がるか」ということに関して、1つ提案させてください。既存のものがあれば、私の勉強不足ですみません。今回の先駆的な活動のみならず、児童福祉の研修は素晴らしい内容がたくさんあるのに、実際にその情報を必要とするスタッフに届かない理由は①研修がある事を知らない、それくらい日々の業務に追われている②知りたくても、今の若手はどう調べたらこの研修に辿り着くかよくわからない③内容をかみ砕いてくれないとわからないだと思います。その解決方法として、例えばCINIIのよ

アンケート

うなシステムはあるのでしょうか？私は元医療従事者で、医療従事者専用の医中誌やメディカルオンライン等の文献検索ページが職場のパソコンにあり、そこから知りたい病名やケア等を調べられ、研修に行く時間がなくても、スタッフは無料で(職場で月額料を払っている)様々な知識やケアのヒントを得ることができていました。児童福祉の更なる発展の為、時間に余裕がある人や教授レベルの人だけでなく、現場のスタッフにこれらの生の活動報告が見られる事を期待します。

- ・ 録画配信をして頂き、後日ゆっくりと拝見する事が出来ました。
- ・ 今後もぜひ、参加させていただきたいです。
- ・ 自説の主張が多く、討論が少なかったので、どんな言説を共同アピールとして訴えたいのかわかりづらかった。
- ・ 時間配分
- ・ 里子、養子の考えを発表する場を入れてほしい
- ・ 当事者の方や当事者研究の方から、当事者の「声」を届けて頂ける機会があれば幸いです。
- ・ 今回のように緊急開催はありがたいです。大変勉強になりました。
- ・ 盛りだくさんで時間がたりなかったかなあと思いました。
- ・ YouTube 視聴期間をもう少し伸ばしていただけたら有り難いです。
- ・ F L E C フォーラムではいつも現状に合った視座をいただき感謝しています
- ・ 今後も先導的なシンポジウムや研修会の企画運営を望みます

報告書

FLEC フォーラム・緊急シンポジウム

社会的養護と家庭支援をつなぐ～児童福祉法改正を展望して

発行 一般社団法人 共生社会推進プラットフォーム

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-10-7 島村ビル2階

TEL 03-5738-8548 FAX 03-5738-8549

MAIL info@isephp.org
